

事業報告

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

目 次

1. 薬剤師養成のための薬学教育への対応	4
(1) 薬学生実務実習受入体制・指導体制充実・強化	
(2) 薬学教育モデル・コアカリキュラム等の見直し・提言	
(3) 大学及び関係団体との連携強化	
2. 生涯学習の充実・推進	6
(1) 新たな生涯学習支援システムの運営・普及	
(2) e-ラーニングシステム配信コンテンツの製作	
3. 薬剤師・薬局機能の充実及び医療安全対策の推進	8
(1) 医薬分業の質的向上を図るための都道府県担当者会議等開催	
(2) 「薬と健康の週間」への対応	
(3) 医薬品等の適正使用推進対策	
(4) 薬局・病院等における医療安全管理体制の整備・充実に関する事業	
(5) 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業継続実施への支援・協力	
4. 医薬品等情報活動の推進	14
(1) 国民への医薬品等情報提供サービスの拡充・推進	
(2) 国・企業・学会等の情報の収集・評価・伝達	
(3) 薬剤イベントモニタリング(DEM)事業の実施	
5. 公衆衛生・薬事衛生への対応	17
(1) 学校薬剤師活動の推進支援	
(2) 健康増進関連事業等の検討と実施	
(3) 自殺予防対策への協力・対応	
(4) 薬物乱用防止活動の推進	
(5) ドーピング防止活動及びスポーツファーマシスト養成事業への協力	
(6) 新型インフルエンザ対策への対応	
(7) 都道府県薬剤師会関係試験検査センターを活用した調査実施等	
(8) 食品の安全性確保への対応	
6. 地域医療・介護への取り組み強化及び医療安全の確保への対応	27
(1) 医療計画の策定に関し、医療資源としての薬剤師、薬局の役割の明確化と 医療連携体制への積極的な参画推進	
(2) 在宅療養推進アクションプランの推進	
(3) 医療用麻薬の適正な供給、管理、利用のための環境整備	

(4) 在宅療養推進のための各種調査の実施と検討	
(5) チーム医療における薬剤師業務の拡充と役割の明確化	
(6) 後発医薬品の使用促進	
7. 医療保険制度・介護保険制度への対応	33
(1) 調剤報酬体系における当面の課題、在り方等に関する調査・研究及び検討	
(2) 調剤報酬請求事務の適正化	
(3) 社会保険指導者の研修・育成	
(4) 薬価基準収載品目の検討	
(5) 医薬品産業政策及び流通問題への対応	
(6) 後発医薬品の使用促進	
(7) 消費税引き上げへの対応（社会保障・税一体改革関係）	
8. 災害時等の医薬品の確保・供給への対応	39
(1) 災害時等における医薬品等の確保・供給のあり方の検討	
(2) 災害時の救援活動等への協力・対応	
9. 都道府県薬剤師会等との連携・国際交流	41
(1) 日本薬剤師会学術大会（静岡大会）の開催	
(2) 上記1から8及び下記10に係る事業の連携・協力	
(3) 日本薬学会等学術団体との連携	
(4) FIPへの協力・支援及び参加促進	
(5) FAPAへの協力・支援及び参加促進	
(6) WHO等国際組織活動への協力と交流促進	
(7) 各国薬剤師会等との交流	
10. その他	44
(1) 職域部会の活動推進	
(2) 病院・診療所に従事する薬剤師の処遇改善に向けた取組み	
(3) 組織・広報活動の推進	
(4) 公益法人制度改革への対応	
(5) 薬剤師職能、本会事業の広報並びに周知	
(6) 日本薬剤師会雑誌の発行	
(7) 各種媒体による本会公益活動の周知	
(8) 会員拡充対策の推進	
(9) 日薬120年記念事業の準備	
(10) 薬剤師賠償責任保険制度等の普及	
(11) 薬剤師年金・共済部等福利制度の運営	
(12) 日本薬剤師国民年金基金等への支援	
(13) 薬学生の活動に対する支援・協力	
(14) 日本薬剤師会館建設に向けた対応	
(15) その他本会の目的達成のために必要な事業	

事 業 報 告

超高齢社会の到来を踏まえ、政府では、増大する年金・医療・福祉支出を抑制しつつ、国民が安心して生活ができる社会保障制度の安定した運営を維持するため、社会保障と税の一体改革を推進しており、半世紀にわたり国民の健康面の安心と安全を守ってきた我が国の社会保障制度・皆保険制度は大きな転換を迎えていく。

こうした中で、医療保険制度の適切な運営や国民への医療提供に大きな影響を与える平成24年度診療報酬等の改定が行われた。逼迫する財政状況下にも拘らず、技術料は1.384%のプラス改定となったものの、薬価等が1.380%のマイナス改定となったため、実質では医療費ベースで0.004%のプラス改定にとどまった。薬剤費の占める割合が大きい調剤報酬は、薬価引き下げの影響を大きく受けるために、必ずしも満足できるものではないが、同時に改定される介護報酬においても、薬剤師・薬局への期待が大きいことを踏まえて、求められる役割を果たすべく業務の充実に向けて、会員はじめ関係者への周知を図る必要がある。

また、平成24年度は、長年の夢であった6年制薬剤師養成教育を修了した薬剤師が巣立った。新たな薬剤師の輩出を見据えて、平成23年末には薬剤師国家公務員俸給表が改正され、待遇面でも教育年限を考慮した体系とされたことは、新たな薬剤師への期待の大きさの表れと認識し、その期待に応えられる業務環境の整備を図る施策を講じて参りたい。

また、薬事法改正に伴う医薬品販売制度に係る経過措置期間が、平成24年5月をもって終了した。これまでの販売制度定着状況調査結果は遺憾ながら満足できるものではないことから、国民・消費者からの信頼を得られるよう、

法の完全施行以降は全ての薬局で適切な販売対応が実行されるよう、きめ細かな会員指導を進めている。

さらに、平成25年度からの次期医療計画の開始に向け、厚生労働省では、変化する地域の医療ニーズに的確に対応し、地域医療提供体制の充実を目指して、在宅医療を大きな柱とする新たな地域医療計画の策定に係る国の方針が都道府県に示される。その方針を受けて都道府県では、平成24年度から地域保健医療計画の見直し作業が開始されることから、地域保健医療計画の策定に際して、薬局・薬剤師が医療の担い手として適切に評価されその役割を果たせるよう、都道府県薬剤師会に対して情報提供を行う等の支援を進めた。

一方、公益法人制度改革については、内閣府に公益社団法人としての認定申請を済ませており、新たな公益社団として活動を開始した。公益社団法人として、医薬品の供給を通じ国民の健康で安心な生活を守るために、医薬品適正使用のより一層の確保に向けて、施策を講じていく。

本会の創立120周年を来年度に控えて、長年の懸案であった日薬会館の建設については、本会諸活動の拠点として相応しい場所の確保と会館の建設に向けて努力を傾注していく。また、薬剤師の今後を見据え、将来の進むべき方向を示した薬剤師の将来ビジョンを踏まえて、さらに一層の努力を傾注していく。

以上の点を踏まえ、本会は平成24年度、都道府県薬剤師会との連携のもと、国民の健康な生活の確保・向上に寄与することを目的として、新定款第4条に定める以下の事業を行った。

- (1) 薬学及び薬業の進歩発展に関する事業
- (2) 薬業を通じて医薬品の適正使用等医療貢献に関する事業
- (3) 公衆衛生の普及・指導に関する事業

- (4) 薬事衛生の普及・啓発に関する事業
- (5) 地域医療への貢献並びに医療安全の確保に関する事業
- (6) 災害時等の医薬品の確保・供給に関する事業
- (7) 都道府県薬剤師会等との連携、協力及び支援に関する事業
- (8) その他

1. 薬剤師養成のための薬学教育への対応

(1) 薬学生実務実習受入体制・指導体制充実・強化

1) 薬学教育委員会での検討

平成 24、25 年度においては、薬学教育及び実務実習に関する諸課題に対応するための委員会として、薬学教育委員会が設置され、活動を行っている。平成 24 年度においては、改訂作業中の薬学教育モデル・コアカリキュラムが完成した際の指導薬剤師等関係者への伝達方法、薬局実務実習担当者全国会議の内容及び実施時期、来年度以降の薬局実務実習受入に関するブロック会議の在り方等について協議を行った。

なお、同委員会では検討事項も多岐に亘ることから、9月 14 日開催された第 1 回委員会において、本委員会とは別に、①薬学教育モデル・コアカリキュラム改訂に関するワーキンググループ（以下、「WG」）、②薬学生実務実習指導の手引き改訂 WG、③認定実務実習指導薬剤師養成ワークショップ WG と、3つの WG を立ち上げ、本委員会委員及びその他関係者を各 WG に割り振り、そこで各担当事項につき具体的な検討及び作業を行うこととされた。

2) 薬局実務実習受入に関するブロック会議の開催

本会では平成 17 年度より、実務実習の受入体制整備を目的に、都道府県薬剤師会の協力の下、薬局実務実習受入に関するブロック会議を

開催しており、本年度も全 8 地区において開催した。なお、本年度においても大学との一層の連携強化のため、地区内の全薬科大学及び薬学部関係者にも出席いただいている。本年度の開催実績は以下のとおりで、会議では、平成 23 年度の実務実習実施状況や薬学教育モデル・コアカリキュラム改訂の進捗状況等について報告を行うとともに、各地区の実務実習に関する諸課題につき、踏み込んだ協議を行った。

平成 24 年度薬局実務実習受入に関する ブロック会議開催実績

() は開催地	
10月 13日	北海道地区（札幌市）
11月 10日	中国・四国地区（松江市）
12月 10日	関東地区（東京都）
12月 23日	北陸地区（金沢市）
1月 9日	近畿地区（和歌山市）
1月 14日	東北地区（仙台市）
1月 26日	九州・山口地区（鳥栖市）
2月 6日	東海地区（名古屋市）

(2) 薬学教育モデル・コアカリキュラム等の見直し・提言

薬学教育モデル・コアカリキュラムの見直しをはじめとする、薬学教育に関連した諸課題への対応や薬学教育関連会議への参画状況等は以下のとおり。

1) 薬学教育モデル・コアカリキュラムへの対応

薬学教育モデル・コアカリキュラムの改訂については、文科省「薬学系人材養成の在り方に関する検討会」の下に、「薬学教育モデル・コアカリキュラム改訂に関する専門研究委員会」が、平成 23 年 9 月より設置され検討を行っている。しかしながら、カリキュラム改訂に向けた議論は、かなりのマンパワーを必要とすることから、詳細の検討は、日本薬学会内の①「薬学教育モデル・コアカリキュラム及び実務実習モデル・コアカリキュラムの改訂に関する調査研究委員会」に委託されており、さらに実

務的作業は、①の下部組織として設置された、②「薬学教育モデル・コアカリキュラム改訂に関する調査研究チーム」が担当することとなった。②については、9月から本格的な協議が開始され、本会では②に、本会「薬学教育モデル・コアカリキュラム改訂に関する WG」のメンバーを委員として派遣しており、そこで薬局薬剤師の立場から、カリキュラムを充実したものとするため、改訂内容等につき積極的にアドバイスを行って来た。こうした日本薬学会における検討などを経て、カリキュラムの改訂に関し、○「薬剤師として求められる基本的な資質」（10項目）に基づく体系的な改訂を行う、○現行のカリキュラムでは別建てとなっている薬学教育部と実務実習部のカリキュラムを一体化する、○薬学臨床教育部に、医薬品の安全性に関する項目を入れる、といった点が合意されている。新カリキュラムは7項目で構成されており、3月末時点においては、一部の項目の内容や文言につき最終の調整が行われている状況で、平成25年4月中に全項目の最終案がまとめられる。また、最終案については全薬科大学・薬学部に送付され、アンケート調査が実施される予定である。なお、新カリキュラムは、現時点では平成27年度入学生からの導入が予定されている。

2) 新薬剤師養成問題懇談会

本年度においては、第12回懇談会が平成24年6月14日、厚労省会議室において開催され、本会からは、児玉会長、森常務理事が出席した。この日は、来年度の実務実習実施時期や各団体の活動に関する報告に加え、平成25年度よりいわゆる4+2課程修了者の本格的実務実習がはじまるところから、当該課程修了者の教育プログラムの質の担保のため、何らかの基準を設けるべきではないかと、本会森常務理事から発言があり、本件につき協議された。協議の結果、当該課程においても6年制課程と同様

に、何らかの形で第3者評価を行うことが合意された。

本懇談会は薬学教育及び実務実習関係団体が参加する大変重要な場であり、本会としては、今後も薬学教育及び実務実習の充実に向け、本懇談会の場を活用し積極的に他団体と意見交換を行う予定である。

3) 厚労省医道審議会薬剤師分科会

医道審議会薬剤師分科会（分科会長：望月正隆東京理科大学教授）のうち薬剤師国家試験（以下、「国試」）についての会議は、本年度においては7月30日に開催されており、本会からは児玉会長が委員として出席した。この日の分科会では、第98回国試の日程につき確認がなされるとともに、○国試の合格発表日を早めることの可否、○最近の薬学部入学者の質と国試合格率の関連性等について協議された。

国試の充実は、長期的に薬学教育の充実にもつながるものであり、本会では引き続き、本分科会において積極的に発言していくこととしている。

4) 薬剤師需給問題への対応

薬剤師需給の問題は、薬学教育及び薬学生の質の確保、実務実習の施設確保等の観点から大変重要な問題である。本件に関しては、薬剤師の需給に影響を与える要因の整理、需給予測のための手法・モデルの確立及び需給モデルの精緻化の検討を目的として、平成22~24年度までの3年計画で薬剤師需給動向の予測に関する研究班（研究代表者：望月正隆薬学教育協議会代表理事）が設置されており、本会では生出副会長を研究協力者として派遣し、薬局薬剤師の立場から発言を行っている。研究2年目となった平成23年度の研究結果に関しては、報告書がとりまとめられたので、都道府県薬剤師会に案内するとともに（平成24年7月6日付、日薬業発第111号）、日薬誌8月号においても概要を紹介した。本報告書においては、今後の

薬局薬剤師の需要動向に関し、在宅業務が需要の底上げ要因になると考えられるのではないか、といった考察が述べられている。なお平成25年3月末時点においては、3年目の研究結果に関して、生出副会長も参画する中で、最終のとりまとめが行われている状況である。

薬剤師需給問題に関しては、上記研究班以外にも、文科省薬学系人材養成の在り方に関する検討会（本会からは生出副会長が参画）において、薬学生の質の担保とも絡めて今後検討予定であり、本会としては積極的に関与していくこととしている。

（3）大学及び関係団体との連携強化

6年制下の実務実習及び薬学教育を充実させるうえでは、大学及び薬学教育関連諸団体との連携が重要である。本年度においては、新薬剤師養成問題懇談会（新6者懇）をはじめとする行政、その他教育関連団体主催の会合、さらに日本薬学会主催のアドバンストワークショップ（日時：平成24年11月23～25日、会場：クロス・ウェーブ梅田）に本会役員及び関係者を派遣するなど、薬局薬剤師の立場から積極的に発言を行うとともに、薬学教育全般についての情報収集に努めた。

また本年度は、6年制卒の薬剤師がはじめて誕生した記念すべき年度であることから、薬学教育や薬剤師職能等について、広く国民に広報するため、本会と薬学教育協議会をはじめとする教育関係5団体との共催で、8月5日イイノホール（東京都千代田区）にて「6年制薬剤師誕生キャンペーン 市民シンポジウム」を開催した（10-（5）-2 参照）。

2. 生涯学習の充実・推進

（1）新たな生涯学習支援システムの運営・普及

平成24年4月1日、本会は生涯学習支援シ

ステムJPALSをスタートした。

JPALSは、継続的な専門能力開発CPD（Continuing Professional Development）の4つのサイクル「自己査定 reflection」、「学習計画 planning」、「（学習の）実行 action」、「（学習後の）評価（自己評価）evaluation」に基づいて、計画的に生涯学習を進めるための支援システムである。具体的には、Web上のポートフォリオシステムに学習したことを記録し、段階制の仕組みであるクリニカルラダー（以下、「CL」）により、プロフェッショナルスタンダード（PS）383項目の到達目標を指標しながら、Webテストの受験などを経て、ステップアップを図っていくというものである。

平成23年度、都道府県薬剤師会の生涯学習担当者を招集して2回に亘り開催した生涯学習担当者全国会議の内容を受け、各都道府県薬剤師会や支部では、JPALSの紹介、登録促進のための伝達講習会が開催された。その成果により、システムへの登録者数は平成24年4月末時点で3,000人を超え、その後順調に登録者数を伸ばし、10月末時点では約9,000人、平成25年3月末時点では21,457人が利用登録を行っている。

また、JPALSスタート時の4月から平成25年3月末までの1年間、期間限定で受け付けていた「過渡的認定」*については、5月10日まで延長することを決定し、各都道府県薬剤師会に周知するとともに、本会ホームページでも案内を掲載した。過渡的認定申請受付期間を延長した経緯として、平成24年度内に本会への新規入会手続きを行った方が、JPALSに「会員」として登録する場合に必要となる「日本薬剤師会インターネット利用ID」の発行に、本会への入会手続きをしてから2か月ほどの期間を要するため、過渡的認定の申請に間に合わないケースが予想されたためである。対象者はIDを短期で発行し、申請受付も平成25年

3月31日から5月10日まで延長することとした。ただし、対象者のみに限定して延長することはできないため、非対象者についても申請を可能とした。過渡的認定を利用しCLレベル5になった利用者は、平成25年3月末時点では14,257人となっている。

4月のスタート以来、利用者からの問い合わせや都道府県薬剤師会からの要望をもとに、より良いシステムにするべく、画面案内などの軽微な修正、追記を行ってきた。その他、仕様面での機能追加により改修を行う項目（研修会情報の登録や実践記録、Webテストに関わる項目）については、7～9月にかけて検討、リストアップし、システム開発業者による改修作業を10月中旬より開始。改修部分のリリースは、12月中旬と2月初旬の2回に分けて行った。

また、本年度の日薬学術大会（平成24年10月7～8日）の生涯学習分科会では、「薬剤師の生涯学習元年－更なる自己研鑽へJPALS－」と題し、厚生労働省医薬食品局総務課薬事企画官 中井清人氏による基調講演「薬剤師生涯学習の充実による我が国の医療の発展のために」のほか、シンポジウム4演題が行われ、JPALSの概要、Webテストに関する説明、システムの活用法、今後の方向性などについて、生涯学習委員会委員や担当役員による講演を行った。また、同展示会場ではJPALSの紹介ブースを出展し、学術大会参加者への広報

（CM放映、JPALSチラシ、冊子の配布等）や、パソコンを使ってのWebテスト見本版の体験、システムの使い方の説明等を行った。

委員会活動としては、新体制での第1回目の生涯学習委員会を9月24日に開催した。今期は平成25年3～4月にかけて行われるCLレベル1から2に昇格するためのWebテスト問題の作成を始め、CLレベル6以降の検討、JPALSの広報活動、e-ラーニングコンテンツの制作など喫緊の課題が山積していることか

ら、委員会の中にWGを設置して効率よく協議を進めることとした。設置したWGは、①WebテストWG、②CLレベル6以降検討WG、③広報WG、④e-ラーニングコンテンツWGの4つで、10月末以降、WebテストWGを3回、CLレベル6以降検討WGを1回、広報WGを2回、e-ラーニングコンテンツWGを1回開催した。

平成25年2月10日には、本会会議室において、「平成24年度日本薬剤師会生涯学習担当者全国会議」を開催し、都道府県薬剤師会の生涯学習担当者約50名が参集した。会議の前半では、JPALSスタートより1年近くを経過しての全国での利用状況の報告に始まり、今後の方向性、3～4月にかけて実施するWebテストについての説明、都道府県薬剤師会や支部におけるJPALSの活用方法などについての講演を行った。さらに会議の後半では、都道府県毎にグループに分かれて「JPALSをより普及させるために」と題しディスカッションを行い、参加者全体での発表、討論を行った。発表、討論では、JPALSへの登録や登録後のシステムの使い方が浸透しづらいという意見が出され、その対策として「超簡単マニュアル」の作成について要望があった。このことを受け、広報WGでは北海道薬剤師会の「超簡単マニュアル」を参考にして、広報WGでマニュアルの作成に取りかかることとした。

また、広報活動としては、広報WGでの協議内容を基本に、以下の通り日薬誌への記事掲載、チラシの封入を行った。

◎記事

1月号：過渡的認定

2月号：今月の情報「JPALS－これまでの経緯と将来に向けて－」

3月号：クリニカルラダーレベル1から2へ昇格するためのWebテストがまもなく始まります

◎チラシ

2月号：過渡的認定

3月号：過渡的認定、Web テスト

平成 25 年 3 月 16 日～4 月 15 日まで実施する Web テスト (CL レベル 1 から 2 への昇格テスト) については、受験資格要件を達成する期日の 3 月末までに約 500 人が受験資格を得た。平成 25 年 3 月末現在、370 名余りの CL レベル 1 の利用者が CL レベル 2 に昇格している。

※「過渡的認定」・・・「薬剤師免許登録時より 15 年以上（平成 24 年 3 月 31 日現在）の者」または「薬剤師認定制度認証機構の認証した生涯学習制度の実施母体 G01～G15、P01・P02 の認定取得者」については、過渡的に CL レベル 5 に認定するもの。

(2)e-ラーニングシステム配信コンテンツの制作

JPALS は、学習内容を記録するポートフォリオシステムと、学習材料の提供という位置づけの e-ラーニングシステムで構成されている。

e-ラーニングシステムで配信するコンテンツについては、本会の委員会、部会、事務局に企画を依頼し、昨年度より制作を開始した。4 月のシステムスタート時には、日薬の事業である「薬剤イベントモニタリング (DEM)」のシリーズとして 3 コンテンツ、「薬局製剤」が 1 コンテンツ、日薬誌のセミナーでシリーズ化している「ハイリスク薬シリーズ」が 5 コンテンツの計 9 コンテンツを用意、配信を開始した。

その後、学校薬剤師対象の研修会や、実務実習担当者全国会議を収録した動画をコンテンツ化して配信を開始したほか、セルフメディケーションと健康食品に関するコンテンツ、ハイリスク薬シリーズの追加分などを制作し、平成 25 年 3 月末現在で 22 コンテンツの配信を行っている。

今後も引き続き、e-ラーニングコンテンツ

WG で企画を行い、順次、コンテンツの充実を図っていく方針である。

3. 薬剤師・薬局機能の充実及び医療安全対策の推進

平成 23 年度（平成 23 年 3 月～平成 24 年 2 月）の医薬分業は、処方箋受取率（分業率）が 64.6%（対前年比 1.5 ポイント増）、処方箋枚数は 7 億 4,396 万枚（同 102.0%）、調剤医療費は 6 兆 2,271 億円（同 108.1%）であった。また、平成 24 年 2 月時点での保険薬局数は 53,859 軒、請求薬局数は 51,524 軒、請求率は 95.7% となっており、医薬分業は着実に進展しているものの、処方箋枚数の伸び率は鈍化している。

一方、厚生労働省の平成 23 年社会医療診療行為別調査によれば、平成 23 年（6 月審査分）の院外処方率は、病院 71.6%、診療所 63.0%、医療機関全体で 65.3% となった。

病院・診療所別にみた医科の院外処方率

	平成23年	平成22年	対前年比
総 数	65.3%	62.8%	+2.5ポイント
病 院	71.6%	70.1%	+1.5ポイント
診 療 所	63.0%	60.2%	+2.8ポイント

注) 各年 6 月審査分

(1) 医薬分業の質的向上を図るための都道府県担当者会議等開催

1) 全国職能対策実務担当者会議の開催等

本会では、医薬分業対策及び広義での薬剤師職能をテーマとして検討・協議を行うため、毎年、都道府県薬剤師会担当者を対象に「全国職能対策実務担当者会議」を開催している。

平成 23 年度は「10 年後の薬局・薬剤師を考える」をテーマに実施、会議の出席者に 30 代・40 代など薬剤師の将来を担う人材を募り、スマートグループディスカッション（以下、

「SGD」)と全体協議を行った。

同会議を企画運営する本会職能対策委員会医薬分業検討会では、出席者が薬剤師としての「こうありたい、こうあるべき」という「将来像」「夢」について語り、その具体的な道筋を協議することで強い意識付けとなり、地域活動を切り拓く契機になることを期待して、都道府県薬剤師会・支部薬剤師会等において、会議と同様の SGD を地域で行い、会員のモチベーションを高め、維持するために、継続的な取り組みを期待する意見をまとめ、平成 24 年 5 月、都道府県薬剤師会に送付した。平成 24 年度は未開催。平成 25 年度は平成 25 年 7 月に開催する予定である。

2) 指導者の育成・支援

本会では、全国職能対策実務担当者会議の実施のほか、厚生労働省主催の医薬分業指導者協議会への協力を通じ、都道府県薬剤師会の指導者の育成を図っている。本年度協議会は平成 25 年 3 月 28 日に開催し、本会では講師派遣等の協力を行った。

(2) 「薬と健康の週間」への対応

「薬と健康の週間」は、医薬品及び薬剤師の役割に関する正しい認識を広く国民に浸透させることにより、国民の健康衛生の維持向上に寄与することを目的として、厚生労働省、都道府県、日本薬剤師会及び都道府県薬剤師会の主催により、例年 10 月 17~23 日に実施されている。

本年度の同週間では都道府県薬剤師会・支部薬剤師会等が実施する地域住民向け行事等において、「薬剤師の役割・業務」、「違法ドラッグ(違法ハーブ等)乱用防止」等の啓発・広報事業を開催した。

「薬剤師の役割・業務」については、本年 4 月、6 年制教育課程を卒業した最初の薬剤師が社会に輩出されたことから、医療現場、地域社

会における薬剤師職能について国民の理解を得るための活動を一層推進する機会と位置づけ、薬剤師職能や医薬品使用時の薬剤師との関わり等を地域住民に PR した。

また、「違法ドラッグ乱用防止」については、最近の違法ドラッグの乱用が原因と見られる事件や死亡事故が発生している状況に鑑み、改めて青少年等への啓発を行った。このほか、(独)医薬品医療機器総合機構の活動の啓発として、パネル展示やパンフレットの配布等による広報協力を 10 件で実施した。

また、本年度もポスター「くすりは正しく使ってね！」及び、国民向けリーフレット「知つておきたい薬の知識」を作製・配付し、医薬品の適正使用、医薬分業の PR を行った。厚生労働省ホームページには、同週間の行事予定が掲載され、政府公報などで医薬品及び薬剤師の役割について周知が図られた。

なお、同週間に因んでは、例年、一般紙を通じた啓発活動等も実施している(10-(5)-1 参照)。

(3) 医薬品等の適正使用推進対策

1) 新たな医薬品販売制度の普及・啓発

本会では、医薬品販売制度の適正な運営に資するため、一般用医薬品販売の際に薬剤師に必要な医薬品情報をメーカーから入手しやすくするための取り組みとして、当会一般用医薬品委員会や平成 22 年度厚生労働科学研究「スイッチ OTC 医薬品の選定要件及び一般使用が求められる検査薬等に関する研究班」報告書の考え方に基づき、医薬品の薬剤師向け説明書の記載内容について日本 OTC 医薬品協会等との協議を行っている。

また、会員への支援策として、「情報提供文書素材」(薬局店頭での情報提供の際に活用できる情報提供文書の素材:メーカー別製品リストを用いた PDF ファイル及びテキストデータ

タ)を本会ホームページで公開し、随時更新(基礎データは、セルフメディケーション・データベースセンター作成)している。なお、添付文書は、セルフメディケーション・データベースセンター及び医薬品医療機器総合機構のホームページからダウンロードが可能である。

12月21日には、「平成23年度一般用医薬品販売制度定着状況調査」結果が公表された。調査結果によると、第1類医薬品販売時の薬剤師による情報提供について、平成21・22年の同調査に比して、その実施率は上昇しているものの、実施率は半分強であり、制度の定着に向けての努力は未だ不十分であると受け止めざるを得ない状況であった。これを受け本会では、会員薬局向けに緊急の日薬FAXニュースを送信し、会員薬局・店舗の体制の再点検を促すとともに、都道府県薬剤師会会长に対し、改めて改正薬事法の遵守徹底、特に、第1類医薬品販売時の薬剤師による文書を用いた情報提供の確実な実施について、会員への指導を要請した。

このほか、登録販売者試験に関して、実務経験の不正証明による受験が散見されていることから平成24年4月1日より登録販売者試験の実務経験の証明にあたり勤務簿の写し等の提出が必要となったこと、さらに11月には不正証明事案が多数発覚したことから厚生労働省から都道府県に対し、試験の適正実施と事業者の自主点検等を求める通知が発出されたことを受け、都道府県薬剤師会を通じて情報提供し、制度の周知に努めた。

2)リスクの程度に応じた情報提供と相談応需のための環境整備

第1類医薬品に区分される成分は、平成19年3月30日に23成分が告示され(同年4月1日より適用)、その後追加されている。第1類医薬品の承認に当たっては、市販後調査又は再審査が義務づけられるとともに、薬剤師以外は取り扱いできることとされている。そのた

め、本会では第1類医薬品として承認された医薬品について、該当する企業と①市販後調査の内容、②承認審査時に特に指示された市販に当たっての留意事項があればその内容、③都道府県薬剤師会の集まりの際に当該製品について情報提供の要請があった場合の講師派遣などの協力の可能範囲について意見交換を行い、都道府県薬剤師会に情報提供するとともに、本会ホームページ等を通じ、会員への情報提供を行っている。

なお、これら情報の入手については、日本OTC医薬品協会に協力を求め、販売を予定している製薬会社と連絡をとり、意見交換、資料入手等に努めている。これら製薬会社から得られた情報についても、適宜、本会ホームページ等を通じ、会員に情報提供している。

医療用医薬品の有効成分の一般用医薬品への転用については、本期間についてはスキームに基づき、涙液補助用点眼薬としてヒアルロン酸ナトリウム点眼液のスイッチ化が妥当とされ、一般用医薬品として開発が進められる予定である(平成24年6月19日付、日薬業発第91号)。

また、これまで一般用医薬品として転用することが適當とされた成分の中で、販売が承認されたものについても、その承認時と製薬企業の販売開始時に、都道府県薬剤師会へ通知した(平成24年6月15日付・日薬業発第90号、7月4日付・同107号、7月25日付・同126号、10月2日付・同第189号、11月27日付・同第235号、11月27日付・同第236号、12月25日付・同第272号、12月27日付・同第281号、平成25年1月10日付・同第284号、2月1日付・同第309号、2月4日付・同第311号、3月29日付・同第376号)。

その他、本会では、平成24年6月7日から7月6日まで意見募集が行われたイブプロフェンを含む一般用医薬品に係るリスク区分に

関し、意見提出をした。意見の概要は「イブプロフェンは動物実験において胎児動脈管収縮が報告されている。また、類似成分では関連性が否定できない胎児動脈管収縮も報告されているため、引き続き第1類医薬品とすべき」としたものである。

しかし、厚労省から平成24年9月4日に原案通り区分変更が行われる旨の通知が発出された（平成24年9月12日付・日薬業発第173号）。

続いて平成24年9月21日から10月20日まで意見募集が行われたエメダスチン、イソコナゾール外用剤、ミコナゾール外用剤並びに漢方製剤のリスク区分等に関してでも、意見を提出した。意見の概要は①エメダスチンについて、「漫然使用される可能性」や「医師への受診勧奨などの機会を失う」などの観点から、第1類医薬品にとどめるべきである。②イソコナゾール外用剤及びミコナゾール外用剤については、症状の鑑別や適正使用のための確認が必要なことから引き続き第1類医薬品とすることを高く評価、③漢方製剤は「証」にあわない漢方製剤を使用することにより、副作用の発生リスクの上昇も懸念されることから現状のまま第2類医薬品以上にすることが当然、としたものであるが、厚労省から平成25年1月11日に原案通り区分変更が行われる旨の通知が発出された（平成25年1月18日付・日薬業発第293号）。

さらに、本年1月19日から2月17日まで意見募集が行われたジクロフェナク、チキジウムのリスク区分等についても意見を提出した。意見の概要はチキジウムについて「霧視、羞明が報告されており、抗コリン作用による眼圧変動との関連性も否定できない。認知症患者等では抗コリン作用が周辺症状（BPSD）に影響を及ぼす可能性がある。」としたものである。しかし、平成25年3月22日に開催された厚生

労働省の医薬品等安全対策部会で両成分のリスク区分を第2類医薬品に引き下げるが承認され、平成25年4月と6月を目途とし、ジクロフェナク、チキジウム、それぞれのリスク区分が引き下げられる見通しである。

3)一般用医薬品適正使用のための薬剤師研修

本会では、薬局が国民にとって身近な健康等相談拠点としての機能を發揮していくため、薬局来局者の健康相談等に対して、その訴えを適切に判断し、的確なトリアージ業務（患者からの情報収集等を実施し、その評価の結果、一般用医薬品の使用、医療機関への受診の勧め（受診勧奨）、生活指導（養生法を含む）などに振り分けて消費者に提案する業務）を行えるようにするための体系的な学習を行うことを目的として、9月2日に日本薬剤師研修センターとの共催で「薬剤師のための一般用医薬品研修会」を開催した。同研修会を本会の平成24年度一般用医薬品担当者全国会議と位置づけ、都道府県薬剤師会の担当者に出席を依頼した。また11月には、同研修会の講義を収録したDVDを都道府県薬剤師会に提供し、DVDを活用した同様の研修会の開催を呼びかけた。

今後この研修を継続的に実施し、また都道府県薬剤師会、地域支部薬剤師会に拡大していくことを目指し、12月には薬業関係団体等から委員を招聘して「薬剤師のための一般用医薬品適正使用研修（仮称）事業研修委員会」を開催し、平成25年度以降の本格的な展開に向けた検討を進めている。

4)薬局等に勤務する登録販売者の研修の実施

薬局等の従事者に対する研修は、薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令等により求められているところであるが、登録販売者の研修については専門性、客觀性、公正性等の確保の観点から、開設者自らが行う研修に加えて外部研修を受講させることとされ、外部研修に関するガイドラインが

定められ、平成 24 年 4 月 1 日より適用された。同ガイドラインは、外部研修は年間 12 時間以上の集合研修で、通信講座等を併用する場合は集合研修と組み合わせて行うこと、その時間数が集合研修の時間数を超えないこと、毎年計画的かつ継続的に行うこと、等を主な内容としている。

本会では都道府県薬剤師会に対し、外部研修の実施機関として各都道府県の実情に応じて薬局等に勤務する登録販売者を対象とした研修会を開催するよう、またガイドラインについて会員への周知を求めた。

また、本会としても 7 月 25 日に東京都の登録機関として届出を行い、7 月 29 日、平成 25 年 2 月 17 日に「平成 24 年度登録販売者のための一般用医薬品基礎知識研修会」を開催した。7 月開催分の研修会の講義は DVD 収録し、都道府県薬剤師会における研修の教材として活用できるようにした。また、平成 24 年 11 月より、平成 24 年度分の通信講座の配信を開始した。

5)セルフメディケーションに係る実態調査等

本会セルフメディケーション・サポート薬局として登録された薬局に対して実施した「平成 23 年度一般用医薬品の相談応需等に関する調査」の結果を平成 24 年 7 月に公表した。

同調査では、医薬品販売時における薬剤師の介入が消費者の医薬品適正使用に貢献している実態を明らかとするため、一般用医薬品（医薬部外品も含む）の購入や相談を目的として来局した顧客からの相談を受けた結果、○現在使用中の一般用医薬品の使用中止の進言をした事例、○一般用医薬品の販売を行わなかった事例、○医療機関への受診を勧めた事例、○製品名や成分名を指名してきたが、相談応需の後に変更した事例－を収集した。433 薬局から 1,184 事例が収集できた。

本年度の日薬学術大会においても、本会一般

用医薬品委員会委員より調査結果の発表を行った。

6)一般用医薬品の市販後の安全性等に関する検討

医薬品そのものの安全性（成分等）については、市販後調査（PMS）によりその調査が行われている。その一方、薬剤師は、安全な使用的前提として、その医薬品の利用を希望した者がその医薬品の利用にふさわしい状況であるかを判断し、適切な対応を行っているが、この実態が医薬品の市販後の安全性を担保する仕組みとして機能していることの立証が進んでいない。

本会では、日本OTC医薬品協会との協議を継続的に行い、製薬企業のPMSと連動した安全性確保の取り組みを行えるよう、製薬企業との連携体制を整えている。

7)セルフメディケーションハンドブック 2012

日本 OTC 医薬品協会が作成した、一般用医薬品の使用方法を分かりやすく説明した小冊子「セルフメディケーションハンドブック 2012」について、都道府県薬剤師会に紹介し活用を依頼した。

8)セルフメディケーション推進のためのその他方策

本会では、一般用医薬品を仕入れられずに困っているとの会員からの意見があることから、日本医薬品卸業連合会、日本医薬品直販メーカー協議会、全国家庭薬協議会に対し、薬局等で一般用医薬品の仕入れが円滑に行えるよう、各会員会社の地域ごとの相談窓口等の情報提供を依頼し、流通が円滑に行われるよう協議を重ねているところである。

9)薬局製剤の普及・啓発に向けた対応

平成 24 年度は、薬局製剤・漢方委員会において、薬局製剤の普及・啓発に向けた方策についての検討、並びにこれまでに要望を行ってき

た新規処方等について、引き続き厚生労働省と調整を行った。平成 25 年 3 月 22 日には、これまで要望した新規処方 13 処方及び漢方処方 24 処方の追加、1 処方の削除、倍散での製造を製造方法に追加、日本薬局方等の改正に伴う記載の整備、通則の追加等を反映した、薬局製剤指針の改正に関するパブリックコメントの募集が開始された。

漢方薬に関しては、平成 24 年 8 月 31 日付で一般用漢方製剤承認基準が改正され、31 処方が追加された。薬局製剤・漢方委員会ではこれらの漢方処方についても処方設計を行っている。

このほか、使用上の注意改訂等への対応として、平成 23 年 10 月 24 日付で厚生労働省より

「一般用医薬品の使用上の注意記載要領」の改訂等が通知されたことを受け、薬局製剤・漢方委員会で新記載要領に対応した添付文書例の作成を行っている。また、平成 24 年 4 月 24 日付、平成 25 年 1 月 8 日付で厚生労働省より「一般用医薬品の使用上の注意改訂」の指示がなされ、平成 25 年 1 月 25 日付で厚生労働省より「一般用医薬品の使用上の注意」における記載について事務連絡が発出され、薬局製剤中にも該当処方があったことから、日薬誌及びホームページ等を通じ、該当製剤を製造している薬局に対して添付文書改訂の周知を図った。

来年度には、薬局製剤を広く普及させることを目的として、研修会に薬局製剤・漢方委員会の委員を講師として派遣する出張講座を実施できるよう、検討をしている。また、「作ってみよう薬局製剤」「統・作ってみよう薬局製剤」の書籍を見直して新たな書籍を作る方向で今後も検討を続けることとなっている。

(4) 薬局・病院等における医療安全管理体制の整備・充実

1) 調剤事故事例の収集・提供等について

本会では、平成 13 年 4 月より調剤事故事例の収集を行っている。収集する事例の範囲は事故事例とし、ヒヤリ・ハット事例（インシデント事例）は含んでいない。

報告された事故事例については毎年、発生地域や個人が特定されないよう配慮した上で都道府県薬剤師会へ情報提供し、同様な事例が発生しないよう注意喚起に活用している。

2) 医療機関における医療事故及びヒヤリ・ハット事例への対応

医療機関における医療事故及びヒヤリ・ハット事例は、日本医療機能評価機構が行う「医療事故情報収集等事業」において収集・分析・評価され、その改善方策など医療安全に資する情報が広く公表されている。

医療事故については、国立病院、大学附属病院及び特定機能病院等（その他参加登録した医療機関）に報告が義務化されている。ヒヤリ・ハット事例については、定点医療機関による全般コード化情報と、広く参加登録機関からの記述情報の 2 種類に分けて収集・分析されている。収集されたヒヤリ・ハット事例のうち専門家によって分析された記述情報は、個別事例のキーワード検索が可能なデータベースシステムとして運用されている。

医療事故情報及びヒヤリ・ハット事例の集計結果は、定期的に同財団より報告書が公表されており（年報と年 4 回の報告書）、また、収集された情報のうち特に周知すべき情報については「医療安全情報」として事業参加医療機関等に広く提供されている。

本会では、都道府県薬剤師会に対しこれらの情報を提供するとともに、会員に対しては日薬誌を通じて薬剤に関する事故防止について注意喚起を行っている。

3) 高度管理医療機器等の販売等に係る継続研修について

薬事法により、高度管理医療機器の販売には

都道府県への許可申請が必要であり、販売業者には営業管理者に毎年度継続研修を受講させることが義務付けられている。本年度も、本会は研修実施機関として、研修会テキストの編集や実施要綱の作成を行い、各都道府県薬剤師会が各県における実施主体となり（日本薬剤師会：実施機関、都道府県薬剤師会：共催）、継続研修会を実施した。

4) その他

①会員向け資料の提供・充実

本会の医療安全対策委員会（旧職能対策委員会・医療事故防止検討会）では、平成15年5月に発行した「薬局・薬剤師のための調剤事故発生時の対応マニュアル」の改訂作業を進めた。

②厚生労働省や他団体の医療安全対策活動への協力等

厚生労働省は、平成12年3月より「医療安全対策連絡会議」を開催し、医療関係団体に対し医療事故防止に関する要請、医療安全に関する連絡等を行っている。また、同省は平成13年より「医療安全推進週間」を定め、医療関係者の意識の向上や注意喚起を図るべく、行政・医療関係者によって種々の事業を展開しており、本年度も11月25日～12月1日に同週間が実施された。また、医薬品医療機器総合機構では、平成19年6月に「医薬品・医療機器安全使用対策検討会」を設置し、医薬品・医療機器の安全使用のための検討を行っており、以上の会議や事業には、本会からも担当役員が委員として参加している。

(5) 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業等への協力

薬局において発生したヒヤリ・ハット事例を収集・分析し、広く提供する事業が、日本医療機能評価機構において平成21年度より開始された。本年度は、平成23年年報と第7回集計結果報告を都道府県薬剤師会へ通知するなど、

広く周知を図った。

また、本会では会員薬局の本事業への参加登録を進めるべく、本会ホームページ等を通じて会員に周知した。参加登録薬局数は、平成25年3月24日現在、7,392薬局となっている。なお、現在の同事業のシステムは、薬局がやや使いにくいことや、今後、さらに薬局に特化した分析機能等の実装を検討すべき時期でもあることから、それらを勘案した新システムの研究・開発を行なっている芝浦工業大学と共同研究を行っている。開発の結果得られる成果は、本会のみならず、国民の医薬品の安全使用を推進するために十分に機能すると考えられる。

4. 医薬品等情報活動の推進

(1) 国民への医薬品等情報の提供サービスの実施

中央薬事情報センターでは、患者・市民を対象とした医薬品等情報提供サービスとして、昭和60年頃より電話薬相談を行っている。平成24年4月1日～平成25年3月末までの総受付件数は1,390件（内、患者・市民からのものは、1,313件：94.5%）であり、内訳は次のとおりである。なお、平成24年9月より、受付体制の事情により原則週2回の受付とした。

平成24年度電話による質疑応答質問者別統計

（平成24年4月～25年3月）

市民	薬剤師会	行政	製薬企業	卸	薬局	病院・診療所	マスコミ	その他	不明	計
1,313	2	13	6	1	34	9	3	2	6	1,390

平成 24 年度電話による質疑応答質問内容別統計

(平成 24 年 4 月～25 年 3 月)

効能・効果	用法・用量	有害作用の心配	有害作用の発現	相互作用	服用後の胎児影響	服用前の胎児影響	授乳
478	393	302	272	96	9	10	33
疾病	薬剤学的事項	環境衛生的事項	法規・通知	文献	薬剤識別	その他	計
169	69	1	50	0	6	210	2098

注：1人の相談者が複数の内容の質問をすることがあるので、「質問者別統計」の総計と「質問内容別統計」の総計は一致しない。

(2) 国・企業・学会等の情報の収集・評価・伝達

1) 都道府県薬剤師会薬事情報センターへの情報伝達

都道府県薬剤師会薬事情報センターにおける会員への情報伝達を支援する目的で、厚生労働省や製薬企業が発信する医薬品の適正使用に関する情報や安全性情報、新薬や報告品目の薬価収載情報、医薬品・医療機器等安全性情報、ドーピング防止に関する情報等について、事務連絡文書や情報センター間のメーリングリストを通じて伝達し、情報の共有を図った。

また、本会と都道府県薬剤師会薬事情報センター間の意思疎通を図り、さらには実務担当者のスキルアップを目的として、薬事情報センター実務担当者研修会を例年実施しており、本年度は平成 25 年 1 月 25 日に開催した。本年度の研修会では、薬事情報センター実務担当者とともに、各都道府県の医療安全担当者にも参加を呼びかけ、現在の薬事情報センターに関する

課題やヒヤリ・ハット事例収集分析事業の問題点等に関する、ワークショップを開催した。

2) 医薬品情報の評価と提供

適切な時期に的確な医薬品の情報を現場の薬局・薬剤師に提供し、国民の健康と医療安全に資するために、医薬品情報評価検討会では、DSU (Drug Safety Update) 解説を作成している。その内容は医薬品情報にとどまらず、治療の最新ガイドラインの解説等も盛り込んでいる。

これは、「日薬医薬品情報」(日薬誌付録)として会員に提供し、また、本会ホームページでも公開している。

DSU解説に加え、新医薬品については、現場により充実した薬歴管理・服薬指導が正確に行えるよう工夫した「新医薬品の解説」を作成していたが、平成 24 年 12 月をもって作成を終了した。

平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月末までの期間においては、以下のとおり情報提供を行った。

- ① DSU (「医療用医薬品の使用上の注意改訂」の案内) の解説 : 19 件
- ② 新医薬品の解説 : 2 件

その他「日薬医薬品情報」では、医薬品・医療機器等安全性情報(厚生労働省)、PMDA メディナビ ((独)医薬品医療機器総合機構)、「医薬品情報 BOX」の案内も掲載している。

3) データベース等の作成・更新

平成 20 年度から都道府県薬剤師会薬事情報センターを運営主体とした「文献書誌情報検索システム(Bunsaku)」を運用しており、前身の BUNBUN 時代から集積した総登録件数は平成 25 年 13 月末現在、約 40 万件となっている。本検索システムは平成 23 年 4 月より、会員向けホームページで公開し、継続して更新を行っている。

また、都道府県薬剤師会薬事情報センターの協力の下、平成 20 年度より作成している DI

リンク集についても、平成 23 年 4 月より会員向けホームページで公開を行っている。なお、本リンク集については、あらためて情報等の評価を行いながら最新の情報とすべく、D I 委員会を中心に全国の薬事情報センターの協力を得ながら、平成 25 年度中に更新する予定である。

4) ISO/TC215/WG6(国際標準化機構/保健医療情報/第6作業部会)国内作業部会

我が国における TC215 対策として、(財) 医療情報システム開発センター (MEDIS-DC) 等が事務局となり、TC215 全体に対する「国内対策委員会」と TC215 の各 WG に対応した

「国内作業部会」が設置されている。標記作業部会は、ISO/TC215/WG6 の国内作業部会として、平成 15 年 8 月に本会内に設置されたもので、検討内容は「Pharmacy and Medicines Business」についてである。当初、WG 6 は薬局を中心とした内容を検討する部会であったが、現在では、中心が医薬業界全体の商取引や医薬品の安全使用に関する事項にシフトしたため、平成 19 年 7 月より主担当事務局を MEDIS-DC に置くとともに、(独) 医薬品医療機器総合機構、日本製薬工業協会等と連携することとなった。

ISO 規格の原型を形成する部会でもあり、わが国が標準化から取り残されないよう関与していくことは必要であるため、本会としても引き続き関与している。

5) 対外的活動

以下の外部事業に本会理事者を派遣するとともに、必要な検討を行っている。

- ① ISO/TC215/WG6/国際標準化機構 (ISO)
- ② ISO/TC215/国内対策委員会/(一財) 医療情報システム開発センター
- ③ セルフメディケーション・データベースセン

ター運営委員会/セルフメディケーション・データベースセンター

6) 調剤指針の作成

第十六改正日本薬局方の施行や、医政局長通知及び各種法改正等を踏まえ、「第十二改訂調剤指針増補版」を全面改訂し、さらなる内容の充実を図った「第十三改訂調剤指針」を平成 23 年 10 月に発刊した。現在は、第 1 刷の修正・加筆すべき点を反映させた第 2 刷が最新版として発刊されている。

今後も引き続き、「調剤指針」が全ての薬剤師の調剤業務における必携書として、より一層活用されるべく、必要に応じて加筆・修正作業を行う予定である。

7) 大学における医療人養成推進等委託事業

本会は平成 23 年 10 月 31 日付で文部科学省より、平成 23 年度「大学における医療人養成推進等委託事業」の委託を受けた。①教育現場における CDTM 関連業務に関する教育の現状と医療現場における薬物治療マネジメントの実施状況を把握、②薬物治療マネジメントを実施に必要と考えられる教育内容や教育資材の作成、③薬物治療マネジメントを推進するための教育カリキュラムの提案と実践をサポートするシステムの構築を目的に、D I 委員会を中心として各種事業を行っている。

平成 23 年度においては、CDTM 関連業務に関する教育の実施について大学への WEB アンケートを実施し、教育の状況の調査を行った。また、都道府県薬剤師会に対し「チーム医療推進のための CDTM 関連業務に関する現状についての WEB アンケートへの協力依頼」(平成 24 年 3 月 13 日付、日薬情発第 127 号) を発出し、医療現場における CDTM 関連業務の実施状況の調査を行った。

平成 24 年度はこれら調査結果を基に、教育資材の作成、教育システムの構築及び試行的運用を行い、平成 25 年 3 月 27 日付で文部科学

省に委託業務完了報告書を提出した。

(3) 薬剤イベントモニタリング (DEM) 事業の実施

本会は、薬局が医薬品の適正使用に一層貢献することを目的として、平成14年度から全国の会員の薬局に参加を呼びかけ、DEM事業を実施している。DEM（薬剤イベントモニタリング：Drug Event Monitoring）とは、薬剤を使用した患者に発現したイベントを薬剤師の視点で把握し、それを収集・解析していくことである。

本事業を毎年実施することにより、医薬品の安全対策の観点からは、以下について充実を図りたいと考えている。

- ① 薬事法第七十七条の四の二において、薬剤師に副作用等報告の義務が課せられていること等を踏まえ、薬剤師会が、地域の薬局から副作用等の情報を迅速かつ的確に収集するための基盤を整備すること
- ② 参加した薬局に有益な事業成果をもたらすこと
- ③ 市販直後調査や臨床試験等に薬局が参加するようになった場合に、薬局が十分に対応できるための能力を養成しておくこと

前年度（平成23年度）事業では、インターネット上に報告システム（報告画面）を構築し、参加薬局はこれにアクセスして報告を行うことを原則として、平成24年2月にDPP-4阻害薬（4成分）のイベント発現等の調査を実施した。そこで、本年度はこの集計作業を行い、報告総数は調査票1（インターネットDEM一個別症例用薬局メモ用紙）として45,649件、調査票2（インターネットDEM一処方箋枚数用薬局メモ用紙）として9,486件が報告され、DPP-4阻害薬のイベント発現等について有用なデータが収集できた。また、前年度と同様にデータマイニングによる分析も試みた。

これらの集計結果は、厚生労働省、（独）医薬品医療機器総合機構などに報告するとともに、日薬誌平成24年11月号に概要を掲載した。

一方、平成24年度DEM事業についても検討を行い、今回も前年度事業と同様に、インターネット報告システム（報告画面）を構築し、参加薬局がこれにアクセスして報告を行うことを原則として、平成25年2月に抗血栓薬（7成分8製剤）によるイベント発現等の調査を実施した。

5. 公衆衛生・薬事衛生への対応

(1) 学校薬剤師活動の推進支援

1) 学校薬剤師組織の統合（一体化）

学校薬剤師組織の統合については、本会会长の呼びかけにより、平成18年度から日本学校薬剤師会役員と本会担当役員間で協議を継続してきたが、本会が平成24年4月1日をもって公益社団法人へ移行することに伴い、組織改革の一環として部会組織の強化が図られることなどを受け、平成24年4月1日より両会の組織を統合することとなった。

学校薬剤師組織の統合の目的は、①学校薬剤師組織の強化が必要・不可欠、②学校保健法が学校保健安全法へ改正されたことに伴い、学校薬剤師の業務が、従来の環境・公衆衛生のみならず、医薬品教育にまで拡がり、且つ、地域住民、行政組織及び地域医療関係組織との関係の強化が求められ、薬剤師会との連携強化が必要・不可欠となってきたこと、③学校薬剤師の高齢化に伴う人材育成のためにも、薬剤師会との連携が必要・不可欠であること、④薬剤師の社会貢献の観点からも、学校薬剤師活動はさらに重要となり、そのための各種事業の効率化等を図ることが必要・不可欠であること等、主に学校薬剤師への社会的要請の増大等を踏まえてのものである。

平成 24 年度は、統合後の具体的な学校薬剤師の組織のあり方として、部会の負担金等や一体化を踏まえた事業計画等について、学校薬剤師担当役員による協議を継続するとともに、学校薬剤師部会全国担当者会議等を開催し、都道府県薬剤師会と都道府県学校薬剤師組織との連携を更に深めるよう本会の方針を伝達し、都道府県の協力を依頼した(10-(1)-5 参照)。

2) 日本薬剤師会学校薬剤師活動方針

本会は、平成 19 年 9 月に「日本薬剤師会学校薬剤師活動方針」を都道府県薬剤師会へ公表した。本会が取り組むべき活動方針に基づき、学校薬剤師活動の支援強化のため、平成 24 年度も学校薬剤師が現場で活用できる資材等の立案・作成を、学薬部会を中心に検討を継続している。また、活動方針については、平成 23 年度中に改定内容を確定し、全国学校薬剤師担当者会議での公表を予定していたところであるが、平成 24 年 4 月 1 日からの学校薬剤師組織の統合を踏まえ、統合後の活動方針等を盛り込む必要から、改定に向けた検討を継続している。

3) 関係団体・関係行政との連携強化

本会は、学校薬剤師組織の一体化等を踏まえ、平成 24 年度より、日本学校保健会に参画する役員等を刷新し、学校保健活動に資する事業の企画・立案や啓発資材の作成等への協力を継続している。本年度も引き続き、関係団体とのさらなる連携強化を図るため、日本学校保健会の求めに応じ、同会が行う医薬品教育や学校環境衛生などの実践的課題への対応に関する事業に助成金を交付した。また、平成 24 年 11 月 9 日に熊本市で行われた学校三師、教育委員会、養護教諭の代表等が参加する「第 44 回全国学校保健中央大会」に担当理事を派遣し連携を図った。

さらに、本会は、新高等学校学習指導要領に基づき平成 25 年度から実施される高等学校で

の専門的な医薬品教育への対応が、学校関係者等の間で懸念されている状況に鑑み、くすりの適正使用協議会、日本製薬工業協会、日本 OTC 医薬品協会の 3 団体が、企画・編集した高等学校医薬品教育教材「医薬品とは」(以下、「DVD」) を活用した「くすり教育」啓発活動の協力依頼を受け、協賛をした。本啓発活動は、都道府県薬剤師会に所属する学校薬剤師が担当校へ赴き、高校生に医薬品の重要性を正しく理解させる上で、先ず始めに、保健体育教諭、養護教諭等の学校関係者が DVD を活用し医薬品について正しく理解した上で授業等が実施できるよう、薬剤師との連携を図るためにツールを学校現場へ提供し、くすりの専門家である学校薬剤師の指導・助言を支援すること等を目的としている。なお、本会は都道府県薬剤師会へ、全国約 6 千数百校(特別支援学校含む) 分の DVD を配布するとともに、くすりの適正使用協議会と共同で作成した学校薬剤師用の DVD 手引きについても配布し、支援した(10-(1)-5 参照)。

(2) 健康増進関連事業等の検討と実施

1) 「健康日本 21 (第 2 次)」への対応

「21 世紀における国民健康づくり運動(健康日本 21)」が平成 24 年度末で終了となることから、平成 25 年度から始まる新たな計画の策定に併せて、健康増進法に基づく「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」が全部改正され、平成 24 年 7 月 10 日に告示された。

方針中「④健康を支え、守るために社会環境の整備」の具体的目標である「地域住民が身近で気軽に専門的な支援・相談が受けられる民間団体の活動拠点数の増加」については、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会において本会代表委員から薬局の活用を提案したものが反映され、「健康日本 21 (第 2 次)」の推進

のための参考資料では、その拠点の例として、「地域住民の健康支援・相談対応等を行い、その旨を積極的に地域住民に周知している薬局」などが挙げられている。

なおこれは、本会が実施した「『健康介護まちかど相談薬局』をはじめとした薬局の相談機能等を活かした取り組みに関する調査」結果から得られた、「地域住民の健康支援・相談対応等を行い、その旨を積極的に地域住民に周知している薬局」(例:禁煙支援、高齢者支援、子育て支援など)の数を報告したことが参考にされたものである。本会は都道府県薬剤師会に対し、都道府県薬務主管課、健康増進等関係部局と十分な連携を図り、「健康日本21(第2次)」に薬局・薬剤師の役割等が盛り込まれるよう、また、薬局が健康支援の拠点として地域住民に活用される環境整備等への取り組みを要請した。

また、上記調査結果を踏まえ、平成24年12月、「地域における健康支援拠点としての薬局のあり方と今後の方向性について」をまとめ公表した。

2) 薬局・薬剤師の「年間カレンダー」事業

本会では、主に薬事衛生、公衆衛生に係る薬局業務の充実を目的として、平成18年9月より「薬局・薬剤師の年間カレンダー」事業を実施している。第7期に当たる平成24年度は年間4テーマを挙げ、前年度同様、各テーマのねらいや取り組み目標等を掲げた薬剤師向け資料と併せて、地域住民向けポスターの図案を作成した。本会ホームページに専用コンテンツを設け、県薬・支部・会員の取り組みを支援する事業を行ってきた。平成24年度をもって終了となるが、ポスター素材等は今後も引き続き活用していく。

[平成24年度テーマ]

○5~7月:在宅医療~“かかりつけ薬局”であり続けるために~



○8月~10月:薬剤師倫理



○11月～1月：「薬剤師からの‘声かけ’」

薬剤師は、あなたの健康に さらに一步寄り添います。



○2月～3月：「薬局は地域の健康支援拠点」

その悩み、まず 薬局で相談しよう！



「どうしよう？」の解決を、お手伝いいたします。
お困りの健康問題、まずはアドバイス。お子様やお年寄りの方など、
おひとりでお困りの方へ、お手伝いさせていただきます。
また、お子様の成長記録や、お年寄りの健康管理、
家庭での介護など、お困りのことがあれば、お気軽にご相談ください。
あなたの健康をサポートします。

日本薬剤師会

3) 禁煙支援の取り組みについて

平成20年度より、国立がん研究センター・がん対策情報センター・たばこ政策研究部と共に、薬剤師による禁煙支援の強化・充実のための各種検討を行っており、共同で薬剤師向け

の禁煙支援の実践的な資料の作成を進めている。

4) 健康日本21関連事業の検討と協力

「健康日本21」の推進に関しては、①健康日本21推進本部、②健康日本21推進国民会議、③健康日本21推進全国連絡協議会の3つの組織を中心として運動が展開されており、本会も②及び③に参画している。

また、厚生労働省が実施する「禁煙週間（5月）」、「食生活改善普及運動（10月）」、「女性の健康週間（2月）」などの各種事業・行事についても、都道府県薬剤師会に対し積極的な対応を求めた。

5) 健やか親子21関連事業の検討と協力

「健やか親子21」（2001～2014年）の推進にあたり厚生労働省は、関係団体等からなる「健やか親子21推進協議会」を設置し、検討課題別にグループ会議を設けて取り組みを進めている。これら協議会及び第1課題（薬物乱用の有害性について若者への知識の普及・啓発、十代の喫煙防止等）、第2課題（妊娠・出産に関する安全性と快適性の確保等）、第4課題（児童虐待防止等）のグループ会議に、本会から担当役員が参加している。

健やか親子21の推進に当たっては、学校薬剤師等の学校保健に関する資質の向上、活動の充実等が求められていることから、本会としても取り組みを進めているところである。

そのほか、母子保健関連の各種施策に関して、厚生労働省のSID対策強化月間（11月）にあたって都道府県薬剤師会に啓発協力等を要請したほか、母子健康手帳の記載事項改正等について情報提供を行った。

6) 在宅医療廃棄物に関する検討・対応

在宅医療廃棄物は、市町村が処理を行う「一般廃棄物」であり、現行の法制度上においては、薬局では、一般廃棄物として家庭から排出する場合の適切な患者指導を行うことが原則であ

るが、自治体との連携の上で、使用済み注射針を薬局において受け取り処理する等の対応が行われている地域があることから、本会でも必要に応じ対応・検討を行っている。

平成 24 年 5 月、環境省「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」が改定されたので、都道府県薬剤師会に対し情報提供を行った。

（3）自殺予防対策への協力・対応

我が国の自殺対策は「自殺対策基本法」と同法に基づく「自殺総合対策大綱」等により推進されている。また厚生労働省では「自殺・うつ病等対策プロジェクトチーム」が平成 22 年 9 月にまとめた「過量服薬への取り組み」にて、今後実施する取り組みとして「薬剤師の活用」が挙げられ、過量服薬のリスクの高い患者のゲートキーパーとしての役割が求められている。

また、8 月には「自殺総合対策大綱」が見直された。大綱には、自殺を予防するための当面の重点施策として、適切な精神科医療を受けられるための医療体制の充実や人材養成、過量服薬対策の徹底等が盛り込まれている。本会は、見直しにあたり行われた意見募集に対し、過量服薬対策の推進のため疑義照会が円滑に行われるための関係者の理解促進、医薬品教育の充実や販売のあり方等医薬品が適正に使用される環境の整備を求める意見を提出した。

また、内閣府から「自殺予防週間」（9 月 10 ～16 日）、「自殺対策強化月間（3 月）」の実施に際して本会に協力依頼があり、本会は都道府県薬剤師会を通じて、広報ポスターの薬局での掲示等を会員に依頼した。また内閣府で作成された「ゲートキーパー養成研修用 DVD」に「薬剤師編」について、11 月に都道府県薬剤師会へ送付し、活用を依頼した。同 DVD には本会ならびに東京都薬剤師会会員薬局が協力した。

また、平成 24 年度厚生労働科学研究障害者

対策総合研究事業「様々な依存症における医療・福祉の回復プログラムの策定に関する研究」の一環として作成されたゲートキーパー研修会の収録 DVD を都道府県薬剤師会に提供し、研修会等での活用を依頼した。

（4）薬物乱用防止活動の推進

近年、「お香」、「ハーブ」等と称して販売されている「違法ドラッグ」の蔓延が著しい。全国的に、その吸引が原因と見られる意識障害、嘔吐、けいれん、呼吸困難などの健康被害や、吸引後の自動車運転による事故など、他者への危害等が社会的な問題となっている。このような状況の中、平成 24 年 7 月 25 日に開催された民主党厚生労働部門第 3 回違法ドラッグワーキングチーム（以下、「WT」）の有識者ヒアリングにおいて、本会に意見が求められた。同 WT は、最近の違法ドラッグの若者を中心に乱用が見られる状況に鑑み、与党として、現状を把握するとともに今後の対策を検討する必要があることから、違法ドラッグに係る現状（健康への影響、流通状況、現行の対策等）を把握し、問題点や課題の洗い出しを行い、その結果を踏まえて対策の方向性等について議論するため、民主党厚生労働部門会議の下に設置されたものである。

本会は、違法ドラッグ規制に対する意見として、①指定薬物の指定の円滑化及び指定の在り方の見直し、②「無承認無許可医薬品」としての薬事法の厳格な適用、③インターネットによる違法ドラッグの広告、販売規制の徹底を述べるとともに、本会の違法ドラッグ対策として、厚生労働省作成の「危険！違法ドラッグ使用厳禁」ポスターの会員薬局での掲示と手渡しパンフレットの配布や学校薬剤師及び薬物乱用防止指導員による啓発を今夏に行うこと、夏以降も小・中・高校生に対する薬物乱用防止教室の実施すること、若者が影響される媒体を使用し

た啓発、薬剤師による販売店の情報提供等を行うことなどを述べた。

WTでは、関係省庁や有識者からの意見等を取りまとめ、8月10日に「違法ドラッグ対策について（提言）」を厚生労働大臣に提出したが、本提言には薬剤師や薬局の役割・活用などが具体的に記載されるなど、本会の意見が大きく反映されたところである。

(抜粋)
2012年8月10日
違法ドラッグ対策について（提言）

民主党厚生労働部門 違法ドラッグWT

1.はじめに（現状認識）

2.論点と対応の方向性

（1）輸入・製造段階での対応

<指定の迅速化、予防的指定>

○いわゆる「いたちごっこ」に対応するためには、指定薬物の指定の迅速化が必要であることから、指定のための要件となっている薬事・食品衛生審議会指定薬物部会の開催頻度を増やすとともに、現在、日本に流通していないものであっても、海外の流通実態や危険情報をもとに指定を行うこと。

<指定の迅速化のための環境整備>

○指定を迅速化するための環境を整備するため、店頭に新しい製品が流通した場合、速やかに毒性を検査・分析するため、行政が強制的に収去できるよう必要な法改正を行うとともに、買い上げ又は収去した製品を速やかに検査・分析できるよう、試験検査体制の整備を進めること。

<包括指定>

○化学構造が類似している特定の物質群を指定薬物として包括的に規制する包括指定については、化学的な構造が類似であることにより中枢神経系に同じように作用を及ぼすと合理的に類推できるか、罪刑法定主義の観点から規制対象が明確であるか、試験検査（鑑定）体制をどのように整備するかなどの課題について検討し、速やかに結論を得ること。

（2）流通段階での対応

<鑑定体制の整備>

○指定薬物の増加に対応するため、指定薬物の判定などに必要な人員体制や資・機材の整備を推進すること。

<麻薬取締官・員による指定薬物の取締り>

○薬物について専門的知見を有する麻薬取締官・員が、麻薬、覚醒剤等と合わせて、指定薬物についても取締りを行うことができるよう必要な法改正を行うこと。

（3）教育・啓発活動

<ポスター等による啓発>

○ポスターやチラシなどの広告媒体について、一般消費者、特に青少年が認知できるように工夫しながら、周知していくこと。また、関係団体とも連携して、各種イベントなどにおいて違法ドラッグに重点を置いた乱用防止の情報提供や啓発活動を推進すること。

<薬物乱用防止教育>

○中学生や高校生に教本やパンフレットを配布し、違法ドラッグを含めた薬物乱用防止教育を実施して、その危険性などについて啓発すること。また、保護者に対しても啓発を進めること。

<くすり教育>

○違法ドラッグに係る啓発・教育の前提として、小学生の頃から、「薬には効果と副作用がある」という薬に関する正しい知識を付与し、インターネットなどで安易に薬を購入することのないよう教育していくべきである。このため、学校薬剤師による「くすり教育」を推進するなど、教育現場と薬剤師が連携して薬に関する教育啓発を進めること。同時に、家庭でも子供が安易に薬物に手を出すことのないように適切な教育を行うため、保護者にも「くすり教育」に関連した啓発を進めること。

3.当面の取り組み

<講演と資料配布>

○関係団体と協力して、学校や地域における様々な行事などの機会を通じて、学校薬剤師や薬物乱用指導員による違法ドラッグの危険性についての講演や資料配付を行うなど、広報啓発を行うこと。

<ポスターの掲示>

○関係団体と協力して、薬局、公共的スペース等に違法ドラッグ使用厳禁に係るポスターを掲示すること。

4. 今後の課題

5. おわりに

違法ドラッグに安易に手を出すことは、自分自身の健康を蝕むだけでなく、家族や社会全体に悪影響を及ぼすことになる。若者などによる違法ドラッグなど薬物の乱用を防止するためには、政府における対策はもとより、家庭、地域、教育それぞれのレベルで、薬物乱用の防止に向けて一体となって取り組むことが重要である。

以上

また、政府は、内閣府に設置した薬物乱用対策推進本部(本部長:内閣総理大臣)において、薬物乱用防止推進会議を開催し、平成20年8月に策定した「第三次薬物乱用防止五か年戦略」について、その進捗状況を確認するため、毎年フォローアップを行っている。

平成24年度における薬物乱用防止推進会議では、平成22年7月23日に公表した「薬物乱用防止五か年戦略加速化プラン」に基づき、「第三次薬物乱用防止五か年戦略(薬物乱用防止戦略加速化プラン)フォローアップ」の内容等を、平成24年8月30日に決定し公表した。

概要によれば、青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上を目指に掲げ、主な取り組みとして、文部科学省は、学校における児童生徒への薬物乱用防止教室の充実強化を図るため、薬物乱用防止教室の実施率の高い都道府県における効果的な取組事例集をまとめた。厚生労働省は、全国での街頭キャンペーン、主要6都市における薬物乱用防止運動の実施、キャラバンカーの巡回等を行い、広報活動を通じて薬物乱用防止に関する正しい知識の普及を図った。これらの関係行政の取り組みについては、各都道府県薬剤師会等が中心となり、各地域において協力と支援を行っている。

また本年度は、合法ハーブ等と称して販売される薬物に関する当面の乱用防止対策につい

ても公表された。監視指導・取締りの強化と予防啓発の強化が対策の柱とされ、予防啓発の強化策は、①学校等における薬物乱用防止のための指導・教育の充実、②地域における未然防止対策の強化、③広報啓発の強化とされている。

本会は、違法ドラッグ対策として、いわゆる違法ハーブ等の地域における未然防止対策の強化に協力し、厚生労働省が作成した「違法ドラッグ乱用防止啓発ポスター・チラシ」の活用について、薬局でのポスター掲示や学校薬剤師活動での活用を都道府県薬剤師会に依頼するとともに、青少年が集まる機会をとらえてのチラシ配布についても協力を依頼した。

なお、本会では、違法ドラッグなどの薬物乱用防止啓発活動を推進するために、公衆衛生委員会を立ち上げ、学校薬剤師が行う一次予防である未然防止啓発活動に加え、国民に対する啓発活動を検討することとしている。また、今年度は、学校薬剤師部会において、学校薬剤師の薬物乱用防止啓発活動に資する研修内容を企画し研修会を実施した。

(5) ドーピング防止活動及びスポーツファーマシスト養成事業への協力

本会では平成16年度より「アンチ・ドーピングに関する特別委員会」(現:「ドーピング防止対策委員会」)を設置し、「うっかりドーピング防止」を目的として、薬剤師のドーピング防止活動への参画を進めている。平成24年度は、引き続き本活動の着実な浸透のため、「薬剤師のためのドーピング防止ガイドブック2012年版」を作成するとともに、本年度国体開催地である岐阜県において、同県薬剤師会が行うドーピング防止活動への協力を行った。

本年度作成した「薬剤師のためのドーピング防止ガイドブック2012年版」は、無償・有償領布を含め、都道府県薬剤師会及び支部薬剤師会へ約43,000部、体育協会及びスポーツ団体

へ約1,500部配布し、一般向けにも有償販売を行った。なお、同ガイドブックは本会一般向けホームページにも全文を掲載し、幅広く入手可能とした。

国体開催地であった岐阜県薬剤師会に対しては、事業実施のための資料として同ガイドブックの無償提供（4,000部）を行った。一方、岐阜県薬剤師会では、①ドーピング防止ホットラインの設置と24時間電話相談対応、②ドーピング防止啓発資材の作成、③研修会の実施、④公認スポーツファーマシスト認定制度の推進協力などを行った。

また、本会では、（公財）日本アンチ・ドーピング機構（JADA）が設立した「公認スポーツファーマシスト認定制度」についても協力をに行っており、平成24年6月現在、約4,500名の公認スポーツファーマシストがドーピング防止活動を行っている。本年度、北海道、東京、大阪の各会場にて基礎講習会を受講した認定希望者は、昨年度と同様に、平成24年12月以降に希望地の都道府県薬剤師会にて実務講習会を受講後、スポーツファーマシストホームページ上で実施される「知識到達度確認試験」を経て、認定申請を行った。なお、次年度国体開催地の東京都においても、同様にスポーツファーマシストの養成を行っている。また、平成24年11月30日には昨年度に引き続き、本制度推進のために都道府県薬剤師会に置かれている推進委員を対象とした「公認スポーツファーマシスト推進委員特別講習会」が開催された。本認定制度については、世界ドーピング防止機構（WADA）も、非常に先進的な制度かつ他の国のモデルになり得るとし、評価している。本認定制度が有効に機能し、薬剤師がドーピング防止活動を通じてより一層の社会貢献ができるよう、本会としては今後とも本制度に関してJADAと協力し、検討を行う方針である。

（6）新型インフルエンザ対策への対応

新型インフルエンザ対策について、政府行動計画の実効性をさらに高め、新型インフルエンザ発生時に、その脅威から国民の生命と健康を守り、国民の生活や経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とした「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が平成24年5月11日に公布された。薬剤師（会）や医薬品関連の主なものとしては、薬剤師会などが国、都道府県の指定（地方）公共機関として新型インフルエンザ対策に取り組むことや、厚生労働大臣及び都道府県知事が医療関係者に医療実施要請等が行えること等がある。また、同法については、衆議院内閣委員会及び参議院内閣委員会において、それぞれ附帯決議が付され、独居世帯を含めた在宅患者への薬剤処方のあり方を明示し周知徹底を図ることなどが盛り込まれている。

特措法に規定された事項については、内閣府及び厚生労働省に設置された「新型インフルエンザ対策有識者会議」及びその分科会において検討が進められ、平成25年2月、中間とりまとめが公表された。

本会では、こうした状況に応じて、医療体制や特定接種のあり方等について、内閣府、厚生労働省と連携して対応している。

（7）都道府県薬剤師会関係試験検査センターを活用した調査実施等

1) 都道府県薬剤師会試験検査センターの活動の推進及びその在り方の検討

本会は毎年、都道府県薬剤師会関係試験検査センターの運営等について協議を行うため「試験検査センター連絡協議会」を開催しており、本年度は6月14～15日に大分県大分市で開催した。1日目は、「水道法改正と信頼性確保のための取り組み」と題して船坂鎧三（一社）全国給水衛生検査協会飲料水検査技術委員会委

員長（日薬環境衛生委員会委員）から講演された後、熊本県薬剤師会医薬品検査センターと北海道薬剤師会公衆衛生検査センターからそれぞれ業務の実例が発表された。続いて、奥田晴宏国立医薬品食品衛生研究所薬品部長より「PIC/S 加盟と公的認定試験検査機関について」、生出副会長より「後発医薬品の普及促進に向けて」、川村仁環境衛生委員会委員より「脱法ドラッグの分析について～文献検索に基づく概要～」と題して、それぞれ講演された。2日目には、大分県薬剤師会検査センターを見学した。

さらに、医薬品試験委員会では、平成 23 年度計画的試験検査の結果を取りまとめ、各都道府県薬剤師会及び試験検査センターに送付した。平成 23 年度には、34 都道府県において、5,467 品目を対象として総計 7,531 件（試験項目）の試験が実施されたことが報告された。主な試験項目の内訳は、溶出試験 3,060 件（40.6%）、定量試験 1,497 件（19.9%）、製剤の性状 1,007 件（13.4%）、崩壊試験 512 件（6.8%）、pH415 件（5.5%）、細菌 322 件（4.3%）、確認試験 284 件（3.8%）、などであった。

平成 24 年度は、改めて計画的試験検査の基本方針を各都道府県薬剤師会及び試験検査センターに通知した。今後、各都道府県における実施結果が報告された後、同委員会において結果の検討を行う予定である。

2) 生活環境水域中の医薬品調査

河川水や下水のような環境水域に存在する医薬品等の化学物質の検出が報告され、社会的に問題となりつつある。このような状況に鑑み、環境衛生委員会において、人体からの排泄や廃棄等により生活環境水域に残留した医薬品に関する知見を収集する目的で、平成 17~20 年度に試験検査センターの協力のもと生活環境水域中の医薬品調査事業を実施した。具体的には、イブプロフェン、カルバマゼピン、スルフ

アジアジン、スルファメトキサゾールの 4 成分を対象として、①水道水源となる表流水、②下水処理場等の排水の影響がある水域について調査した。平成 21 年度には分析の対象とする医薬品成分を変更して調査を実施することとし、オセルタミビルリン酸塩及び活性代謝物の分析方法の検討を目的とした予備調査を実施した。平成 22 年度には、分析条件の統一を目的とした追加調査の実施後に、20 箇所の試験検査センターの協力のもと、オセルタミビルリン酸塩及び活性代謝物の分析調査を実施した。平成 23 年度においても継続調査を実施することとし、25 箇所の試験検査センターの協力のもと、調査が実施された。環境衛生委員会において平成 22 年度及び 23 年度調査結果の検討を行い、今後、結果を取りまとめる予定である。

世界的な保健衛生の問題として新型インフルエンザの流行が懸念されているが、同時に、新型及び季節性インフルエンザの対策として、診断・予防・治療に使用される薬剤の適正使用の重要性が認識されている。一方、薬剤使用後の環境への流入と影響に関する知見を得るためにには、今後さまざまな要因についての調査研究が必要と考えられている。本調査は、抗インフルエンザ薬の一つであるオセルタミビルリン酸塩の生活環境水域中の状況を調査する点から、公衆衛生面と環境面での影響に関する知見の充実に寄与できると考えられる。また、本事業により、薬剤師の環境問題に関する意識を高めること、また、試験検査センターによる地域の保健衛生への貢献を可能とすることを目指すものである。

3) いわゆる「健康食品」等の成分均一性調査

環境衛生委員会では、平成 24 年度は、いわゆる「健康食品」等の成分均一性調査として、ウコン由来の粉末、液状食品等に含有されるケルクミノイドを分析する調査を実施することとした。本調査は、市民が健康を意識して購入

するいわゆる健康食品の製品について、試験検査センターが薬剤師等による品質確認への協力・支援を行うことを目指すものである。

27 機関の協力のもとに調査対象製品を収集し、今後、機器分析が終了後、環境衛生委員会において結果を検討予定である。

4)溶出試験法を用いた医薬品の品質評価とその活用

厚生労働省は、医療用医薬品の内用固形製剤について、その品質を確保するため、平成10年度より、溶出性が適当であるかどうかを確認するとともに、品質が適当と認められた医薬品については溶出試験規格を承認事項として認定するという、品質再評価を実施している。品質再評価の結果（再評価が終了する等、溶出性に係わる品質が適当であることを確認しているもの及び再評価中の品目リスト）については、厚生労働省より「医療用医薬品品質情報集」（日本版オレンジブック）として公表されている。

日本版オレンジブックでは、品質再評価の手順を、①指定の答申を得た医薬品、②予試験が指示されたもの、③再評価が行われたもの、④公的溶出試験（案）が通知されたもの、⑤公的溶出試験が設定されたものの5つのステップに分類している。また、日本版オレンジブックには公的機関における主成分の溶出曲線測定期例が例示されているほか、溶解度等基本的な情報も収載されている。品質指標の一つとして薬剤の選択の上で参考になるものであるとともに、厚生労働省ではオレンジブックに示された公的溶出試験規格を用いて薬剤師会試験検査センターや医療機関での追試に活用することを求めている。

こうした厚生労働省の取り組みに対応するため、医薬品試験委員会では、溶出試験を用いた製剤学的同等性に関する調査を検討・実施している。同調査は、平成10～13年度まで予備調査として実施した後、平成14年度より薬剤

師会関係試験検査センターの協力を得て実施している。その後、医薬品試験委員会において同調査への取り組みの経緯及び試験結果の取り扱い等について検討した結果、同調査の目的を「後発医薬品の利用促進を図るために、先発品を含めた流通医薬品の品質確認と、品質に問題があると考えられる場合には製薬企業にその改善を求め、さらにこれを確認することで、良質な医薬品のみの供給確保に貢献すること」と改めた。また、試験結果については、①成分名、②試験対象品目名及びロット、③入手できなかつた品目名、④当該年度に実施した溶出試験に関する考察等を各都道府県薬剤師会及び試験検査センターに通知することとした。

この方針に基づき、平成23年度には23箇所の試験検査センターの協力のもと、アムロジピンベシル酸塩2.5mg錠及びアスピリン・ダイアルミネート錠（330mg）を対象として溶出試験を実施した。本年度は医薬品試験委員会において結果の検討を行い、今後、試験結果の取りまとめを行う予定である。

5)精度管理試験（全国統一試験）の実施等による精度管理

「薬局等における医薬品の試験検査の実施要領」（平成9年9月17日全面改定）では、試験検査センターが実施する医薬品試験検査の種類として、「試験検査技術の習熟と精度の向上」を目的とした「医薬品全国統一試験」を記載している。医薬品試験委員会における検討の結果、医薬品の登録試験検査機関に対して精度管理の実施が求められている状況から、毎年実施している医薬品全国統一試験を本年度より「精度管理試験」と位置付け、目的を「試験検査技術の習熟と精度管理」として実施することとした。

医薬品試験委員会では、平成23年度に実施したノルバスク錠2.5mg（アムロジピンベシル酸塩）の溶出試験・定量試験の結果について考

察を加えて結果を取りまとめ、各都道府県薬剤師会及び試験検査センターに通知した。さらに、24年度の実施要領を検討し、ワーファリン錠1mg（ワルファリンカリウム）の溶出試験及び定量試験を対象とすることとし、各試験検査センターで試験が実施された。今後、医薬品試験委員会において結果の検討を行う予定である。

6)都道府県薬剤師会試験検査センター技術職員の研修

本会では毎年、都道府県薬剤師会関係試験検査センターの技術職員を対象に、各種分析、最新の試験検査に関する知識の習得、技術の向上を目的とした研修（環境衛生関係・医薬品試験関係）を実施しており、本年度においても、平成24年12月6～7日に本会会議室及び主婦会館プラザエフ（東京都千代田区）で開催した。

1日目は、川俣知己氏（日本ジェネリック製薬協会品質委員会委員長）より「製薬企業におけるGMP対応について—溶出試験に影響を及ぼす工程管理」と題して講演が行われ、続いて日薬医薬品試験委員会による日薬溶出試験に関する協議が行われた。その後、安田一郎氏（日本薬剤師会公衆衛生委員会委員）より「違法ドラッグに含まれる指定薬物の分析—吸引系薬物の試験を行う」と題して講演が行われた。続いて、日薬環境衛生委員会より委員会事業について報告された。

2日目には、四方田千佳子氏（国立医薬品食品衛生研究所薬品部第一室長）による「ジェネリック医薬品品質情報検討会の進展状況と課題」、大山正幸氏（大阪府立公衆衛生研究所衛生化学部生活環境課主任研究員）による「大阪や韓国に飛来した黄砂に対するマクロファージの活性酸素反応」の講演が行われた。

また、分析機器の研修として、降下ばいじん計、エアサンプラー、天秤、ICP、イオンクロマトグラフ及び溶出試験器の展示または講習

が実施された。

（8）食品安全性確保への対応

食品安全性確保のために内閣府に設置されている食品安全委員会は、平成15年制定の食品安全基本法に基づき同年7月に発足した。同委員会には、企画等専門調査会に加え、添加物、農薬、微生物といった危害要因ごとに11の専門調査会があり、このうち企画等専門調査会に本会役員が専門委員として出席している。また、厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会新開発食品評価調査会にも本会役員が委員として出席している。

なお、日本医師会「国民生活安全対策委員会」にも平成20年度より本会役員が委員として出席しており、国民の健康を守る医師会のあり方として、国民生活での生命・健康に脅威となる重大な事象の検証及びその対策について、課題の検討を行っている。また別途、「食品安全に関する情報システム」に関して検討を行う小委員会「健康食品安全情報システム委員会」が平成23年2月から設けられ、これについても本会役員が委員として出席し、薬剤師の視点から健康食品による健康被害の判定や対策等について意見を述べている。

また、平成24年10月30日に開催された内閣府消費者委員会では、本会役員がヒアリングを受け、薬剤師の立場から「健康食品の安全に関する情報収集・発信状況」、「健康食品の安全性」等を説明した。

6. 地域医療・介護への取り組み強化及び医療安全の確保への対応

（1）医療計画の策定に関し、医療資源としての薬剤師、薬局の役割の明確化と医療連携体制への積極的な参画推進

1) 新たな医療計画の策定

医療法に基づき、都道府県は医療計画を策定し、また国は、同計画を策定するための基本方針を定めることとなっている。

都道府県における新たな医療計画は、平成24年度中に策定作業を行い、平成25年度から開始される。厚生労働省は、都道府県における計画策定のため、平成22年10月15日より社会保障審議会・医療部会での議論を開始した。また、同12月17日には「医療計画の見直し等に関する検討会」が5年ぶりに再開され、平成23年12月16日までの計10回にわたり、在宅医療や精神疾患の医療体制などを含めた議論を行った。同検討会には、本会役員も委員として参画した。

その後、厚生労働省は、同検討会における議論を踏まえ、国としての基本方針「医療計画作成指針」を取りまとめ、平成24年3月30日付で都道府県へ通知した。

同指針では、これまでの4疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）・5事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）に加え、精神疾患及び在宅医療が追加されている（以下、「5疾病・5事業及び在宅医療」）。

5疾病・5事業及び在宅医療については、病期・医療機能及びストラクチャー・プロセス・アウトカムに分類した指標を用いることなどにより、現状把握、目指すべき方向を踏まえた上で課題を抽出し、その解決に向けた数値目標の設定・施策の明示、進捗状況の評価を実施することとされている。

また、医療連携体制に関する記載にあたっては、医療提供施設である薬局の役割に留意することはもちろん、新たに追加された精神疾患及び在宅医療においても、医薬品の提供拠点としての薬局の機能を活用することなどが求められている。

これを受け、本会としては、都道府県における新たな医療計画の策定作業において、都道府県薬剤師会が当該都道府県の薬務主管課並びに医務主管課等と密接な連携を図りつつ、積極的に対応していく必要があることから、平成24年4月11日（日薬業発第20号）と8月8日（日薬業発第138号）の2回にわたり、都道府県薬剤師会へ通知した。

さらに、平成24年11月8日付、日薬業発第226号では都道府県薬剤師会に「次期医療計画に関する策定状況調査」を依頼し、策定状況の調査を行った。なお、この調査結果については取りまとめを行い、平成25年2月20日付、日薬業発第333号「次期医療計画に関する策定状況調査について（御礼とご報告）」で都道府県薬剤師会に報告を行った。

2) 認知症対策

平成25年度から実施される都道府県の新たな医療計画の策定に向けて、精神疾患に係る医療体制について示されている「精神疾患の医療体制の構築に係る指針」が、認知症の医療体制に係る具体的な内容を盛り込み平成24年10月に改正された。関係機関の連携した対応を求めており、薬局も明示されている。本会は都道府県薬剤師会に情報提供し、医療計画や認知症対策への積極的な対応を促した。

また、認知症対策については、平成24年6月18日に厚生労働省認知症施策検討プロジェクトチームが「今後の認知症施策の方向性について」をとりまとめ、これを受けて厚生労働省にて「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」が策定、公表されている。

3) がん対策

平成24年6月8日に「がん対策推進基本計画」が閣議決定された。新たな計画は平成24～28年度までの5年間を対象としており、「医薬品の早期承認」「緩和ケアチームの充実」を目指すこと等が示されている。

また、新たながん対策推進基本計画において重点的に取り組むべき4つの課題のひとつとして、「がんと診断された時からの緩和ケアの推進」が掲げられたことを受け、厚生労働省に設置された「緩和ケア推進検討会」は10月16日に報告書をまとめた。同報告書では、今後求められる方策として、都道府県がん診療連携拠点病院等における緩和ケアセンターの整備や、医療用麻薬等の鎮痛薬が処方された場合の薬剤師による面談（薬効や服用法に関する説明等）体制の整備、精神心理的、社会的苦痛等に対する緩和ケアの提供のための看護師・薬剤師・社会福祉士等に対する研修等を示した。

本会は、都道府県における体制整備への対応のため、都道府県薬剤師会への情報提供を行った。

4) 地域医療再生計画への対応

政府・与党は平成21年4月10日に「経済危機対策」を決定し、都道府県が策定する「地域医療再生計画」に基づいて行う、医療圏単位での医療機能の強化等の取組を支援することとした。国はこの支援策として、平成21年度補正予算において「地域医療再生臨時特別交付金」（3,100億円、後に2,350億円に減額）を確保し、厚生労働省は平成22年1月29日、各都道府県への地域医療再生基金の交付を決定した。

さらに、政府は平成22年度補正予算において、「地域医療再生基金」を拡充し、都道府県（三次医療圏）の広域的な医療提供体制を整備する予算を2,100億円計上した。都道府県は平成24年5月16日までに平成25年度末までの地域医療再生計画(案)の概要等を厚生労働省に提出している。

これらを踏まえ、厚生労働省は平成24年11月5日と平成25年3月22日に地域医療再生計画に係る有識者会議を開催し、都道府県の地域医療再生計画に対する評価方法の検討及び

その評価方法を用いた計画の評価を行った。今後は、各都道府県における地域医療再生計画の進捗状況等を確認するため、実地調査が行われる予定となっている。

なお、地域医療再生計画に係る有識者会議には、本会から担当役員が委員として出席しており、本会としても引き続き対応を行う。

5) 無菌調剤室の共同利用に関する取り組み

平成24年の調剤報酬改定において無菌製剤処理加算の算定要件が緩和され、薬局が無菌製剤の調製を行う環境の整備が進められているところであるが、さらに、平成24年8月22日、無菌調剤室を有する薬局の開設者が、無菌調剤室を有しない薬局の開設者から依頼を受けた場合に、無菌調剤室を有しない薬局の薬剤師に無菌調剤室を利用して無菌製剤処理を行わせることを可能とする薬事法施行規則の改正が行われた。これは、在宅医療における無菌製剤の需要が高まっている一方で、大規模・高額な設備である無菌室を全ての薬局に設置することは困難であることに鑑みたものである。

本会としては、こうした環境整備により今後薬局が無菌製剤の調製に関わる機会が増加すると考えられることから、現時点において、薬局で無菌製剤（注射剤）を調製する際に、どのような取り組みを行うべきかについて、その製剤特性や汚染リスク等を勘案した検討を行い、「薬局における無菌製剤（注射剤）の調製について」をとりまとめ、都道府県薬剤師会を通じ会員に周知した。今後は、整備された事項を円滑に推進するため、薬剤師の無菌調製技術の向上や設備管理の方法などについて検討を進めしていく。

また厚生労働省は平成24年度、薬局の無菌調剤室の共同利用体制をモデル的に構築することを目的として、在宅医療の地域拠点薬局にクリーンベンチ等を備えたクリーンルームを設置する「在宅医療提供拠点薬局整備事業費」

を実施しており、本会では都道府県薬剤師会へ周知し、積極的な取り組みを促した。

6) 在宅医療推進のための関係機関等の連携

厚生労働省は平成 23 年度から「在宅医療連携拠点事業」（目的：在宅医療を提供する機関等を連携拠点として、地域の医師、歯科医師、看護師、薬剤師、社会福祉士などの多職種協働による在宅医療の支援体制を構築し、地域における包括的・継続的な在宅医療の提供を目指すとともに、今後の在宅医療に関する政策立案や均てん化などに資すること）を実施している。

本会では平成 24 年度事業について都道府県薬剤師会へ周知し、積極的な取り組みを促した。なお同事業では、実施主体が薬局関係である事業が 1 箇所（宮崎県）採択されている。

また、厚生労働省では平成 24 年度から、在宅医療を担う多職種がチームとして協働する体制を構築していくことを目的とした「多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成事業」を実施している。平成 24 年度は国レベルでの都道府県リーダー研修と都道府県レベルでの地域リーダー研修が行われ、平成 25 年度以降、地域単位での多職種研修が行われる予定である。本会は、薬剤師会関係者が地域リーダー研修に参加できるよう、都道府県薬剤師会に対し地域の医療・介護関係団体と連携した積極的な対応を呼びかけた。

このほか、国が実施する訪問看護支援事業（平成 21～24 年）では、請求事務等支援事業、コールセンター支援事業等に加え、医療材料等供給支援事業が行われている。本会では、本事業に関連して実施されている全国訪問看護事業協会「訪問看護の基盤強化に関する調査研究事業（老人保健健康増進等事業）」に担当者を派遣し、必要な検討を行っている。

7) 介護保険事業等への参加支援・協力等

①高齢者に対する薬教育への支援・協力

市町村においては、健康増進法に基づく「地

域保健・健康増進事業」の一環として健康教育が行われている。平成 23 年度の薬に関する集団健康教育は、全国で 468 回、延べ 10,286 名に対し実施されており、各地の薬剤師が講師等の協力をを行っている。

また、全国老人クラブ連合会が実施する「健づくり中央セミナー」には本会役員が講師として協力しており、全国の老人クラブが開催する講習会等では全国の薬剤師が講師を務めるなど、協力をを行っている。

② 「老人の日・老人週間キャンペーン」への協力

例年、9 月 15 日（老人の日）～21 日の 1 週間に亘り「老人の日・老人週間キャンペーン」が実施されている。このキャンペーンは、内閣府、厚生労働省、全国社会福祉協議会、全国老人クラブ連合会及び三師会や、本年度より消防庁が加わり 12 団体が主唱団体となり実施されており、各主唱団体が互いに協力・連携しキャンペーン諸事業に取り組むこととされている。本会では、都道府県薬剤師会に本件について通知し、本キャンペーンへの積極的な参加・協力を呼びかけた。

③介護支援専門員

平成 24 年度（第 15 回）の介護支援専門員の実務研修受講試験は 10 月 28 日に実施され、全国の受験者数は 146,713 人、合格者数は 27,905 人、合格率は 19.0% であった。薬剤師は 232 人が合格、構成比 0.8% であった。

また、第 1 回から第 15 回試験までの薬剤師の合格合計数は、19,321 人、構成比 3.4% となつた。

なお厚生労働省では、介護支援専門員の資質の向上と今後のあり方を検討するため、「介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上と今後のあり方に関する検討会」を開催しており、本会からも担当役員を派遣し検討を行っている。平成 23 年 1 月には検討会より議論の中間

的な整理がとりまとめられ公表された。

8) 健康介護まちかど相談薬局事業

「健康介護まちかど相談薬局」は、健康・介護等に関する地域住民の相談の受け皿として、また関係機関との連携の窓口的な役割を果たすものとして、事業の一部（介護保険制度の周知定着等に関する事業）については国保連合会と連携して各都道府県薬剤師会において実施されているところである。

本会では、「健康介護まちかど相談薬局」の現状把握と、健康増進にかかる多様な分野での薬局の取り組み事例（例：禁煙、こころの健康等）について情報収集することを目的として、平成24年2月に都道府県薬剤師会調査を行った。同12月に調査結果をまとめるとともに、「地域における『健康支援拠点』としての薬局のあり方と今後の方向性について」を取りまとめ公表した。

（2）在宅療養推進アクションプランの推進

調剤報酬点数表の「在宅患者訪問薬剤管理指導」の算定に係る届出施設数は、平成23年7月1日現在で41,194薬局となっており、前年同月の40,170薬局に比べ、1,024薬局増加している。

本会では、地域単位で在宅医療を推進するための環境を整備し、より多くの地域薬局に在宅医療チームの一員として活動いただくことを目的として、平成22年度に「在宅療養推進アクションプラン」を策定し、平成23年度から都道府県薬剤師会において実施いただいている。平成23年3月には、アクションプランの進捗状況等や事例等を全国レベルで共有するため、介護保険・在宅医療等担当者全国会議を開催した。平成23年度は、連携のための基盤整備となる「薬局調査」が8割以上の支部薬剤師会で実施済み、薬局リストの作成も6割、薬

局マップの作成も3割の支部薬剤師会で行われていた。平成24年度からは実際に地域の多職種・他団体との連携を進める段階へ移行しており、平成25年2月に進捗状況を調査した。地域の協議会などに参加し連携を進めている支部は半数以上あったが、福祉系の職種や行政との連携が今後の課題であることが明らかとなつた。

また、在宅医療をはじめとする地域におけるチーム医療の一層の進展、充実に向けた取り組みとして、薬剤師が薬の副作用や薬による患者状態の変化を把握し適切な医療提供に結びつけられるよう、薬剤師が行うフィジカルアセスメントに関する検討も進めている。

平成25年3月13日に開催した平成24年度地域・在宅医療等担当者全国会議において、○在宅療養推進アクションプランの推進方策について、○薬剤師によるフィジカルアセスメントに関する検討状況について、○無菌調剤室の共同利用に関する検討状況について、本会地域・在宅医療委員会に設置した3つのWGの検討状況を報告した。

（3）医療用麻薬の適正な供給、管理、利用のための環境整備

在宅医療の推進等に伴い、薬局においては医療用麻薬の適正な取扱いが求められている。

本会では、「在宅療養推進アクションプラン」の一環としても医療用麻薬の供給と適正管理の環境整備に取り組んでいる。

「麻薬・覚せい剤行政の概況」（厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課）によると、平成23年12月末日現在、麻薬小売業者の免許を取得している薬局は37,026で、薬局数（平成22年度末54,780）に占める割合は67.6%となっている。

また、厚生労働省が行っている「がん疼痛緩和と医療用麻薬の適正使用推進のための講習

会」では、近年のがん疼痛緩和領域における在宅医療の進展を踏まえ、医療用麻薬を用いた在宅医療におけるがん疼痛緩和なども講習内容に含まれており、会員に対して都道府県薬剤師会を通じ周知を図った。

また、厚生労働省は平成 24 年度予算において、地域単位での医療用麻薬の在庫管理システムを開発・活用する「在宅での医療用麻薬使用推進モデル事業」を行っており、本会は都道府県薬剤師会等を通じ会員へ周知等を行った。

(4) 在宅療養推進のための各種調査の実施と検討

1) 老人保健健康増進等事業

厚生労働省の平成 24 年度老人保健健康増進等事業（老人保健事業推進費補助金）の国庫補助を受け、「居宅療養管理指導及び訪問薬剤管理指導のあり方に関する調査研究事業」を実施した。居宅療養管理指導及び在宅患者訪問薬剤管理指導（以下、「居宅療養管理指導等：」）を活用することによるコンプライアンス向上及び減薬や ADL 改善・維持等の効果の検証を目的としたもので、その目的を達成するため、①居宅療養管理指導等による薬剤師の介入効果に関する調査研究、②居宅療養管理指導等を実施する上での課題に関する調査研究を実施した。事業報告書は都道府県薬剤師会等への配付、本会ホームページへの掲載等により成果を普及した。

2) 在宅医療等に関する実態調査

本会は薬局における無菌調剤の状況等を調査するため、在宅医療・サポート薬局に対し、平成 23 年度に無菌調剤の有無やその内容等について「在宅医療等に関する実態調査」を実施し、平成 25 年 3 月に結果を公表した。また平成 24 年度においては、上記 1) の「居宅療養管理指導等による薬剤師の介入効果に関する調査研究」について、本会サポート薬局に協力

いただいた。

3) 各種調査研究等への協力

厚生労働科学研究「地域医療における薬剤師の積極的な関与の方策に関する研究」（研究代表者：今井博久・厚生労働省国立保健医療科学院統括研究官）研究班から、患者宅等の訪問業務を行っている薬局の状況を把握すること等を目的とした「訪問業務の実施状況に関する調査」の周知について本会宛協力依頼があり、日本薬剤師会雑誌等を通じて会員に周知、調査協力を呼びかけた。

(5) チーム医療における薬剤師業務の拡充と役割の明確化

厚生労働省は平成 25 年 3 月 29 日、「チーム医療推進会議」の報告書を取りまとめた。

同会議は、「チーム医療の推進に関する検討会」報告書（平成 22 年 3 月）を受け、平成 22 年 5 月 12 日、「チーム医療推進会議」を発足させ、チーム医療の一環として、看護師が医師又は歯科医師の包括的な指示の下、診療の補助を行う場合の仕組みのあり方について議論を重ねてきた。本会からは山本前副会長、本年 10 月から安部常務理事が委員として出席し、平成 22 年度に 5 回、平成 23 年度に 5 回、本年度は 4 回開催された。

報告書には、「特定行為に係る看護師の研修制度案」が盛り込まれており、制度案は特定行為（医師の指示の下、診療補助のうち実践的な理解力や判断力及び高度な専門知識・技能などを要する行為）の保健師助産師看護師法での明確化、厚労大臣による看護師籍への登録と登録証の交付などが盛り込まれた。

また、同会議の下には WG が 2 つ設置され、「チーム医療推進のための看護業務検討 WG」は平成 22 年度に 11 回、平成 23 年度に 9 回、本年度は 11 回行われた。

同 WG は看護師の業務拡大範囲や「特定行

行為」の範囲等の検討を行うために設置されたもので、本年度は前年度に引き続き、看護師の特定能力の認証に関する医行為分類等について検討した。平成 24 年 9 月 7 日～10 月 5 日に行われた医行為分類（案）等に関する意見募集では、本会は、「薬物血中濃度検査（TDM）の実施時期の判断について、「薬物血中濃度検査は薬物治療の効果確認・副作用回避等を目的とするものであることから、本行為における判断は医師又は薬剤師が行うべきであり、看護師が実施時期の判断を行うことは不適切であると考える」等の意見を提出した（平成 24 年 10 月 17 日付、日薬業発第 200 号）。

なお、特定行為の範囲は 29 項目まで絞られたが、平成 25 年度に引き続き同 WG にて検討される。

一方、「チーム医療推進方策検討 WG」は平成 22 年度に 7 回、平成 23 年度に 2 回、本年度は 1 回開催された。

同 WG は医療スタッフ間の連携の在り方や、チーム医療を推進する医療機関等を評価する仕組みなどの検討を行うために設置されたもので、本年度は「チーム医療実証事業報告書」を平成 24 年 10 月 19 日に公表した。

同報告書は、前年度チーム医療推進会議及びチーム医療推進方策検討 WG で取りまとめられた「チーム医療推進のための基本的な考え方と実践的事例集」を踏まえて、医療現場がチーム医療に取り組み、これらの取り組みによって可能となる医療サービスの安全性・効果等を実証するもので、選定された 68 実施施設のうち薬局が 2 施設含まれている。報告書では、チームの一員として薬剤師が参加することに意義があると評価されたほか、薬剤師の活用・薬物療法等分野の 12 チームには、病棟薬剤師配置の必要性や薬剤師外来の取り組みが評価されている。

なお、薬剤師の業務範囲の見直しや多職種協

働のあり方については、平成 25 年度に引き続き同 WG にて検討する。

本会ではこうした動向を注視するとともに、会員に対しては日薬誌を通じて適宜情報提供に努めた。

7. 医療保険制度・介護保険制度への対応

（1）調剤報酬体系における当面の課題、在り方等に関する調査・研究及び検討

1) 調剤報酬（診療報酬）

平成 24 年度診療報酬（調剤報酬）改定に伴い、新点数表の施行後（平成 24 年 4 月 1 日以降）も引き続き、疑義解釈（Q&A）などに関する事項を都道府県薬剤師会へ通知した（平成 24 年 4 月 23 日付、日薬業発第 28 号ほか）。

また、平成 24 年度診療報酬改定において、後発医薬品の使用促進策の一つとして処方せん料に一般名処方に係る加算が新設されたことを受けて厚生労働省は、内用薬と外用薬を対象に一般名処方の標準的な記載（一般名処方マスター）を作成し、ホームページなどを通じて公表した。一般名処方マスターは当初は後発医薬品が存在する先発医薬品の主な単味製剤のみを対象としていたが、その後対象範囲を拡充し、配合剤や徐放性製剤などを含めた整備が行われたことから、本会としてもこれを都道府県薬剤師会並びに会員へ周知した。

さらに、中医協・診療報酬改定結果検証部会による平成 24 年度改定の結果検証調査として、保険薬局等を対象に「後発医薬品の使用状況調査」を実施することを受けて、同調査への協力依頼を都道府県薬剤師会へ行った（平成 24 年 9 月 5 日付、日薬業発第 164 号）。

そして、平成 25 年 2 月 27 日開催の中医協総会において同調査の結果概要（速報）が報告されたことを受けて、日薬では、後発医薬品の

使用促進に向けた取り組みについて引き続き協力を求めるとともに、今一度、現在の薬局業務の内容や手順などを再確認するよう、都道府県薬剤師会および会員へ周知した（平成 25 年 3 月 1 日付、日薬業発第 350 号）。

2) 調剤レセプトの直接審査・支払

健康保険組合による調剤報酬の審査及び支払については、「規制改革・民間開放推進 3か年計画（決定）」（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定）及び「規制改革・民間開放推進 3か年計画（再改定）」（平成 18 年 3 月 31 日閣議決定）に基づき進められてきた。

ただし、実施に当たっては、①患者のフリーアクセスを阻害しないこと、②健康保険法の規定に基づき点検及び突合並びに適正な審査を行うこと－などの一定条件を満たすとともに、健保組合の規約変更について厚生労働大臣の認可が必要とされている。

平成 24 年 9 月末までに直接審査・支払を実施する健保組合は 19 組合となっている。本会では引き続き、これらの状況や問題点などに関する情報収集に努めるとともに、対応等について検討していくことを予定している。

3) 薬剤師業務・薬局経営等に関する調査・研究

平成 24 年度調剤報酬改定では、後発医薬品の使用促進のほか、薬剤服用歴管理指導料関連として、お薬手帳のさらなる普及・推進や、残薬チェックに関する事項が算定要件に追加された。

そのため、これら事項の検証を含め、各種調査の実施に向けた検討を行った（検証調査については、平成 25 年度前半を目途に実施する予定）。

4) 諸外国における薬事・医療制度等の調査・情報収集

厚生労働省保険局医療課は毎年、「薬剤使用状況等に関する調査研究」として、欧米（アメ

リカ、イギリス、フランス、ドイツ）4カ国の現地視察調査を実施している（（一財）医療経済研究・社会保険福祉協会医療経済研究機構に委託）。

同調査は、各国の薬剤費の推移や後発医薬品の使用状況について最近の動向を把握する等、今後のわが国の薬剤使用の適正化について検討・考察するための基礎資料を収集することを目的としている。

本年度は、平成 25 年 2～3 月にかけて、欧米 4カ国における現地視察調査が実施され、本会からも委員を派遣した（アメリカを除く）。

5) IT 戦略本部、「医療情報化に関するタスクフォース」への対応

内閣に設置された高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（通称：IT 戦略本部）では、平成 22 年 5 月に医療・健康分野の IT 化を含めた「新たな情報通信技術戦略」を策定している。医療情報化に関するタスクフォース（以下、「医療 TF」）は、同戦略の医療・健康分野を調査・検討するために設置されたもので、対象は①「どこでも MY 病院」（自己医療・健康情報活用サービス）構想の実現、②シームレスな地域連携医療の実現、③レセプト情報等の活用による医療の効率化、④医療情報データベースの活用による医薬品等安全対策の推進、の 4 つである。本会からは、小田副会長が臨時構成員として参画している。

平成 24 年 6 月には、医療 TF の下の 3 つの作業部会（「どこでも MY 病院」糖尿病記録に関する WG、レセプト情報等の活用 WG、二次医療圏を超えた地域連携における標準的なアーキテクチャ WG）の活動をまとめた報告書が公表された。

このほかに、本会は下記の IT 戦略本部関連の事業に参画している。

① 経産省の「医療情報化促進事業」関連

七尾鹿島薬剤師会が社会医療法人財団 董仙会 恵寿総合病院（石川県七尾市）等とともに

実施する「能登中部地域医療情報化促進事業推進プロジェクト」の一部である「お薬手帳情報の電子化」の特に形式の標準化等について、平成23～24年度、石川県薬剤師会と本会が協力団体として参画した。

②厚労省医政局研究開発振興課「シームレスな健康情報活用基盤実証事業」関連

石川県医師会が能登北部医療圏を実施地域として行っているもので、医療機関間での診療情報、画像情報連携のほか、医療機関一薬局間で、処方箋に記載された情報や検査値等の診療情報の一部を連携する事業を、平成23～24年度に展開した。石川県薬剤師会及び本会が協力団体として参画した。

③厚労省政策統括官室「処方箋の電子化に向けた検討のための実証事業」関連

大分県別府市医師会が別府市を実施地域として応募し、平成24年9月に採択となった。本実証事業は、医療機関一薬局間で、処方箋の電子化に向けた課題を、実証を通して明らかにすることを目的に実施されたものであり、別府市薬剤師会、大分県薬剤師会及び本会が協力団体として参画した。

④電子版お薬手帳への取り組み

平成24年2月13日の医療TFにおいて、本会から「電子版お薬手帳の現況」を説明した。本会の基本的な考え方は以下の通り。①お薬手帳を電子化したとしても、現行の運用環境では、まだ紙のような簡便性や一覧性を容易に確保できる状況はない。②しかし、医療情報の電子化に鑑み、調剤に係わる情報の一部を電子化し、患者本人に渡すことは、医療安全の面からも有効と考える。③その際には、情報の共有化等を可能とするため、「提供するフォーマットの標準化」と「患者さんへのデータ提供の方式（患者さんの手順）の標準化」が必要と考える。

この後、フォーマットについては、保健医療

福祉情報システム工業会（JAHIS）において、標準化への取り組みが行われ、平成24年9月14日にJAHIS技術文書として公開された。

国民の閲覧環境については、スマートフォン向けの閲覧ソフトを日本医師会・日本歯科医師会と共に共同開発する方向で調整を行っている。

電子版お薬手帳については、各所の薬剤師会において取り組みが検討され、特に大阪府薬剤師会では、地域医療再生基金を活用し、平成25年度には大阪府下の全薬局での電子版お薬手帳発行を検討している。

本会としては、特定事業者等による情報の囲い込み等は、その主旨を大きく損なうものと認識しているとともに、医療情報取扱事業者が国民の意図しない情報の2次利用等を行えば、国民に多くの不利益が生じる可能性があることを強く懸念しており、今後とも積極的に関与する予定である。

6)「社会保障・税に関する番号制度」への対応

平成25年3月1日、政府は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（いわゆるマイナンバー法）案を国会に再提出した。平成24年2月にも通常国会に提出されていたが、同11月に廃案となっていた。

マイナンバー法案は、行政機関等の法定手続きを対象としたもので、医療機関等の間の情報連携は対象としていない。このため、医療等分野について、厳格な情報保護措置を図るために医療等分野に限定しつつも、必要な利活用が適切に行えるようにするための検討を「社会保障サブワーキンググループ・医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会合同開催」（座長：樋口範雄東京大学大学院法学政治学研究科教授）で行い、平成24年9月には、「医療等分野における情報の利活用と保護の

ための環境整備のあり方に関する報告書」が公表された。なお、

医療等 ID に関しては、「その活用範囲も含め、今後とも検討いただきたい」（小田構成員：本会副会長、石川構成員：日医常任理事、富山構成員：日歯常務理事）等の発言があったことから、報告書では意見を併記するに留まり、そのあり方を含め今後の検討が必要とされた。

本件に関しては、医療体制に対する影響が大きいことから、今後とも注視する予定である。

7) 医療情報ネットワーク基盤検討会

本検討会（座長：大山永昭氏、東京工業大学像情報工学研究施設教授）は平成 15 年 6 月、厚労省医政局（現在は政策統括官室）に設置され、医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（以下安全管理ガイドライン）、HPKI 電子認証局運用管理規程、処方箋の電子化に関する報告書等の検討を継続している。

本年は平成 25 年 2 月 20 日と 3 月 8 日に開催され、処方箋の電子化について議論し、3 月 18 日に報告書を公表した。

報告書は、平成 24 年 4 月に、同検討会がとりまとめた報告書「処方箋の電子化に向けて」の一部を見直したもので、報告書では、「処方箋の電子化にあたっては、より丁寧な各種検証等を実施した上で、その道程を進むべきである」とされた一方、「実証事業を通じて問題点を明らかにするためにも、一定の条件下で実際に処方箋の電子化を実施し、その検証を行う必要である」とされた。

そのため、e-文書法厚生労働省令を「一定の条件下で実施環境の整った一部地域においては、処方箋を実際に電子化し、実証事業等による運用が行えるよう、2～3 年後を目途に改正すべきである」とされた。

なお、当該改正等によって処方箋の電子化を義務づけようというものではない。

(2) 調剤報酬請求事務の適正化

1) 特定共同指導、共同指導

健康保険法第 73 条等の規定に基づく厚生労働大臣の指導の実施に当たっては、診療又は調剤に関する学識経験者を立ち会わせることとなっており、本会も厚生労働省から立ち会いが求められている。

平成 24 年度の保険薬局の特定共同指導及び共同指導は、16 道県（特定共同指導 6 県、共同指導 10 道県）を対象に実施され、各道県での実施に当たっては本会からも担当役員を派遣した。なお、平成 25 年度の保険薬局の特定共同指導及び共同指導は 16 県（特定共同指導 6 県、共同指導 10 県）を対象に実施が予定されている。

また、特定共同指導及び共同指導における主な指摘事項については、例年、都道府県薬剤師会の社会保険指導者を対象とした社会保険指導者研修会において、厚生労働省保険局医療課医療指導監査室から直接説明を受けている。

本年度は平成 25 年 3 月 22 日にアルカディア市ヶ谷（東京都千代田区）にて開催し、その際の指摘事項については日薬誌（平成 25 年 6 月号）を通じて会員への周知を予定している。

2) レセプト情報等の提供に関する有識者会議

厚生労働省では、レセプト情報等の提供に関する有識者会議（座長：山本隆東京大学大学院情報学環准教授）が設置されており、平成 24 年度は 5 回開催された。

同会議は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき国が収集したレセプト情報や特定健診情報について、本来目的以外の用途として利用申請があった際に、データ利用の公益性などについて検討・意見交換を行い、厚生労働大臣が申請者に対するデータ提供の可否を決定するに当たり助言することを目的としている。

本会議のメンバーは、医療経済、生活習慣病対策、統計分析、臨床研究倫理、医薬安全対

策、個人情報保護等の分野の有識者、関係団体の代表者から構成されており、本会からも担当役員を委員として派遣している。

3)保険調剤におけるポイントカードの取り扱い

平成 24 年度調剤報酬（診療報酬）改定と併せて「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」等（以下、「薬担等」）が一部改正され、保険薬局や保険医療機関において、経済上の利益の提供による患者の誘引（すなわち、保険調剤の一部負担金の受領に応じてポイントを付与すること）が禁止されることとなった。

新たな薬担等が平成 24 年 10 月 1 日より施行されることに伴い、厚生労働省は一部負担金等の受領に応じて専らポイントの付与・その還元を目的とするポイントカードによるポイント付与は認められることについて、改めて周知徹底を図った。

また、これと併せて、現金と同様の支払い機能を持つクレジットカードや一定の汎用性のある電子マネーによる支払いに生じるポイント付与については、当面、やむを得ないものとして認められるが、その取り扱いについては「引き続き平成 24 年度内を目途に検討する」との考えであることを明らかにした。

これを受けて、本会としても見解を公表し、都道府県薬剤師会並びに会員への周知徹底を図った。

保険調剤等におけるポイント付与を原則禁止する件について

平成 24 年 9 月 28 日

日本薬剤師会

「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」（以下、「薬担規則」）等が一部改正され、平成 24 年 10 月 1 日より、保険調剤等に係る一

部負担金の受領に応じてポイント付与することが原則禁止となります（平成 24 年 9 月 18 日、日薬業発第 175 号にて既報）。

日本薬剤師会としては、保険調剤を対象とするポイントカードを介して行われるポイント付与ならびにその使用については、結果的に一部負担金の減免にあたると認識しています。したがって、そのような行為は、健康保険法第 74 条の規定（一部負担金の支払い・徴収に関する事項）の趣旨に反するだけでなく、公的社会保険制度の崩壊に繋がりかねないと理由から、本会としてはこれまで一貫して反対してきました。

10 月 1 日より適用となる新たな薬担規則等の施行にあたり、本会としての見解は次のとおりです。

- ① 中医協答申を受けて改正された薬担規則等は、「一部負担金等の受領に応じて専らポイントの付与・その還元を目的とするポイントカードについては、ポイント付与を認めないことを原則とする」とされており、10 月 1 日からの適用にあたり、その考え方を一切変更するものではない。
- ② 現金と同様の支払い機能を持つクレジットカードや一定の汎用性のある電子マネーによる支払いに生じるポイント付与の取り扱いについては、引き続き年度内を目指して検討するとされており、これは、現行の取り扱いについて経過措置期間を設けるものではない。本会としては、この検討によって、さらなる改善・対応が図されることを期待する。
- ③ 専らポイントの付与・その還元を目的とするポイントカードであるか否かの違いに関わらず、経済上の利益の提供による誘引は禁止されていることから、当該規定に違反していると思われる事例等

は、地方厚生（支）局による指導対象となる。

④ 都道府県薬剤師会ならびに各支部薬剤師会においては、全国の薬局・薬剤師に新たな薬担規則等の趣旨が正しく伝わるよう、その周知徹底を図っていくことが重要である。

薬担規則（第2条の3第2項、第9条の2）では、保険薬局及び保険薬剤師に対し、「健康保険事業の健全な運営を損なう行為を行うことのないよう努めなければならない」と求めています。また、患者が保険薬局等を選択するにあたっては、「保険薬局等が懇切丁寧に保険調剤等を担当し、保険薬剤師等が調剤、薬学的管理及び服薬指導の質を高めること」が本旨であり、ポイントの提供等によるべきではありません。

保険薬局及び保険薬剤師は、10月1日より施行される新たな薬担規則等の趣旨を十分踏まえつつ、今後も引き続き、健康保険事業の適切かつ健全な運営のため対応されますようお願い申し上げます。

（3）社会保険指導者の研修・育成

本会では毎年、都道府県薬剤師会の社会保険担当者を対象として、社会保険指導者研修会を開催している。

本年度は、平成25年3月22日にアルカディア市ヶ谷（東京都千代田区）にて開催し、厚生労働省保険局医療課から「最近の保険行政の動向」について、同指導監査室から「最近の指導監査の状況」について説明を受けたほか、調剤報酬等に関する諸課題について協議を行った。

（4）薬価基準収載品目の検討

新医薬品の薬価基準収載に関し厚生労働省から諮詢を受け、平成24年5月7日、8月9

日にD I委員会薬価基準収載品目検討会を、また、10月29日、平成25年1月31日に薬価基準検討委員会（D I委員会薬価基準収載品目検討会から改称）を開催し、薬価基準への収載可否について検討を行った。その中で、新医薬品の承認のあり方や医薬品の適正使用等について意見を述べた。

なお、同委員会では、平成12年度より新薬紹介情報を作成し、「日薬医薬品情報」（日薬誌付録）を通じて会員に提供している。

（5）医薬品産業政策及び流通問題への対応

医療用医薬品の取引については、平成16年6月より、厚生労働省医政局長の意見聴取の場として「医療用医薬品の流通改善に関する懇談会」（座長：嶋口充輝慶應義塾大学大学院教授）が設置されている。

同懇談会では、医療用医薬品の流通過程の現状分析をはじめ、公的医療保険制度の中での不適切な取引慣行のは正等など、医療用医薬品の流通改善の方策について意見交換を行っており、本会からも担当役員を委員として派遣している。

本年度は平成24年11月29日に開催され、医薬品の流通改善に関する取組状況について意見交換を行ったほか、医薬品の情報化（バーコード表示）の進捗状況について報告を受けた。

（6）後発医薬品の使用促進

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進について、厚生労働省は「平成24年度までに、後発医薬品の数量シェアを30%以上にする」という目標を掲げている。

調剤報酬においては、調剤基本料の施設基準加算として後発医薬品調剤体制加算（3区分）が設けられており、平成24年度改定ではその基準が引き上げられたほか、薬剤情報提供文書

を活用した後発医薬品に関する情報提供なども導入された。

中医協ではその状況を検証するため、平成24年9月に「後発医薬品の使用状況調査」を実施した。同調査は、全国2,500施設の保険薬局(処方箋枚数ベースによる把握形式と医薬品品目ベースによる把握形式の各1,250施設)が対象となり、本会としても都道府県薬剤師会を通じて同調査への積極的な協力を呼びかけた(平成24年9月5日付、日薬業発第164号)。

そして、同調査の結果概要(速報)が平成25年2月27日開催の中医協総会で報告され、これを受けた日薬では、後発医薬品の使用促進に向けた取り組みについて引き続き協力を求めるため、都道府県薬剤師会および会員へ周知した(平成25年3月1日付、日薬業発第350号)。

また、平成25年度以降の新たな数量シェアの目標など後発医薬品のさらなる使用促進に向けたロードマップの策定に資する検討のため、平成24年10月から平成25年3月までの計5回、「平成24年度ジェネリック医薬品の信頼性向上のための評価基準等に関する調査検討事業」(厚生労働省医政局経済課委託事業)が開催され、報告書が取りまとめられた。同検討事業の検討会には、本会から担当役員を委員として派遣した。

(7) 消費税引き上げへの対応(社会保障・税一体改革関係)

「社会保障・税一体改革大綱について」(平成24年2月17日閣議決定)を受けて、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律案」(平成24年3月30日閣議決定)が国会に提出され、その後、民主党・自由民主党・公明党の3党合意(平成24年6月15日、社会保障・税一体改革に関する三党実務者間会

合合意文書)による衆議院の法案修正を経て同法案は平成24年8月10日に成立した(公布日は平成24年8月22日、法律第68号)。

消費税率は、平成26年4月1日より8%、平成27年10月1日より10%)に引き上げられるが、同法(第7条第一号ト)では、医療機関等の仕入れに係る消費税負担は診療報酬により手当てし、高額投資に係る消費税負担については、新たに一定の基準を設けた上で措置を講ずることを検討している。

そのため、厚生労働省は、中医協の診療報酬調査専門組織の下に「医療機関等における消費税負担に関する分科会」を設置し、平成24年6月20日から平成25年3月18日までの計5回、保険薬局等における高額な設備投資に係る消費税負担の状況を把握するための調査などに関する検討を行い、平成25年2月に「医療機関等の設備投資に関する調査」を実施した。本会としても都道府県薬剤師会を通じて同調査への積極的な協力を呼びかけた(平成25年2月12日付、日薬業発第319号ほか)。

同調査は、今後予定されている消費税率の引き上げに対する診療報酬制度等における対応を検討するため、必要な基礎資料を整備することを目的とするもので、平成25年に調査結果が公表されることが予定されている。

また、同分科会には本会からも担当役員を委員として派遣し、必要な意見を述べており、今後も引き続き、対応していくこととしている。

8. 災害時等の医薬品の確保・供給への対応

(1) 災害時等における医薬品等の確保・供給のあり方の検討

1) 「東日本大震災における活動報告書」の取りまとめ及び「薬剤師のための災害対策マニュアル」作成への協力

東日本大震災での教訓を今後の医療支援活

動や国民への情報提供に資するため、本会では「東日本大震災における活動報告書」を平成24年3月11日に取りまとめた。また、平成23年度厚生労働科学研究「薬局及び薬剤師に関する災害対策マニュアルの策定に関する研究」（研究代表者：富岡佳久・東北大学大学院薬学研究科教授）に本会並びに被災3県の薬剤師会代表者が参加し、平成24年3月に「薬剤師のための災害対策マニュアル」を作成した。本会の活動報告書及びマニュアルは本会ホームページに掲載するとともに、平成24年7月に書籍として出版した。

2) 災害対策委員会の設置等

本会では本年度、災害対策委員会を新たに設置し、①広域災害発生時の対応策、②災害時における医薬品供給体制、③災害時における医療救護活動、④災害時対応のための準備策等の検討を進めている。

具体的に、前述の諸課題を検討する中で、本会の災害時における活動として、短期間で重要な機能を再開し事業を継続するために準備しておく対応方針である事業継続計画（BCP）の立案を中心課題として検討した。

3) 全国災害対策担当者会議の開催

これまでの検討を踏まえ、本会並びに47都道府県薬剤師会の担当者を対象に平成24年度全国災害対策担当者会議を平成25年3月18に日薬会議室において開催し、本会の災害時における活動、日薬版BCPの体制作りについて説明するとともに、各都道府県版BCPの作成を依頼した。また、災害協定書の締結事例を紹介した上で、具体的な事例として災害薬事コーディネータの活動について報告し、各都道府県薬剤師会での具体的な対応、活動に役立てていただくよう情報提供を行った。

また、同会議では、総論として「日本薬剤師会の災害時における活動、日薬版BCPについて」、各論として「県薬版BCPの体制作り、

連絡手段の確保について」と題して、本会災害対策委員会担当役員、委員長、並びに副委員長より講演が行われたほか、「災害協定書の締結について（協定書の意義、具体的な事例について）」と題して、担当役員より総論が、同委員会委員より東京都並びに静岡県における事例紹介がそれぞれ報告された。さらに具体的な実践事例として、「高知県における災害薬事コーディネータの活動について」と題し、高知県健康政策部医事業務課担当官より講演が行われた。その他、担当役員より平成24年3月8日付警察庁通達「大規模災害における交通規制実施要領の制定について」の概要紹介があり、地域防災協定に基づく活動を行う際の緊急通行車両の手続きについて説明を行った。

なお同会議には、本会災害対策委員会担当者とともに、都道府県薬剤師会より県地域防災計画の策定に関わる担当役員、及び災害薬事コーディネータ養成に関わる主たる責任者110名が参加した。

（2）災害時の救援活動等への協力・対応

1.) 被災者健康支援連絡協議会

政府の被災者生活支援特別対策本部からの協力要請を受け、東日本大震災の被災者の健康を支援するため医療チームの中長期的な派遣の確保等の取り組みを行うことを目的として、平成23年4月22日に「被災者健康支援連絡協議会」が医療関係7団体（本会を含む）により発足した。現在は医療・介護関係18組織34団体により構成されている。

協議会は、参加団体からの要望・提言をまとめ、厚生労働大臣と復興大臣に対し8月29日に、東日本大震災被災者支援に関する平成25年度政府予算及び税制改正要望書を提出した。要望事項には、本会が要望した「災害薬事コーディネータ（仮称）」を養成するための予算措置が含まれている。また、税制改正要望は、東

日本大震災に起因して受領する収益項目(賠償金・補償金・補助金等)への法人税非課税措置と、医療機関等の施設・設備の再整備に向けた固定資産税の免除及び特別償却制度の拡充の2項目であり、特別償却制度の拡充は、薬局の器具や備品が被災代替資産等の特別償却の対象外となっていることから本会が要望したものである。協議会では、今後も被災者の健康支援のために必要な方策等について検討を行い、引き続き政府に対して要望・提言を行うこととしている。

2) 災害時優先電話の整備

平成19年10月1日に「重要通信を行う機関を指定する件」が一部改正・同日施行され、重要通信を行う災害救助機関に「薬局」が加わった。東日本大震災を受け、災害時の医療活動に必要な体制整備のため、本会では、都道府県薬剤師会を通じて、災害時優先電話を整備する薬局について調整を行っている。

9. 都道府県薬剤師会等との連携・国際交流

(1) 日本薬剤師会学術大会(静岡大会)の開催

第45回日本薬学会学術大会(静岡大会)は、平成24年10月7日(日)・8日(月・祝)の両日、「未来を奏でる薬剤師響奏曲～その職能は新たなステージへ～」をメインテーマに、静岡県浜松市のアクシティ浜松他2会場で開催され、全国より約7,500名の薬剤師・薬学生等が参加した。

初日の開会式では、児玉会長より、「昨年予定されていた宮城大会が中止となつたため、2年ぶりの開催となる。まずは、被災地の皆様が1日も早く通常の生活に戻られるよう祈念する。いま、我が国は超少子高齢社会となっており、社会保障のしっかりととしたシステム作りが早急に必要となっている。今大会のメインテー

マに”薬剤師響奏曲”とあるが、まさに私たちはいま置かれたそれぞれのやるべきことを実践し、社会の大きな期待に応えるよい演奏をすべきである。」等、挨拶が述べられた。

引き続き、大会運営委員長の曾布川和則静岡県薬剤師会会长より歓迎の挨拶が、また、来賓である三井辨雄厚生労働大臣(代読:平山佳伸大臣官房審議官)、田中真紀子文部科学大臣(代読:山野智寛大臣官房審議官)、川勝平太静岡県知事、鈴木康友浜松市長(代読:古橋利広副市长)、鈴木勝彦静岡県医師会長より、それぞれ祝辞をいただいた。このほか、開会式には、松本純衆議院議員、藤井基之参議院議員、はたともこ参議院議員、北田光一日本病院薬剤師会会长、豊島聰日本薬剤師研修センター理事長、望月正隆薬学教育協議会代表理事等のご臨席をいただいた。

次いで、第二部の表彰式では、平成24年度の日本薬剤師会賞6名、同功労賞10名に、児玉会長より表彰状及び副賞の授与が、第三部の特別記念講演では、薬学出身であり作家の瀬名秀明氏より「科学・薬学の未来」と題した講演が行われ、開会式を終了した。

初日の午後から翌日にかけては、2日間に亘り、特別講演5題、14のテーマ別分科会、ディベート、一般演題(口頭発表174題、ポスター発表350題)、ランチョンセミナー(19)、薬学生シンポジウム(10-(13)-3)参照など多彩なプログラムが実施されたほか、医薬品・医療機器・情報機器等の展示も行われた。また、大会二日目の午後に開催された県民公開講演会では、ジャーナリストの鳥越俊太郎氏より「患者の立場から見た医療」と題した講演が行われ、一般市民等約750名が詰めかけるなど、盛況のうちに、大会の全日程を終了した。

なお、次回大会(第46回大会)は、平成25年9月22日(日)・23日(月・祝)の両日、「薬剤師の新たな使命～120年の歴史を踏ま

えて～」をメインテーマに、大阪府大阪市のグランキューブ大阪（大阪国際会議場）にて開催の予定である。

（2）上記 1 から 8 及び下記 10 に係る事業の連携・協力

本会は、公益社団法人以降に伴う新定款第 44 条の規定に基づき、諮問機関として都道府県会長協議会を設置している。都道府県会長協議会は、都道府県薬剤師会の会長又は代表者によって構成され、事業の執行に関し理事会から諮問された事項や、都道府県薬剤師会との連絡調整に関する事項等を審議している。本年度は 5 回開催した。

また、本年度は、新定款において理事数を「20 名以上 30 名以内」と削減したことから、ブロック内の調整及び本会とブロック間の連絡・調整等を行うための「ブロック世話人」を各ブロックに置くこととし、全 11 ブロックより推薦をいただいた。

また、本会では従来より、会務事業等の周知とブロック内の情報及び意見交換を目的とした「ブロック会議」を都道府県薬剤師会並びに各ブロック世話人の協力を得て開催している。本年度は、①薬剤師会を巡る最近の課題、②医療計画等への対応、③会員増強策、④生涯学習支援システム（JPALS）をテーマとして、平成 24 年 11～12 月に北海道、東北、関東・東京、東海、近畿・大阪、中国・四国、九州の 7 ブロックで開催された（北陸信越ブロックは大雪のため中止）。

さらに、都道府県薬剤師会の活動を支援し、薬剤師職能の向上を目指した本会の方針・施策等を都道府県薬剤師会及び支部薬剤師会に十分浸透させていくため、各都道府県薬剤師会及び支部薬剤師会における講習会・研修会等に本会役員等を派遣している。

（3）日本薬学会等学術団体との連携

本会は、関係学会が主催する年会、シンポジウム等の企画・運営に協力するとともに、本会主催の学術大会等に演者・関係者を招聘するなど、相互連携を図っている。本年度においても、日本薬学会をはじめ、日本医学会総会、日本医療薬学会、日本医薬品情報学会、日本ジェネリック医薬品学会、日本社会薬学会、日本禁煙学会、日本褥瘡学会、日本臨床スポーツ医学、日本セルフメディケーション学会、禁煙科学会総会等へ本会役員等を派遣し協力をを行っている。また、各種大会、シンポジウムの開催において、その催事の重要性を告知するために本会後援名義、共催名義等の使用も許可している。

なお、日本薬学会とは両団体の幹部が意見交換を行っているほか、日本薬学会に設置されている薬学教育大学人会議の実務実習委員会には本会理事者が参加している。また、世界薬剤師・薬学会議（FIP）に日本から団体として加盟している本会、日本薬学会及び日本薬剤学会の三者で、日本 FIP 連絡会議を開催し、連携を取りながら対応しているところである。

（4）FIPへの協力・支援及び参加促進

2012 年に国際薬剤師・薬学連合（FIP）が 100 周年を迎えたことから、本年の FIP 会議は「FIP Centennial Congress[100 周年会議]」と題して、平成 24 年 10 月 3～8 日にかけてオランダのアムステルダム市で開催され、本会より児玉会長、山本相談役らが参加した。

本会議は「Improving health through responsible medicines use [責任ある医薬品使用を通じた保健向上]」をメインテーマに、世界各国から例年の 2 倍以上におよぶ 5,500 名を超える参加のもと、薬剤師業務と薬科学について活発な議論が交わされた。

本会議において 100 周年宣言「医薬品の開

発、供給及び責任ある使用における格差の縮小による国際保健向上」が採択され、日薬代表として児玉会長が署名した。開会式では、佐々木均氏（長崎大学病院薬剤部長）が FIP Fellow として表彰された。

さらに、本会議の会期中に、本会から東日本大震災における薬剤師及び薬剤師会による支援活動に関するポスター発表を行った〔演題：Great East Japan Earthquake Disaster Support: Activities of Pharmacists and the Pharmaceutical Associations〕。

なお、次回の FIP 会議は、平成 25 年 8 月 31 日～9 月 5 日にかけてアイルランド共和国ダブリン市で開催される予定である。

また、平成 24 年 11 月 16 日に、Michel Buchmann 会長及び Luc Besançon 事務局長代理が来会し、児玉会長、安部常務理事及び山本相談役とともに、FIP の事業、インターネット販売関連の取り組み、在宅医療の現状及び諸外国の薬剤師業務の事例に関する情報交換を行った。

（5）FAPAへの協力・支援及び参加促進

第 24 回アジア薬剤師会連合（FAPA）学術大会が、平成 24 年 9 月 13～16 日にかけてインドネシアのバリ島で「Culture and Medicine: Bringing Traditional Medicine to Modern Life [文化と医薬品：伝統医学を現代社会に]」をメインテーマに開催され、アジア地域諸国を中心に 24 カ国から約 1,700 名の事前参加登録があった。

同学術大会の開催に際して、本会では国際交流の推進及び若手薬剤師等の育成等を目的に、薬科大学・薬学部及び都道府県薬剤師会に対して参加募集及び参加登録費等の補助事業を実施し、薬科大学・薬学部及び都道府県薬剤師会を通じて薬学生 19 名（学部生 18 名、博士課

程 1 名）及び若手薬剤師 4 名（兵庫 2 名、奈良 1 名、沖縄 1 名）の参加者があった。参加募集に応募した薬学生らには大会 2 日目に集合を呼びかけ、国際会議参加に関連するサポート提供を目的として、学生間の情報交換及び国際委員会並びに担当役員等との交流の機会を設けた。さらに、海外薬剤師事情の調査等の目的的ため、大会には児玉会長、安部常務理事ら役職員が出席した。なお、日本からは約 70 名の事前参加登録があった。

同大会の一般演題発表においては、本会から「東日本大震災その後～復興に向けて～」のポスター発表を行った。大会 3 日目の理事会・閉会式では、児玉会長より東日本大震災に際しての海外からの義援金等の支援に対し、謝辞を述べた。

なお、次回の FAPA 学術大会は平成 26 年 10 月 9～12 日にかけてマレーシアのサバ州コタキナバル市（ボルネオ島）で開催される予定である。

また、平成 25 年 2 月 27 日に、アジア薬剤師会連合の王文甫次期会長が、アジア地域諸国において薬局業務の推進策に関する情報交換のため来会し、児玉会長、生出副会長及び寺山専務理事が対応した。

（6）WHO 等国際組織活動への協力と交流促進

西太平洋地域薬学フォーラム（WPPF）の理事会が平成 24 年 7 月に韓国のソウル市で、年次総会が平成 24 年 10 月にオランダのアムステルダム市で開催され、本会より山本相談役が出席した。年次総会では役員選挙が行われ、山本相談役が理事に再選された。

（7）各国薬剤師会等との交流

1) 平成 24 年度薬事行政官研修

本年度も、日本政府及び（独）国際協力機構

(JICA) が主催し、(社) 国際厚生事業団が実施機関として実施する平成 24 年度 JICA 集団研修「薬事行政」において、本会は「専門分野の講義」に協力し、平成 24 年 11 月 14 日に JICA 東京国際センター（東京都渋谷区）にて「日本における薬剤師の機能・役割」と題して安部常務理事が講義を行った。

2) WHO 関係者の来会

平成 24 年 6 月 8 日に WHO 事務局必須医薬品・薬事政策部 (Department of Essential Medicines and Pharmaceutical Policies : EMP) 品質保証・安全性チーム (Quality Assurance and Safety: Medicines) の Dr. Sabine Kopp が来会し、児玉会長ら日薬役員と懇談した。

3) 韓国薬学教育協議会関係者の来会

平成 24 年 7 月 4 日に、日本の薬剤師国家試験の調査を目的として、韓国薬学教育協議会の薬剤師国試委員会委員長である Dr. Bong-Kyu Yoo と同委員の Dr. Gi-Bae Park の 2 名が来会した。韓国では 2015 年に初の 6 年制薬学教育課程を修了した薬剤師の誕生が予定されているため、現在、新試験に関して検討がなされている。本会からは生出副会長及び森常務理事が対応し、日本の薬剤師国家試験の出題内容、問題数、薬学共用試験の位置づけ、実務実習の状況などを説明した。

4) オーストラリア薬剤師会副会長の来会

平成 24 年 11 月 1 日に、オーストラリア薬剤師会の Clair O' Reilly 副会長が来会し、日薬からは児玉会長及び安部常務と、オーストラリア及び日本の精神科医療、在宅医療等における薬剤師業務に関する情報交換を行った。

10. その他

(1) 職域部会の活動推進

1) 薬局薬剤師部会(薬局薬剤師のビジョンの策定、基準薬局等諸課題の検討)

薬局薬剤師部会では、薬局薬剤師の将来ビジョン策定に向け、平成 20 年度より検討を継続してきた。平成 22 年 3 月に「薬剤師の将来ビジョン（中間骨子案）」を都道府県薬剤師会に送付し、平成 22 年度以降も、中間骨子案を基に最終報告書の策定に向け検討を継続するとともに、平成 23 年度には将来ビジョン策定のための基礎調査等を実施し、それら調査結果も反映しながら、平成 24 年 6 月に、「薬剤師の将来ビジョン（暫定版）」を作成・公表した。引き続き、薬剤師の将来ビジョン（暫定版）に対する会員や関係各方面からの意見等を踏まえ、執行部で再度修正を加え、平成 25 年 3 月に「薬剤師の将来ビジョン」を策定した。

また、基準薬局制度の今後のあり方等についても、検討を継続した。平成 22 年度に、国民から選ばれる日本薬剤師会会員の薬局を目指し、「名称の変更」、「日本薬剤師会会員薬局の標示」等、基準薬局制度のリニューアルを推進することにより、薬局や薬剤師に対する国民の目線が変わってくるよう、体制整備を含めた検討を行っていくこととしたことを受け、平成 23 年度に、本会総会における代議員からの要望等や、各幹事からの意見等を踏まえながら、必要な見直し等、検討を継続した。

本部会は、基準薬局制度については近年の医薬分業の進展などにより、発足当時の医薬分業を推進する意味での役割は終えたとの認識から、今後は、「基準薬局」という名称は使用せず、「かかりつけ薬局」は「日本薬剤師会の会員薬局」であることを、会員薬局の基準として本部会で検討し全国に広めていきたい旨、常務理事会へ報告した。

本会は、薬局薬剤師部会の報告を受け、日薬が制定する「都道府県薬剤師会認定基準薬局」の今後のあり方等について協議を行った。日薬における今後の「基準薬局」への基本的考え方を、理事会、会長協議会に提示し協議等を行い、

そこで意見等を踏まえながら、再度、常務理事会で協議した。協議の結果、地域の住民・患者が使用する医薬品について重複投薬や相互作用の有無等を調べ薬学的立場から適切な指導助言を行い、一般用医薬品の適切な供給及び迅速的確な処方箋応需等を実践するための基準薬局制度は、平成2年4月発足当時の目標を概ね達成したことから、平成26年度末をもって発展的に解消することとし、都道府県薬剤師会へ周知した。

日薬発第248号

平成24年10月30日

都道府県薬剤師会会长 殿

公益社団法人日本薬剤師会

会長 児玉 孝

「基準薬局制度」の発展的解消について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、基準薬局制度につきましては、薬局がその有する諸機能を総合的に發揮し、地域社会のニーズに応えていくこと等を目的に平成2年4月1日に発足し、その後、平成9年1月17日に実施要綱の全面改定を、平成19年4月1日より実施要綱に基準薬局の理念を新たに設ける等、幾度かの改定を行ひ今日まで継続してまいりました。

その間、本制度につきましては、各都道府県薬剤師会から、あるいは本会の代議員会・総会のブロック代表質問等におきまして、今後の基準薬局制度のあり方につき様々なご意見・ご要望をいただいてきたところでございます。また、制度発足後20余年を経過した今日、処方箋受取率は約65%に達し、ほぼすべての薬局において処方箋の応需が可能な状況ともなっております。

本会ではこのような状況に鑑み、基準薬局制度のあり方につき検討を重ねてまいりました結果、基準薬局制度の所期の目的はほぼ達成されたものと判断し、去る10月6日に開催いたしました都道府県会長協議会においてご説明・ご協議いたきましたとおり、平成26年度末（平成27年3月末日）をもって基準薬局制度を発展的に解消することいたしま

した。これまでの制度運営に多大のご協力を賜りました都道府県薬剤師会並びに会員各位に心より厚く御礼申し上げますとともに、ご理解・ご了承の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、本制度の正式名称が「都道府県薬剤師会認定基準薬局制度」となっておりますとおり、各都道府県薬剤師会におかれましては、本会が制定した基準に独自の基準を上乗せする等により本制度を運用されておられます。また、認定の更新時期等も各都道府県において異なりますことから、平成27年度以降の各都道府県における本制度の取り扱いにつきましては各都道府県薬剤師会にご一任いたしたく、ご高配の程、併せてお願い申し上げます。

なお、薬局薬剤師部会では、執行部の決定した基準薬局制度の発展的解消を踏まえ、時代が求める社会的ニーズに対応し、地域医療の質的向上に貢献し得る、薬局の新たなあり方等について、今後検討を進めることとしている。また、薬局薬剤師の将来ビジョンを見据えながら、薬局機能のあり方、薬局サービスのあり方等についても検討を進め、それらの検討結果を新たな「薬局のグランドデザイン」に反映する方向で検討を継続している。

2) 病院診療所薬剤師部会（当該職種に係るビジョン等の策定、研修会の企画・運営、諸課題の検討）

①病院・診療所薬剤師研修会の開催

本会では例年、本会並びに日本病院薬剤師会の主催、日本薬剤師研修センターとの共催による「病院・診療所薬剤師研修会」を全国7会場で開催している。平成24年度においても、病院薬剤師を巡る最近の話題及び平成23年度研修会の参加者から寄せられたアンケート結果等を踏まえ、病院・診療所薬剤師部会において研修会の検討・企画を行った。

具体的には、「病棟薬剤師に求められるもの」を主テーマに、浜松医科大学医学部附属病院教

授・薬剤部長の川上純一氏による「診療報酬改定とチーム医療」、聖マリアンナ医科大学病院薬剤部の前田幹広氏、亀田総合病院薬剤部の樹田浩司氏、安城更生病院薬剤・供給部の米山英二氏、神戸大学医学部附属病院薬剤部の栗村朋子氏、東住吉森本病院薬剤科の佐吉守人氏による「病棟薬剤業務の実践例」、新潟薬科大学薬学部教授の杉原多公通氏による「薬の顔を見てみよう」、京都桂病院薬剤科の土手賢史氏による「共同薬物療法マネジメント～システムとして機能させ職能を發揮する～」の4演題とした。

本研修会の参加者数は合計 2,083 人であった。

なお、本年度も研修会参加者を対象にアンケートを実施した結果、全体の参加者に対しおよそ 6 割の回答が得られ、平成 25 年度の同研修会企画の参考にするとともに、今後の病院診療所薬剤師業務の検討に役立てていく予定である。

病院・診療所薬剤師部会は、病院・診療所薬剤師の将来ビジョン策定に向け、平成 20 年度より WG を設置し、具体的な検討を行ってきた。平成 22 年度以降、中間骨子案を基に最終報告書の策定に向け検討を継続するとともに、平成 23 年度には将来ビジョン策定のための基礎調査等を実施し、それら調査結果も反映しながら、「病院・診療所薬剤師の現状と将来ビジョン」を取りまとめた。本ビジョンは下記のような構成からなっており、他の部会で作成されたビジョンと合わせ、平成 25 年 3 月に「薬剤師の将来ビジョン」として公表した (10- (3) -1) 参照)。

----- 病院・診療所薬剤師の現状と将来ビジョン(構成)

I. 現状と課題

II. 将来ビジョンと今後の取り組み

1. 国民の健康管理（予防医学等）への関わり
2. 外来患者への関わり
3. 入院患者への関わり
4. 退院時の関わり
5. 医療・介護連携に貢献する取り組み
6. 薬局との連携
7. 医療の質の向上のための取り組み

III. 病院・診療所薬剤師の将来

----- 3) 製薬薬剤師部会（当該職種に係るビジョン等の策定、研修会の企画・運営、諸課題の検討）

製薬薬剤師部会は、製薬企業に勤務する薬剤師の学識向上や連携を深めることを目的とした研修会の企画・運営、当該職種に係る薬剤師将来ビジョンの策定及び薬剤師業務の参考図書の企画・編集や薬事に関する諸課題の調査・研究を主たる事業とし、本年度も各事業の内容を検討・実施した。

①製薬薬剤師部会研修会の開催

- **病院・診療所薬剤師研修会**
[() 内は参加者数]
6月 9、10 日：福岡市：九州大学医学部百年講堂 (490)
7月 7、8 日：広島市：広島国際会議場国際会議ホール・ヒマワリ (400)
7月 21、22 日：仙台市：東北薬科大学創立 70 周年記念講堂 (341)
9月 1、2 日：札幌市：北海道立道民活動センター「かでる 2・7」(119)
10月 13、14 日：東京都：星薬科大学百年記念館 (191)
11月 10、11 日：名古屋市：名城大学薬学部（八事キャンパス）ライフサイエンスホール (280)
11月 17、18 日：大阪市：大阪府薬剤師会館 (262)

②病院・診療所薬剤師の将来ビジョン策定

本部会では、薬剤師が資格要件である製薬企業の総括製造販売責任者を中心に、医薬品製造販売3役（総括製造販売責任者、品質保証責任者、安全管理責任者）を対象とした研修会を平成18年度より企画・実施している。

本年度は、医薬品製造委受託に関して、受託側の製造管理者を含めた4役の連携を取り上げ、「医薬品製造委受託における品質管理とリスクマネジメント－4役連携の現状と課題－」をテーマに、平成25年3月1日（東京・都市センターホテル）に開催し、医薬品製造販売業及び医薬品製造業従事者333人（うち総括責184人）が参加した。

はじめに、独立行政法人医薬品医療機器総合機構安全管理監の森和彦氏より「新医薬品の審査と安全対策に関する最近の取組み」と題して基調講演があり、続いて事例報告では、稻垣部会長、会田常任幹事が座長となり、報告者より5演題、①武田薬品工業（株）品質保証監査室室長（総括製造販売責任者）の猪狩康孝氏より「新薬メーカーとしての医薬品製造委受託における品質管理とリスクマネジメント-武田薬品の取り組み-」、②第一三共ヘルスケア（株）信頼性保証部品質保証グループグループ長（品質保証責任者）の二方章氏より「OTCメーカーの製造委託における品質管理とリスクマネジメント-第一三共ヘルスケアの品質検査システム-」、③沢井製薬（株）信頼性保証本部品質保証部長（品質保証責任者）の榎真喜夫氏より「沢井製薬株式会社としての委受託製造への取り組みについて」、④（株）トクヤマ鹿島工場独立事業統括品質保証グループリーダー特殊品質保証グループ（鹿島）主幹（医薬品製造管理者）の常松隆男氏より「原薬受託企業としての委受託製造の留意点と提案について」、⑤ティカ製薬（株）信頼性保証本部本部長（総括製造販売責任者）の竹岸雅人氏より「ティカ製薬における医薬品製造受託（製剤）への取組

みについて」がそれぞれ講演された。パネルディスカッションではフロアと事例報告者の間で活発な議論が交わされた。

②製薬薬剤師の将来ビジョン策定

本部会は、製薬勤務薬剤師の将来ビジョン策定に向かって、平成20年度よりWGを設置し、具体的な検討を行ってきた。平成22年度以降、中間骨子案を基に最終報告書の策定に向け検討を継続するとともに、平成23年度には将来ビジョン策定のための基礎調査等を実施し、それら調査結果も反映しながら、「製薬勤務薬剤師の現状と将来ビジョン」を取りまとめた。本ビジョンは下記のような構成からなっており、他の部会で作成されたビジョンと合わせ、平成25年3月に「薬剤師の将来ビジョン」として公表した（10-（3）-1）参照）。

製薬薬剤師の将来ビジョン（構成）

はじめに－2025年の製薬勤務薬剤師

- 1.未来の製薬業界と薬剤師
- 2.「変わらない役割」を実現するために必要な職能の変化への対応

I.現状と課題

- 1.これまでの製薬企業の「薬剤師」
- 2.製薬企業への薬剤師の就職
- 3.総括製造販売責任者への抜擢とその位置づけ
- 4.総括製造販売責任者以外の製薬企業勤務薬剤師
- 5.製薬企業勤務薬剤師の現状調査

II.製薬企業での新しい薬学教育の成果・スキルの活用

- 1.製薬企業薬剤師も医療の担い手－6年制導入による新しい薬学教育カリキュラムへの期待－
- 2.製薬企業内の各職種における新しい薬学教育の活用

III.将来ビジョンと今後の取り組み

- 1.リスクマネジメントリーダーとしての総括製造販売責任者の確立
 - 2.製薬企業間及び薬剤師間ネットワークの必要性
 - 3.安全管理責任者・品質保証責任者
 - 4.企業内薬剤師の活躍の場の拡大
- IV.まとめ（製薬企業薬剤師の将来等）
-

4) 行政薬剤師部会

行政薬剤師部会では、本年度事業として、都道府県薬務主管課を対象としたアンケート調査及び講演会の開催を主たる事業とし、全体幹事会において各事業の内容を検討のうえ実施した。

アンケート調査については、平成24年8月3日に全体幹事会を開催し、調査テーマや調査項目について検討のうえ、設問は従来通り2題設定することとし、調査Ⅰでは、「保健医療計画の見直し（改定）」に係る調査を、調査Ⅱでは、「薬務行政における主要対策」に係る調査として、①違法ドラッグ対策の状況、②薬剤師の確保対策、③在宅医療の推進に係る状況と、3項目に関する調査を実施することとした。その後、設問内容等の詳細について、11月7日の幹事会やメーリングリストを活用した協議で調整のうえ確定させ、11月26日付でアンケートを各都道府県薬務主管課長宛発出した。最終的に全47都道府県より回答があり、取りまとめのうえ行政薬剤師部会講演会の中で調査結果概要を紹介している。

また、本年度における行政薬剤師部会講演会については、平成25年2月13日（東京・長井記念ホール）、及び同3月1日（大阪・大阪府薬剤師会館）に開催した。本年度については、在宅医療に焦点を当て2題テーマを設定し、1題目を「在宅医療の推進について」と題し、行政の立場から厚生労働省医政局指導課在宅医

療推進室 益山 光一 補佐が、2題目を「地域包括ケアシステム構築と薬局薬剤師の役割について」と題し、薬局薬剤師の立場から本会 木村 隆次 常務理事（役職変更により大阪会場では理事として講演）が講演を行った。東京会場では130名（行政関係113名、その他17名）、大阪会場では、96名（行政関係90名、その他6名）の参加があり、両会場とも講演後、熱心な質疑応答が行われ、講演会は盛会裏に終了した。

5) 学校薬剤師部会（当該職種に係るビジョン等の策定、研修会等の企画・開催、諸課題の検討、学校保健活動への協力・学校薬剤師活動の支援）

学校薬剤師部会は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校に至るまで、大学を除く国公私立の学校において、主に学校保健の評価立案に参与し、環境衛生検査や学校環境衛生の維持及び改善に関与し、必要な指導・助言を行うことに従事する従来の学校薬剤師の活動に加え、社会環境の変化に対応した「くすりの正しい使い方」の広範な周知や、学校薬剤師に今後期待される新たな業務等を支援することを目的に活動している。

本部会は平成24年度よりWGを立ち上げ、学校薬剤師の諸課題等について検討を行うこととした。

平成24・25年度 学校薬剤師部会WG

- 全国学校保健調査WG
- 学校薬剤師活動WG
- 広報・情報WG
- 組織・会員強化WG
- 研修会・リーダー育成WG
- 学校薬剤師に係るQ&AWG
- 学校給食WG

①学校薬剤師研修会

学校薬剤師部会では、平成19年9月に公表した「日本薬剤師会 学校薬剤師活動方針」に基づき、学校保健安全法の定める学校薬剤師活動の充実と徹底並びに社会的要請に基づく学校薬剤師活動の拡大と充実を図るため、また、学校薬剤師組織の一体化を踏まえ、学校薬剤師と学校薬剤師業務の標準化を目指し、学校薬剤師業務の原点を考えるために、学校環境衛生基準の完全実施に向けた支援と薬物乱用防止活動及び学校保健安全法施行等に関する全国2か所で研修会を行うことを企画した。

学校薬剤師研修会

[() 内は参加者数]

平成25年3月3日：高知市：土佐御苑（106）

同3月17日：長野市：サンパルテ山王（132）

本研修会は、平成21年度より開催され今年度は学校薬剤師組織の一体化を踏まえ、テーマを「学校薬剤師業務の原点を考える－学校薬剤師と業務の標準化を目指して－」とし、学識経験者等を講師に招き、学校薬剤師の知識および技能の向上を図り、学校保健の発展に寄与すること等を主な目的として、広く受講しやすい研鑽の場を提供するため、高知県および長野県の2箇所において開催をした。

本研修会は講演3題で構成され、初めに北垣邦彦文科省スポーツ・青少年局学校健康教育課調査官による「保健管理・保健教育における学校薬剤師の役割－学校薬剤師への期待と課題－」の講演。続いて、永瀬久光岐阜薬科大学教授による「学校薬剤師が行う学校環境衛生の実際について」の講演。最後に、高知県では、成瀬暢也埼玉県立精神医療センター副病院長、長野県では、による「学校薬剤師が知っておくべき薬物乱用の現在」の講演が行われた。

講演後に活発な質疑応答がなされ、現場の学校薬剤師との交流が深まるとともに、これからの学校薬剤師の職能発揮に向けた意識が高まる中、成功裏に終了した。

②全国学校薬剤師担当者会議

全国担当者会議は、日本薬剤師会の学校薬剤師部会の事業として、各都道府県薬剤師会学校薬剤師担当者との連絡調整、連携強化及び学校薬剤師活動方針の実施に向けた周知、支援を目的として、平成18年度より開催している。平成24年度は、学校薬剤師組織を統合したことを踏まえ、今期2年間の事業計画及び事業を執行するための助成金並びに負担金等のあり方等を協議するために開催した。

平成24年度（第1回）

日本薬剤師会学校薬剤師部会全国担当者会議

日時：平成24年9月27日(木)13:30～16:30

場所：日本薬剤師会第1・2会議室

出席者：都道府県薬剤師会学校薬剤師担当役員、都道府県学校薬剤師(部)会長 等

講演：～学校薬剤師活動を巡る最近の動き～

1. 「学校保健への組織的関与の在り方等について」

文部科学省北垣邦彦健康教育調査官

2. 「薬物乱用防止対策と違法ドラッグについて」

厚生労働省佐藤大作麻薬対策企画官

協議：1. 「今期の学校薬剤師部会の活動方針について」

2. 「学校薬剤師部会の負担金等のあり方について」

また、平成25年3月28日には、各都道府県薬剤師会学校薬剤師担当役員等を招集し、平成24年度2回目の全国担当者会議を開催した。

本会議は、藤垣副会長の挨拶で始まり、講演3題と部会報告3題で構成され、最初に、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課健康教育調査官の北垣邦彦氏より、「学習指導要領に基づく医薬品に関する教育～期待される学校薬剤師へ～」と題しての講演があった、続い

て、日本大学薬学部亀井美和子氏より、「地域のニーズを感じ、行動する薬剤師を育てるための社会薬学教育」と題しての講演があった。最後に、くすりの適正使用協議会くすり教育委員会副委員長河原敏明氏より、「高等学校医薬品教育用資材について」と題しての講演があった。

報告及び協議に移り、村松部会長より、「今期の重点課題、①学校薬剤師のビジョンの実践と②若手学校薬剤師の育成の2項目が、前回の項目に加わった。7つのWGを立ち上げ事業執行に向け鋭意検討を継続している」旨の報告がされた。次に、藤原常務理事より、「日薬総会において平成25年度の負担金額等が了承された。各都道府県薬学会の会員調査を依頼し名簿が確定次第、負担金の納入を県薬へ依頼することになる。ご協力をお願いしたい」旨の報告がされた。最後に、石川幹事より、「医薬品教育資材の学薬用の手引きをくすりの適正使用協議会と合同で作成した。活用をお願いしたい」旨の報告がされ、今期の部会運営や負担金等について活発な質疑が行われ、会議を終了した。

③関係法規・関係制度等への対応

ア. 学習指導要領への対応

学校薬剤師部会は、平成24年度より全面施行された新中学校学習指導要領への対応や平成25年度からの新高等学校学習指導要領の施行に向け、「くすりの正しい使い方」の啓発資材等を活用した研修会や講習会等を各都道府県で開催できるよう、WGを立ち上げ、啓発資材等の企画・検討を進めている。

平成24年度は、日本薬剤師会が関係団体より協賛依頼を受け、高等学校医薬品教育資材「医薬品とは」(DVD)の普及について協力をを行うこととなった。本部会は、学習指導要領への対応を図るため、くすりの適正使用協議会の検討会に部会幹事を派遣し、合同で学校薬剤師用の高等学校医薬品教育資材の手引き（解説

書）を作成した（5-（1）参照）。

イ. 学校保健安全法等への対応

「学校保健安全法」が平成21年4月1日から施行されたことを踏まえ、学校環境衛生の維持・管理の必要性がより明確にされたことにより、学校薬剤師に求められる役割も益々大きくなることから、現場で活動する学校薬剤師の対応や法解釈等への理解について支援することを目的に、平成24年度も「学校薬剤師研修会」等を開催し周知徹底を図ることとした。また、本年度から、学校環境衛生基準の完全実施に向けた体制整備について検討を開始した。

④学校薬剤師の将来ビジョン策定について

学校薬剤師部会は、学校薬剤師の将来ビジョン策定に向け、平成20年度よりWGを設置し検討を進めてきた。平成22年3月に「薬剤師の将来ビジョン（中間骨子案）」を都道府県薬剤師会に送付し、平成22年度以降も、中間骨子案に対する関係各方面等の意見などを基に最終報告書の策定に向け検討を継続し、「学校薬剤師の現状と将来ビジョン」を取りまとめた。本ビジョンは、他の部会で作成されたビジョンと合わせ、平成24年6月に、「薬剤師の将来ビジョン（暫定版）」として公表した。引き続き、薬剤師の将来ビジョン（暫定版）に対する会員や関係各方面からの意見等を踏まえ、執行部で再度修正を加え、平成25年3月に「薬剤師の将来ビジョン」を公表した（10-（3）-1）参照）。

⑤学校薬剤師関連会議への対応

ア. 全国学校薬剤師大会・全国学校保健研究大会への参加支援・協力

日本薬剤師会・熊本県薬剤師会主催、文部科学省・日本学校保健会・熊本県教育委員会他後援による第62回全国学校薬剤師大会が、平成24年11月8日、熊本県熊本市の熊本ホテルキヤッスルで開催された。

本大会は、社会環境や生活環境の変化の中で、

薬物乱用・喫煙・飲酒・シックハウス症候群・ダニ等のアレルギー・うっかりドーピング等、児童・生徒や住民の心身の健康に様々な影響を及ぼす諸問題等への対応が薬剤師にとって重要な役割であることを再認識するとともに、学校薬剤師活動の充実と学校薬剤師個々の資質向上を図り、環境衛生やくすり教育、さらには年々多様化する学校薬剤師活動への地道な取り組みをもって学校保健教育等の向上に寄与することを目的として、毎年開催されている。日本学校薬剤師会が本会学校薬剤師部会に組織統合後、本会が主催となって初めての大会となる。

本会は、全国学校薬剤師大会並びに全国学校保健研究大会開催に向けて学校薬剤師部会を中心に支援・協力を行うとともに、開催当日には、本会会長及び学校薬剤師担当役員、学校薬剤師部会幹事を派遣し、支援・協力を行った。

開会式では、大会会長の児玉日本薬剤師会会长、実行委員長の廣田熊本県薬剤師会会长より挨拶が行われたほか、後援団体である文部科学省・日本学校保健会よりそれぞれ祝辞が述べられた。開会式に引き続き表彰式が執り行われ、本年度より新たな選考規程を設け表彰の名称を変更した平成24年度日本薬剤師会学校薬剤師賞及び感謝状等の贈呈があり、さらに、文部科学大臣表彰受賞者には日本薬剤師会から記念品が贈呈された。また、式典に続き、日本社会事業大学理事長の潮谷義子氏より「協働・育ち合う」と題して特別講演が行われ、210名の参加者が熱心に聴講し、盛会裡に終了した。

イ. 学校環境衛生・薬事衛生研究協議会への参加支援・協力

本会が主催団体として参画している平成24年度学校環境衛生・薬事衛生研究協議会が、平成24年7月27~28日、札幌市の札幌プリンスホテル（国際館パミール）で開催された。

本協議会は、国公私立の幼稚園、小中高等学

校、特別支援学校の教員、学校医、学校歯科医、都道府県、指定都市及び市町村教育委員会の学校保健担当者、学校薬剤師等を対象としている。近年の児童・生徒を取り巻く環境の変化に伴う心身の健康課題や、社会から求められる様々な教育上の課題へ対応し、その解決に結びつけていくため、学校環境衛生、薬物乱用・喫煙・飲酒・ドーピング防止等の学校保健などについて研究協議を行い、各学校関係者との連携をもって健康教育の充実を図り、児童・生徒の自発的な健康への関心を啓発することを目的に、毎年開催されている。

本会は、学校環境衛生・薬事衛生研究協議会開催に向け学校薬剤師部会を中心支援・協力をを行い、協力負担金を交付し、開催当日には、学校薬剤師部会担当役員等の派遣を行うなどの支援・協力を行った。

開会式では、児玉会長より挨拶があり、続いて、文部科学省、日本学校保健会よりそれぞれ挨拶が述べられた。1日目に講義2題と特別講演が行われ、2日目には、学校保健における保健教育・保健管理への学校薬剤師のさらなる関与が期待されていることを踏まえ、各学校関係者との連携を図るため、4つの分科会で研究協議が行われた。全国から400名近い参加者が熱心に聴講・協議し、盛会裡に終了した。

6) 農林水産薬事薬剤師部会

農林水産薬事薬剤師部会では、主に動物用医薬品を取り扱う製薬企業や流通業等に勤務する薬剤師を対象に、学識向上及び動物薬に関する最新の情報提供等を目的に、毎年東京と大阪の2会場で農林水産薬事薬剤師部会動物薬事研修会を開催している。本研修会には、動物薬に係わる薬剤師に加え、大学の研究者、行政関係者等、毎年幅広い関係者が出席している。

本年度については、平成25年2月8日に東京会場（グランパーク（東京都港区））、同15

日に大阪会場（大阪府薬剤師会館（大阪市中央区）で研修会を開催し、東京会場では 128 名、大阪会場では 142 名の出席があった。

講演については、本年度も例年通り 3 題とし、1 題目は「動物薬事をめぐる最近の動き」と題し、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課 小牟田 晓 補佐から動物薬事行政全般についての解説が、2 題目は「動物用医薬品の流通・販売等に関する話題について」と題し、同課 薬事監視指導班 宮治 昌乗 係長から動物薬の製造販売に関連した法律等の解説が、3 題目は「小動物用医薬品市場の動向について」と題し、アームズ株式会社 氏政 雄揮 代表取締役社長より小動物用医薬品市場全般の動向や今後の動物病院の方向性等についての解説が、それぞれ述べられた。

研修会参加者に実施したアンケートでは、薬事法改正等に関し貴重な情報を得られた、等の感想が多数寄せられており、本会においては、今後も本研修会を、動物薬事関係者に有意義な情報を提供する機会としていく予定である。

7) 卸薬剤師部会(当該職種に係るビジョンの策定、研修会の企画・開催、諸課題の検討)

卸薬剤師部会は、医薬品卸売販売業に従事する薬剤師の学術向上や連携を深め、研鑽の場を提供することなどを目的に、研修会の企画・開催や、薬事に関する諸課題の調査・研究を行っている。本年度もその一環として、卸企業に勤務する薬剤師のための事業を計画している。

卸薬剤師部会では、平成 24 年度の本部会の事業等について、担当副会長並びに部会長による打合せを、平成 24 年 10 月 6 日に行った。その結果、平成 24 年度においても「卸薬剤師部会研修会」を行うこと、薬局と卸販売業との麻薬の取扱い等について、各地域や現場での報告を幹事に求め、報告等を基に実態についての調査等を行う必要があるかどうか検討するこ

ととした。

① 卸薬剤師部会研修会

卸薬剤師部会では、平成 24 年 11 月 21 日に第 1 回の幹事会を開催し、部会事業の中心である研修会の企画等について協議を行った。その結果、平成 24 年度においても「日本薬剤師会 卸薬剤師部会研修会」を行うこととし、今年度は、平成 25 年 3 月 21 日、東京・渋谷の長井記念ホールにおいて研修会を開催した。

本会の卸薬剤師部会研修会は、本部会が、医薬品卸売販売業に従事する薬剤師の連携を深めると共に研鑽する場を提供すること等を目的として、毎年、企画・開催しており、本年度は、東京会場に約 130 名の参加者を集めた。

本研修会は、児玉会長の挨拶に始まり、続いて、2 名の講師による講演が行われ、最初に、木俣部会長より「卸薬剤師の将来像－薬剤師将来ビジョン策定を通して－」と題して講演があり、続いて、三浦副会長より「診療報酬改定から見た卸勤務薬剤師に求められるもの」と題して講演があった。

② 卸薬剤師の将来ビジョン策定について

卸薬剤師部会では、卸勤務薬剤師の将来ビジョン策定に向け、平成 20 年度より WG を設置し、具体的な検討を継続してきた。平成 22 年 3 月に「薬剤師の将来ビジョン（中間骨子案）」を都道府県薬剤師会に送付し、平成 22 年度以降も、中間骨子案を基に最終報告書の策定に向け検討を継続するとともに、平成 23 年度には将来ビジョン策定のための基礎調査等を実施し、それら調査結果も反映しながら、「卸勤務薬剤師の現状と将来ビジョン」を取りまとめた。本ビジョンは下記のような構成からなっており、他の部会で作成されたビジョンと合わせ、平成 24 年 6 月に、「薬剤師の将来ビジョン（暫定版）」として公表した。引き続き、薬剤師の将来ビジョン（暫定版）に対する会員や関係各方面からの意見等を踏まえ、執行部で再度修正

を加え、平成 25 年 3 月に「薬剤師の将来ビジョン」を公表した（10-（3）-1 参照）。

卸勤務薬剤師の現状と将来ビジョン（構成）

- I. 薬事法のはじまりと薬剤師の登場
 - II. 医薬品卸業のはじまり
 - III. 医薬品の供給管理と安全対策
 - IV. 世界と日本の医薬品流通
 - V. 医薬品流通における薬剤師の役割
 - VI. 今後の取り組みと将来ビジョン
 - VII. まとめ
-

（2）病院・診療所に従事する薬剤師の 処遇改善に向けた取組み

平成 24 年 4 月より 6 年制卒の薬剤師が誕生したが、本会ではこれまで、教育年限に見合う新たな公務員薬剤師の俸給表とするよう、厚生労働省の他、関係省庁へ改善の申し入れを継続的に行ってきました。その結果、平成 24 年に輩出された「6 年制教育課程を卒業した薬剤師」の国家公務員の初任給は、現在の医療職俸給表（二）の「薬剤師（大学卒）：2 級 1 号俸（178,200 円）」から「薬剤師（大学 6 卒）：2 級 15 号俸（200,800 円）」に改められた。また、医療職俸給表（二）在級期間表についても改められ、俸給表上で 2 級の薬剤師が 3 級に昇格するための条件の 1 つは、従来は在任期間「5 年」であったが、「2 年」となった。

また、本年度は 10 月 26 日に「医療分野の雇用の質向上プロジェクトチーム」（統括：大谷厚生労働審議官）の初会合が開催されるのに先立ち、10 月 25 日に児玉会長をはじめ本会担当役員が梅村厚生労働大臣政務官を訪問し、女性薬剤師の雇用環境に係る問題や病院における薬剤師配置の問題など、薬剤師の労働環境における課題の説明を行い、理解・改善を求めた。同プロジェクトチームは平成 25 年 2 月 8 日に

報告書を取りまとめ、都道府県に協力依頼を行ったが、同報告書には「薬剤師会の求人・求職機能の強化」等も盛り込まれている。

（3）組織・広報活動の推進

1) 薬剤師の将来ビジョンの検討・策定

本会では、平成 20 年度より、本会会務の重要課題の一つとして「薬剤師将来ビジョン」の策定を進めてきた。薬学教育 6 年制のスタートや薬事法・医療法の改正を始めとする様々な制度改革など、薬剤師を取り巻く環境は近年大きく変化している。「薬剤師将来ビジョン」は、このような環境変化や将来予測を踏まえ、薬局、病診、製薬、卸、学校等の職域に従事する薬剤師の将来像を描き、もって薬剤師の意識改革に向けた指標とすべく、また今後の本会事業の根幹となる指標とすべく、策定を進めてきたものである。

将来ビジョンの検討は、各職域部会並びに「薬剤師将来ビジョン策定特別委員会」にて検討を進め、平成 23 年度には将来ビジョン策定のための基礎調査等を実施し、それら調査結果も反映しながら、平成 24 年 6 月に「薬剤師の将来ビジョン（暫定版）」を作成、都道府県薬剤師会に送付するとともに、本会ホームページの会員向けページで公表した。その後も引き続き、暫定版を基に最終報告書の策定に向け検討を継続し、平成 25 年 3 月に、下記構成からなる「薬剤師の将来ビジョン」を取りまとめた。

薬剤師の将来ビジョンの構成

はじめに

- 第一章 薬剤師を取り巻く環境の変化
- 第二章 薬剤師の将来ビジョン～全ては国民のために～
- 第三章 各論
 - I 薬局薬剤師の現状と将来ビジョン
 - II 病院・診療所薬剤師の現状と将来ビジョン
 - III 製薬勤務薬剤師の現状と将来ビジョン
 - IV 卸勤務薬剤師の現状と将来ビジョン
 - V 学校薬剤師の現状と将来ビジョン

おわりに

第一章では、薬剤師を取り巻く過去から現在までの主な環境変化、並びに今後予測される社会的背景を、簡潔に記載した。

第二章では、「薬剤師は全ての医薬品に関し、主体性をもって社会的責任を果たす！」とのコンセプトのもと、2025年を一つの目標とし、そこに向けて薬剤師が取り組むべきプロセスの絵姿を、イラスト等も活用し描いた。

第三章（各論）では、薬局、病診、製薬、卸、学薬の職域ごとに、現状の課題や今後目指すべき方向性などを記載した。課題や目指すべき方向性は職域ごとに異なるものの、ビジョン策定の基本は、次の2点に集約される。

第一に、薬剤師の社会的責務の基本は、「人々の生命、健康を守るための、医薬品の適正な使用、安全性の確保を図り、医薬品の最大効果を引き出すこと。」である。それは、医療の場だけでなく、医薬品開発、製造、流通など、どのような場で業務を行っていようがその基本は共通するものであり、全ての患者や健康であり続けたいと願う国民のために、オール薬剤師が弛まぬ努力を続けねばならない。直接患者と接することがなくとも、自らが携わっている業務が人々のために貢献するという高い倫理観を持ち、常に視野を広げ、能力を高めることにチャレンジしていきたい。

第二に、少子高齢化という国民的課題に貢献する薬剤師である。医療機関や薬局など「施設完結型医療」の時代は終わり、これからは「地域完結型医療」の時代を迎えている。そして、個々の医療従事者の「個別プレー」の時代ではなく、「チーム医療」が不可欠の時代である。地域医療体制の一員として、医療チームの一員として、薬剤師はその責任を果たしていかねばならない。加えて、薬剤師は、地域住民のセルフメディケーションに対する支援まで、幅広く関わることのできるその特性を生かし、およそ

医薬品の存在する全ての場にあって、社会的貢献を果たしていかねばならない。

そして、このビジョンを支えるものは、薬剤師の学習、自己研鑽体制の構築である。平成18年から薬学教育6年制がスタートし、また、平成24年4月からは、日本薬剤師会生涯学習支援システム（JPALS）が始まっている。これらのこととは、薬剤師の資質向上や業務の進展につながる基盤が整備されたことになる。生涯を通じての弛まぬ学習・研鑽こそ、全ての医薬品に関し主体性をもって社会的責任を果たすという、プロフェッショナルとしての役割を築き上げていく道である。

薬剤師は他の医療資格者と比べ活躍できる分野は広い。本ビジョンでは、多様な薬剤師の各職域の将来を論じているが、それぞれの場にあって職能分野の拡充に努め、新たな職務に挑戦し、薬剤師の社会的存在の意義が全ての国民に周知されるよう、邁進していきたい。

なお、本ビジョンについては、日本薬剤師会雑誌の平成25年4月号に同封する形で全会員に配付するとともに、本会ホームページを通じ一般にも公表することとし、本年度中にその準備を終えたところである。

2) サーバー・ホームページの維持管理等

医療情報の高度化、ICT化が進む中、会員が医薬品に関する膨大な情報を的確に処理するためには、薬剤師会の組織的な対応と支援が必要不可欠であることから、インターネットやファクシミリを利用した情報支援システム及び会員のICT化促進策のほか、今後取り組むべき電子認証システムについての検討を進めた。

① IT化推進のためのプラットフォーム（仮称）の構築

平成17年より、日本薬剤師会一都道府県薬剤師会、都道府県薬剤師会一会員間の情報伝達等を拡充するため、インターネットを用いた「IT化推進のためのプラットフォーム」の構

築について、検討・整備している。

ア. 「会員向けインターネット利用ＩＤ」の発行

平成 18 年 9 月 1 日より、全会員に日薬会員であることのメリットを見る形で提供するために、個別の「会員向けインターネット利用 ID（以下、「ID」）」を発行している。会員は、本 ID を用いて、自身のパスワードを日薬ホームページで登録することにより、会員向けサービスの利用が可能となる。平成 25 年 3 月末時点では約 42,500 人がパスワードを設定した。

イ. ID を利用した各種サービスの実施

ID を利用したサービスとしては、①薬事情報・調剤報酬改定情報・医薬品情報・啓発資材・研修会動画等の会員向け情報の提供、②医薬品データシートデータベース（以下、「医薬品 DS」）の提供、③本会及び都道府県薬剤師会から会員への電子メール配信（以下、「日薬メールマガジン」）を実施している（10-（7）-2 参照）。

医薬品 DS については平成 18 年 12 月 8 日に会員向けに公開し、平成 25 年 3 月末現在、後発医薬品を中心に約 6,700 品目のデータが入力されていたが、現在では後発医薬品の利用も進み、また、後発医薬品に関する情報等も充実してきていることから、所期の目的は達成されたとして平成 24 年度末をもって公開を終了した。

一方、日薬メールマガジンについては、受信時の設定が煩雑であるとの指摘があるため、個人メールアドレス宛に配信するプッシュ型のメールシステムに変更することも含め検討中である。

なお、現在、電子メールの配信は、ウイルスメールや迷惑メール防止等の理由から、本会及び都道府県薬剤師会からの通知専用（FAX 同様に一方通行）として運用している。また、イ

ンターネット上のサーバーに格納する個人情報は、ID・パスワード、生年月日、都道府県番号等とし、氏名・住所・電話番号等の情報は格納していない。

②医薬品情報 BOX（旧日薬情報 BOX）

本会では、製薬企業と協力し FAX 情報 BOX の利用を一層便利に行う方策として、平成 10 年より、FAX 情報 BOX のメニュー情報を 1 箇所に取りまとめた「医薬品情報 BOX」事業を主宰している。また、平成 13 年 5 月からは、インターネットを利用した「Web 版医薬品情報 BOX」（医薬品情報 BOX on the Web）を構築した。

一方、インターネットの普及により、FAX の利用が減少するとともに、医薬品医療機器情報提供ホームページ（（独）医薬品医療機器総合機構）の添付文書データベースを代表とする他の機関による情報提供環境が整備されてきた。そのため、平成 18 年度より医薬品情報 BOX のサービス内容を一部変更し、インターネットからの FAX の取り出しについてのみの提供を行うこととした。

本サービスについては平成 25 年 3 月末現在、製薬企業約 20 社の参画を得ている。

③調剤システム処方 IF 共有仕様（NSIPS）

「調剤システム処方 IF 共有仕様（NSIPS : New Standard Interface of Pharmacy-system Specifications）」は、平成 17 年に福岡県薬剤師会が策定した、調剤鑑査システムや錠剤・散葉全自动分包機等の調剤システムを連動させるための共有仕様であり、平成 24 年 4 月より著作権を本会に移管した。

本年度は、本会情報システム検討委員会が中心となり、本規格の全国的な活用を促すとともに、個人情報に十分な配慮を行いつつ薬局感染症サーベイランス等で社会的に貢献ができるよう、活用方策を検討している。

④ヘルスケア公開鍵基盤（HPK1）に基づく薬

薬剤電子認証局の構築、及び、医療情報取扱いにおけるネットワークの利用等に関する第三者評価機関

本会ではこれまで、医師・歯科医師・薬剤師をはじめとし、医療職全体をカバーすることを目的とした電子認証局を、日本医師会、日本歯科医師会と連携し共同して設置することについて検討を行っていた。

平成 23 本年 9 月には、厚労省医政局研究開発振興課「シームレスな健康情報活用基盤実証事業」向けに、平成 24 年 1 月には、厚労省政策統括官室「処方箋の電子化に向けた検討のための実証事業」向けに、薬剤師用 HPKI カードを発行した。当面は、処方箋の電子化に関する実証実験等に対応するための発行を継続する予定である。

一方、レセプトオンライン請求を含め、電子署名認証局だけでなく、他の IT 基盤についても医療職能団体共同で整備を行うべきとの検討も行われている。

現在、(一社) 保健医療福祉情報安全管理適合性評価協会（理事長：喜多紘一元東京工業大学大学院理工学研究科統合研究院ソリューション研究機構特任教授。日医・日歯・日薬・日本医療情報学会が社員。本会からは小田副会長が理事として参加）において、レセプトオンライン請求等に用いる回線等についての情報安全管理適合性評価事業を実施している。本年度は、薬局等が民間事業者の提供する ASP/SaaS を利用した医療情報システムを導入する際の指標となるよう、当該民間事業者を評価する事業の開始に向けた検討を行っている。

(4) 公益法人制度改革への対応（都道府県薬剤師会における対応支援を含む）

1) 公益社団法人移行登記について

本会は平成 24 年 3 月 27 日付で、公益社団

法人としての内閣総理大臣名の認定書を、内閣府公益認定等委員会において交付されたことを受け、平成 24 年 4 月 1 日付で公益社団法人日本薬剤師会として移行登記した。

その後、移行登記が完了したことについて、内閣府公益認定等委員会に届出を行い、平成 24 年 4 月 13 日付で認定の公示が行われ、本会の一連の公益認定申請に係る業務処理が完了した。

2) 第 79 回定時総会での役員改選について

公益認定後、はじめての定時総会となった第 79 回定時総会（平成 24 年 6 月開催）においては、平成 24 年度事業報告並びに平成 25 年度予算承認の審議とともに、役員改選（理事選任、監事選任）が法人法（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律）の規程を踏まえ、本会定款、会長候補者及び監事選挙規則、同施行規則により行われ、引き続き、同総会後に行われた平成 24 年度第 4 回理事会において、会長以下、副会長、専務理事、常務理事の業務執行理事が互選により選任、決定した。

3) 全国会議、総会での検討、関連質疑の概要

第 79 回定時総会におけるブロック質問、一般質問において、公益法人制度改革に関連して、本会の会員増強・組織強化とともに、会費徴収業務に係る取扱いの詳細な説明についての要望、質疑が行われた。

本件については、組織・会員委員会の下に会費徴収検討ワーキングを平成 23 年度に設置し、平成 23 年 11 月以降、現行の賦課方式による会費徴収賦課方式から、会員個人毎の名簿による新しい会費徴収方法について、具体的な検討を行っていた。

これまでの検討経過を含め各都道府県薬剤師会の実務担当者等に、本会の会費徴収業務に係る依頼事項を含めて説明し、関連した質疑・応答を行うため、平成 24 年 7 月 26 日並びに同年 10 月 26 日に「平成 25 年度以降の会費徴

収に係る全国担当者会議」を開催した。7月26日に開催した第1回会議では、これまでの組織・会員委員会における検討状況報告とともに、新しい会費徴収方法について担当役員より都道府県薬剤師会への依頼事項を含めて説明した。その後、本会議の説明事項について、各都道府県薬剤師会より意見、要望事項を募り、取りまとめた上で、10月26日に各都道府県薬剤師会会长にも参加いただき、第2回会議を開催した。第2回会議においては、会費を納入する会員を4月1日現在の日薬会員とすること、管理薬剤師の変更に伴う新規管理薬剤師の会費については実務に沿った取扱いとすること、新しい会費徴収方法は平成25年度から適用すること等について説明した。

これまでの全国担当者会議での説明を踏まえ、平成25年度からの本会会員の会費納入方法の変更については、都道府県薬剤師会に通知した（平成25年12月5日付、日薬発第274号）。また、これに合わせ、平成25年度からの本会会員名簿管理に係る変更点等についても都道府県薬剤師会に通知した（同、日薬発第275号）。

さらに、平成25年2月に開催した第12回理事会において、都道府県薬剤師会運営費負担金交付に関する内規を制定し、平成25年度より適用することとした。本内規は、運営費負担金の交付が本会定款に掲げる「都道府県薬剤師会等との連携、協力及び支援に関する事業」の一環として行われるもので、その業務運営に要する費用の助成を行うものである。

引き続き、平成25年2月に開催された第80回臨時総会においては、具体的に、会費一本化、都道府県薬剤師会運営費負担金交付に関する内規、役員選出規程、特別会員、組織率向上方策の検討等についての要望、質疑が行われた。

4) 内閣府公益認定等委員会、関係機関等との情報交換、相談

本会が公益認定移行後においても、定期的に内閣府公益認定等委員会事務局を訪問し、面談の上、本会の業務を遂行する上で、関連して必要となる事項について情報交換し、必要な情報提供、助言を受けている。併せて、本会が加入している公益財団法人公益法人協会、並びに公益法人制度改革に特化した顧問弁護士に、公益認定移行後の事業取扱い等について、必要に応じて助言を受けている。

5) 都道府県薬剤師会の移行登記の状況について

平成24年度（平成25年4月1日）までに、44都道府県薬剤師会が、今回の公益法人制度改革に係る新法人格の認定書を受領し、移行登記を行っている。内訳は、公益社団法人移行が11都県、一般社団移行が33道府県である。

移行登記の期限である平成25年11月末までに全都道府県薬剤師会が移行登記申請を行い登記が完了できるよう、必要な情報提供、助言を行うとともに、既に移行登記を行った都道府県薬剤師会に対して、認定認可後の定期提出資料等、関連業務について、引き続き通知等を含めて情報提供を行うこと等により、積極的に支援していくこととしている。

（5）薬剤師職能、本会事業の広報並びに周知

1) 一般紙等を通じての広報活動

本会では、薬剤師職能や医薬分業の国民向けPRの一環として、例年、一般紙等のマスコミを通じたPR活動を行っており、平成24年度においては、①毎日新聞の「薬と健康の週間」企画紙面への協力（10月17日付全国版）、②毎日新聞へのPR記事連載（10月16日、同23日、同30日、11月6日、いずれも全国版）、③読売新聞への広告掲載（12月23日、平成25年1月20日、2月24日、3月24日、いずれも全国版）を行った。

①及び②については、10月17～23日の「薬と健康の週間」を念頭に置いて実施した。①では藤垣副会長がセルフメディケーションの意義、かかりつけ薬局、お薬手帳等について説明した。②では「知ってほしい薬と薬剤師の仕事」をメインテーマに全4回の広告掲載を行い、第1回は「薬剤師と調剤」、第2回は「多岐にわたる薬剤師の仕事」、第3回は「違法ドラッグと薬剤師」、第4回は「一般用医薬品と薬剤師」についての記事を掲載した。

③については、②と連動する形で全4回の広告掲載を行い、第1回は「お薬の専門家。それが、薬剤師です。」、第2回は「薬剤師はさまざまな場面で活躍しています。」、第3回は「正体を隠した危険物。それが、違法ドラッグです。」、第4回は「街の健康ステーション。それが、薬局です。」の見出のもと、各テーマを簡潔に紹介する記事とイラストを掲載した。

以上のほか、「薬と健康の週間」に関連して、10月20、21日放送の政府広報ラジオ番組「中山秀征のジャパリズム」(FM東京他)に藤原常務理事が出演し、「かかりつけの薬局を持つ」というテーマのもと、かかりつけ薬局、一般用医薬品の利用方法、ジェネリック医薬品、お薬手帳等について解説した。また、一般紙及び業界紙の取材依頼にも随時対応しており、薬剤師の役割や医薬品の適正使用、さらには薬学教育の方向性等について本会の考え方を広報した。

なお、平成25年1月31日付の朝日新聞朝刊の経済気象台欄において「調剤薬局は花盛り」と題する、一方的な解釈に基づく薬局批判の記事が掲載された。本記事においては、1995年度と2011年度を比較して医薬分業率が20%から64%になった結果、調剤報酬が1兆2,662億円から6兆5千億円に急上昇していること等が批判的に記載されていたが、本会の視点として、調剤報酬が急上昇したように見えるのは、過去の院内投薬時代の薬剤料(診療費)

が調剤報酬に置き換わったことが主な要因であること、さらには調剤報酬に占める薬剤費率等の観点等から読者に誤解を招きかねない内容であると判断し、2月5日に朝日新聞東京本社広報部宛に反論文を送付した。

一方、広報委員会においては、メディアへの情報提供活動の方法と内容の見直し・強化や、ホームページのリニューアルについて検討を行った。

2) 6年制薬剤師誕生キャンペーンの実施

平成24年4月、6年制教育課程を卒業した最初の薬剤師が社会に登場したことを契機に、薬学生の実務実習や医療現場における薬剤師職能に対して今後さらに国民からの理解を得るために、8月5日、東京都千代田区のイイノホールにて「6年制薬剤師誕生キャンペーン市民シンポジウム」を開催し、一般市民等約400名が参加した。

本キャンペーンは、本会のほか、薬学教育協議会、全国薬科大学長・薬学部長会議、国公立大学薬学部長(科長・学長)会議、日本私立薬科大学協会、日本薬学会の計6団体の共催、文部科学省及び厚生労働省等の後援、その他13団体の協賛で実施された。シンポジウムのタイトルは「命と暮らしを支える～医療と地域をつなぐ これからの薬剤師像～」とし、パネルディスカッションでは、元NHK福祉ネットワークキャスターの町永俊雄氏をコーディネータとして、昭和大学薬学部教授の中村明弘氏、東京女子医科大学名誉教授の笠貫宏氏、国立がん研究センター東病院薬剤部調剤主任の松井礼子氏、NPO法人ささえあい医療人権センターCOML理事長の山口育子氏、本会の安部好弘常務理事の5氏が登壇し、事前収録されたVTRの放映をはさみながら、各氏がそれぞれの立場でコメントを述べた。

当日の模様は9月15日にNHK Eテレにて放送されたほか、薬剤師職能及び薬学教育のア

ピール等の目的で、同シンポジウムの模様を再編集した DVD を作成し、都道府県薬剤師会をはじめとして、各薬科大学・大学薬学部等に配付した。

3) 日薬ホームページ

本会では、平成 9 年 1 月よりホームページを開設している。ここでは、一般市民向けのページのほか、平成 10 年 4 月より会員向けページを設置しているが、このページは平成 18 年 9 月 1 日から、会員個人別に発行された ID とパスワードを利用しての閲覧とした。一般向けホームページは 1 日平均約 3,000 アクセス、会員向けページは 1 日平均約 500 アクセスの利用がある。

なお、本会ホームページは現状、日々の周知事項や通知、報告書、各種資料、バナー等の増加により、利用者が目的とする情報への到達が容易ではない状況となっている。ホームページは本会の顔となるものであり、本会の広報活動にとっても重要なものであることから、平成 24 年度は広報委員会を中心に、①国民に対しての広報（情報）、②全薬剤師に対しての広報（情報）、③会員薬剤師に対しての広報（情報）という視点でホームページの意義を明確にすべく見直し作業を行っている。見直しにあたっては、現在のスマートフォン・タブレット端末等の普及状況に鑑み、新たなホームページはこれら端末での閲覧にも配慮した構成とすべく、平成 25 年度中の全面リニューアルに向けて検討している。

4) その他

東京の小金井市立緑小学校及び武藏野市立大野田小学校の児童より、薬剤師の仕事等に関する質問を手紙で受け、回答を送付した。

（6）日本薬剤師会雑誌の発行

本会の情勢を会員に伝える最大唯一の日薬誌は、これまで出来るだけ最新の情報を提供

すべく努力を重ねており、読みやすい、わかりやすい雑誌を目指している。

ほぼ毎月開催されている編集委員会では、学術関係の掲載原稿の企画選定や、平成 15 年から受け付けを開始した投稿原稿の査読を主として行っている。また同委員会では、ラジオ NIKKEI「薬学の時間」についての企画立案も行っており、同番組はインターネットラジオで視聴、PDF 形式で留め置かれた番組内容も閲覧することができるが（登録制）、そのアクセス数は年々増加している。

一方、本誌への論文投稿も増加しているが、投稿受付については、近年、人を対象とする調査研究において研究倫理が強く求められるようになってきていること、さらには、研究には該当しないものの、広く会員や一般の方々に伝えたい知見に関する報告の場の要望も高まってきていていること等に鑑み、論文等投稿規定の改定を行い、平成 21 年 5 月から新規定のもとで運用を開始した。また、その後、投稿論文の文字数制限をより明確化するとともに、投稿時の「自己チェックシート」の提出を徹底した。更には、英文論文に関する規定なども追加し、平成 22 年 7 月から運用している。

また、査読に関連し、倫理委員会設置についての意見交換も行った。

（7）各種媒体による本会公益活動の周知

1) 日薬ニュース（FAXニュース）

本会会員に必要とされる情報のうち、速報性や重要性の高いニュースを希望する会員に提供するため、月刊の日本薬剤師会雑誌を補完すべく、平成 10 年 11 月より毎月 1 回の割合でファクシミリによる「日薬ニュース」の送信を行っている。現在、原則として毎月 1 日を発行日（送信日）としており、平成 24 年度については、約 4 万 4 千弱の登録会員に対し、日薬二

ニュース 12 回、同号外 13 回（日薬、（独）医薬品医療機器総合機構、製薬企業によるもの）を送信した。

2) 日薬メールマガジン

平成 18 年度より、本会の情報提供活動強化対策の一環として、会員一人ひとりに会員 ID、パスワードを発行し、それらを電子メールのソフトウェアに登録することで受信可能となる「日薬メールマガジン」の配信を行っている。平成 19 年 1 月 31 日に第 1 号を配信し、平成 25 年 3 月末までの配信回数は 377 回、登録会員は約 3,000 名である。

日薬メールマガジンの内容は、トピックス、直近の通知（都道府県薬剤師会に送付した内容）、本会の活動報告、日薬ホームページの更新情報等の項目から構成されている。また、日薬ニュース（FAX ニュース）や厚生労働省の医薬品・医療機器等安全性情報の発出、新薬等の薬価収載があった際にも、適宜メールマガジンを配信し、迅速かつ経済的な情報提供を行っている。

3) 日薬記者会等

本会では薬業関係業界誌紙により設置されている日薬記者会（加盟 7 社）に対し広報担当役員が原則として隔週木曜日に定例記者会見を開催し、本会を巡る直近の動向を伝えている。平成 24 年度においては特に、医薬品のインターネット販売、一般用医薬品販売制度への対応、薬局実務実習、6 年制薬剤師誕生キャンペーン、新たな医療計画の策定に向けた対応、保険調剤等におけるポイント付与問題等について精力的に取り上げた。なお、平成 21 年 3 月より本会ホームページに、定例記者会見に提出された資料を随時公開している。

一方、厚生労働省内の一般紙、専門紙誌の記者クラブ等においては隨時、本会の見解等に関する広報活動を行っており、平成 24 年度に関しては、プレスリリースとして「薬剤師のため

の災害対策マニュアルについて」「医薬品のインターネット販売訴訟について」「6 年制薬剤師誕生キャンペーン 市民シンポジウム開催のご案内」「第 3 回民主党・違法ドラッグ WT での意見陳述について」「保険調剤等におけるポイント付与を原則禁止する件について」「野田第三次改造内閣発足に伴う日本薬剤師会の見解について」「一般用医薬品のインターネット販売に関する最高裁判決について」を発信した。

（8）会員拡充対策の推進

本会はこれまで、組織・会員委員会を中心として会員拡充方策を検討してきたが、平成 24 年 4 月 1 日に公益社団法人日本薬剤師会に移行したことを契機として、改めて組織を見直し、「オール薬剤師の会」として魅力ある薬剤師会組織に改革して、以下の会員拡充対策の推進を行うべく検討していくこととなった。

- ①委員会、職域部会の迅速な設置、運営
- ②生涯学習の推進（研修会等受講機会の充実策）
- ③入会キット（IC会員証等）
- ④卒業生への PR 物
- ⑤勤務会員入会促進（各職域薬剤師対象）
- ⑥未就業薬剤師対策
- ⑦会員数増強薬剤師会の推進事例の紹介及び加入促進
- ⑧会員誌、ホームページ等を通じた必要な情報の迅速な伝達

このうち③入会キットについては、日薬に未だ入会していない薬剤師に対して、会員との差別化を図るべく、○会員シール、○会員バッジ、○会員手帳、○会員証（カード）について検討し、その中で、会員シール（日薬会員であることを示すために、薬局店頭に掲示できる標章登録された JPA デザインマークのシール（ステッカー））については先行して作成し、都道府県薬剤師会に対して会員薬局への配付を依頼

した（平成 24 年 8 月 21 日付、日薬発第 155 号）。

その後、組織・会員委員会の下に、さらに具体的な検討を行うため、関連する課題を検討するワーキングを設置し、試作品を作成の上、平成 25 年度中に該当会員宛配付できるよう検討している。

なお、本会では、今後も、引き続き、入会しやすい、入会したい魅力ある組織となるための明確なビジョンを示すと共に、必要な媒体作成に取り組んでいくこととしている。

（9）日薬 120 年記念事業の準備

明治 26 年 2 月、日本薬剤師連合会は、全国の薬剤師会に対して日本薬剤師会の設立を呼びかけ、東京、大阪、熊本の 3 地区に分かれて大会を開催した。それぞれの大会で設立及び会則が決議され、同年 6 月 11 日に日本薬剤師会は設立した。平成 25 年 6 月には創立 120 周年を迎えることとなるため、記念行事等を企画検討している。

具体的には、平成 25 年 6 月 9 日に 120 周年記念式典及び記念祝賀会を執り行うことを予定しており、本年度はその準備等のため「120 周年記念実行委員会」を新たに設置した。同委員会では、①記念式典、②記念誌、③会館建設、④募金（寄附）の 4 つの WG を設け、検討・作業を進めている（10-（14）-3 参照）。

（10）薬剤師賠償責任保険制度等の普及

1) 薬剤師賠償責任保険

個々の薬剤師の業務上の過誤に対する補償を中心とした制度として普及に努めている。

本保険の啓発・加入促進については、平成 25 年 2 月募集より大幅な改訂（補償額の増額、郵便局振込日翌日の加入可、内容の一部変更）を行い、加入対象の会員にリーフレット及び加入申込書を送付したほか、日薬誌、日薬 FAX

ニュース、日薬ホームページで制度の周知を図っている。

今後もより一層の加入者増に向け、制度の見直しを適宜行っていく予定である。

なお、平成 24 年度の加入件数は、47,635 件（前年同期 48,187 件）である。内訳は、薬剤師契約 19,212 件（同 19,568 件）、薬局契約 28,423 件（同 28,791 件）となっている。

2) 個人情報漏洩保険

平成 17 年 4 月 1 日に個人情報保護法が全面施行されたこと、及び平成 21 年 5 月からレセプトのオンライン請求が始まったことを背景に、薬局等での情報漏洩を補償する制度として普及に努めている。

平成 25 年 3 月末の加入者確定件数は 5,673 件である。

本保険の啓発・加入促進については、平成 24 年 9 月の募集より保険料の引き下げを行い、加入対象の会員にリーフレット及び加入申込書を送付したほか、日薬誌、日薬 FAX ニュース、日薬ホームページで制度の周知を図っている。

（11）薬剤師年金・共済部等福祉制度の運営

1) 薬剤師年金保険

本会は、平成 24 年 4 月の公益社団法人移行に伴い、本会の薬剤師年金制度を継続するためには認可特定保険業の認可を受けることが必要となったことから、年金保険財政の健全化計画を策定して申請を行い、平成 24 年 3 月 28 日付で厚生労働大臣の認可を得たところである。

世界の経済情勢の低迷により、平成 24 年度前半は非常に厳しい資産運用が続いていたが、24 年度後半は政権交代等により、円安・株高が進み、景気は回復基調で推移している。それに伴い、年金資産運用状況も回復傾向にある。

今後も内外債権・株式市場、為替市場などを注視して慎重な資産運用を行っていく。

日薬年金保険制度の広報については、日薬雑誌及び日薬ホームページに掲載するとともに、学術大会では年金PRのブースを設け、年金保険制度の普及を図った。

また、財政の健全化計画の一環として、平成26年4月より保険料の増額、年金額の減額等を検討していることについて、年金加入者及び受給者には平成24年11月末に文書にて通知した。

日薬ホームページからの「薬剤師年金加入申込書」請求者は、平成25年3月末までに約50名、その他の申込書請求者は約100名となっている。

平成25年3月末現在の加入者数は6,031名、受給者数は7,489名である。

2) 日薬共済部

本制度の紹介及び加入募集については、都道府県薬剤師会の協力を得て行っているほか、本会ホームページに掲載し、事業内容を案内するとともに目標の5,000名に向けて新規加入促進を各都道府県薬剤師会会长に要請しPRを行っている。

なお、平成25年3月末の部員数は、2,081名（前年度2,379名）となっており、年々減少している。

また、本共済部制度の規定については見直しを検討している。

(12) 日本薬剤師国民年金基金等への支援

本会役員が日本薬剤師国民年金基金の運営に参画し、平成24年度も引き続き協力・支援を図っている。

平成24年度の事業実績等については次のと

おりである。

①加入員について

新規加入員29人、資格喪失者120人で、現存加入員数は999人である。

なお、加入員の主な資格喪失事由は、加入員の60歳到達や厚生年金への移行などによるものである。

②年金給付について

1口目部分受給者（繰上受給者を除く。）1,209人、繰上受給者25人、2口目以降部分受給者884人で、基本年金総額（年金受給者の年金年額の総計）は521,565,970円で、年金支払額は482,411,332円である。

遺族一時金の支給額は、22件35,674,100円である。

③今後の運営等について

基金の健全にして安定した事業運営を図るために必要な一定の加入員数が確保され、将来の加入員規模を一定水準に保つことが、基金財政の安定的な運営に資することとなることから、加入員の確保が急務の状態にある。

同基金では、「紹介制度」を活用して新規加入者を募集しているが、日薬誌への広報記事の掲載や日薬新入会員への直接的な広報など、本会も加入員確保等に協力している。

なお、本会では今後も同基金の事業運営等に協力・支援を継続していく。

(13) 薬学生の活動に対する支援・協力

1) 薬学生ニュースの発行

本会では、平成22年度より、実務実習における指導薬剤師と薬学生とのコミュニケーション・ツールとして、また薬学生に役立つ情報を伝達・提供するための媒体として、「薬学生ニュース」を発行し、全薬科大学・薬学部、薬学教育関係団体等に無償で配付している。本年度においては、本ニュース第7号を6月30日に、第8号を10月30日に、第9号を2月25

日に、それぞれ 11,500 部発行した。第 7 号においては、現役薬学生の松島美菜さん（日本大学 4 年生）が競泳「女子百メートル平泳ぎ」でロンドンオリンピック出場を決め、本会児玉会長が応援金を贈呈した旨や、6 年制第 1 期生が受験した第 97 回薬剤師国家試験の結果等を、第 8 号においては、本会等の主催で 8 月 5 日に実施した「6 年制薬剤師誕生キャンペーン 市民シンポジウム」の概要等を、更に第 9 号では、インドネシア・バリ島で開催された FAPA 大会への薬学生の参加レポート等を紹介した。また、本ニュースでは、新入生歓迎会の開催報告や日本の薬学生による海外留学生受入体験記等、薬学生自身による様々な活動レポートも掲載している。本会としては、今後も引き続き、本ニュースを活用し、薬学教育の充実、薬学生の活動支援並びに本会の公的活動の紹介につながる情報等を、広く薬学生に提供していく予定である。

また、本年度は、日本薬学生連盟 APPS2013 実行委員会が平成 25 年 8 月 22～28 日に東邦大学薬学部習志野キャンパスにて開催する「第 12 回アジア太平洋薬学生シンポジウム」について、日本薬学生連盟幹部と数回にわたり協議し、継続的に支援を行っている。

2) FAPA への参加支援

9 - (5) 参照。

3) 薬学生シンポジウムの開催

本会では例年、日本薬学生連盟等と連携し、本会学術大会において薬学生シンポジウムを開催しており、本年度も同様のシンポジウムを企画・実施した。薬学生シンポジウムは、学術大会の正式なプログラムの一環ではあるが、その企画・運営の大部分を薬学生の自主性に委ね、本会並びに開催県である静岡県薬剤師会が、それを後方からバックアップする形で準備した。

シンポジウムは大会二日目の午後 1 時より開催され、「異なる視点から学ぶチーム医療」

をテーマに、全国より 100 名近い薬学生・薬剤師等が参加した。当日は、曾布川静岡県薬会長、児玉日薬会長の挨拶でスタートし、プログラム第一部では薬学生が事前に実施したチーム医療に関する薬学生・医学生・看護学生に対するアンケート調査の結果報告が、第二部では、「チーム医療の取り組み紹介」と題し、静岡県立総合病院の医師・看護師・薬剤師より、チーム医療の具体的な取り組み事例が紹介された。これらを受け、第三部では、「患者を身体的にも精神的にも健康にすべく、よりよいチーム医療を展開するために医療スタッフは何をするべきか？」をテーマに、医学生も交えて SGD が行われ、各班からの発表とそれに対する質疑、実行委員長の総括をもって、午後 4 時にシンポジウムの全日程を終了した。

参加した薬学生や薬剤師からは、テーマ・内容ともに非常に有意義であったとの評価も得られたところであり、本会では、今後も引き続き、薬学生の諸活動に対し、様々な角度から支援・協力をしていく方針である。

(14) 日本薬剤師会館建設に向けた対応

1) これまでの経過

日本薬剤師会館（仮称）の建設については、過去に何度か検討が行われたが実現には至らなかった。平成 20 年 8 月の第 69 回通常総会及び同決算委員会において、代議員より会館建設を求める意見が多数述べられることから、役員間で会館建設に関する検討を開始した。

その後、代議員の中からブロックごとに選出された委員による「日薬会館に関する調査研究特別委員会」が組織された。その後、常務理事打合会、理事会で検討後、平成 21 年 8 月の第 71 回通常総会に「日本薬剤師会館（仮称）建設に向けた対応の件」を議案として提出し、同総会において可決された。

同総会後、10 月 10 日の理事会において、「日

薬会館建設特別委員会」の設置を決定し、同委員会において、会館建設に向けた審議を開始した。同委員会は平成 22 年 1 月 5 日に「日本薬剤師会館建設に関する中間意見」、平成 24 年 1 月 11 日に第二次意見を取りまとめ、日薬会長に提出している。執行部では同委員会意見等を踏まえ、その後の総会において、会館建設に係る「医薬分業事業等積立資産取崩」、「会館建設に係る借入金最高限度額」等を議案として提出し、承認を得ている。

その後、本会が平成 24 年 4 月に公益社団法人に移行し、新執行部体制となったことに伴い、新たに委員会が組織され、120 周年記念事業実行委員会の中に、代議員の中からブロックごとに選出された委員による「日薬会館建設ワーキング」が組織された（10-（9）参照）。

2) 具体的な会館建設候補地について

会館建設候補地の選定に当たっては、職員等の生命の安全確保、IT システムの維持・保全及び災害時の対応拠点としての役割を重要な評価基準とすべきとされており、担当役員を中心に、実際の災害時に復旧が優先される千代田区、中央区、港区をはじめとする中心地域において、引き続き会館建設用地取得に向けて交渉を進めてきた。

3) 不動産売買契約の締結について

これまでの具体的な候補地の視察・評価を踏まえ、平成 24 年 3 月に社団法人全国権太連盟（東京都港区麻布台）と不動産売買契約を締結した。

今後、日薬会館建設ワーキングにおいて、建物の基本的なプランニングその他会館建設に関連する事項を検討していく予定である。

（15）その他本会の目的達成のために必

要な事業

1) 規制緩和問題への対応

一般用医薬品のインターネット販売業者が第 1 類・第 2 類医薬品の通信販売を行う権利の確認を求めた裁判について、4 月 26 日、東京高裁において国側の一部敗訴の判決が言い渡された。これに対し、5 月 9 日、国はこの判決を不服として最高裁へ上訴した。本会はこれを受け、5 月 10 日、以下の見解を発表した。

日本薬剤師会はこれまでも、インターネットでの販売は匿名性が高く、ネット販売された健康食品や脱法ドラッグによる健康被害の発生等にみられるように、現状では、国民の医薬品の適正な選択、使用、安全を搖るがしかねない販売方法であると考えております。また、海外においてはインターネットによる偽造医薬品の販売が蔓延しており、世界的な問題となっています。

したがいまして、国民の医薬品の安全性と適正使用の確保を本分とする公益職能団体の立場といたしましては、現時点では、インターネット販売の規制を行うことは不可欠と考えており、当局の上訴の判断は当然であると考えます。

6 月 29 日に公表された「規制・制度改革委員会」の報告書では一般用医薬品のインターネット等販売規制の見直しについて、①早期結論に向けた工程表の作成、②適切な調査の実施、③郵便等販売の経過措置終了後の代替措置、④偽造医薬品の流通防止体制の強化が、指摘事項（厚生労働省との合意事項）として盛り込まれた。

また、平成 24 年 7 月 10 日「規制・制度改革に係る方針」が閣議決定され、医療機器の承認審査手続の迅速化や定期接種対象ワクチンに係る規制緩和など 23 項目が盛り込まれた。規制・制度改革を巡っては、政府の行政刷新会

議の下の「規制・制度改革委員会」にて検討が進められている。

こうした規制・制度改革関連の会議が進められる一方、平成 25 年 1 月 11 日には最高裁で一般用医薬品のインターネット販売業者が第 1 類・第 2 類医薬品の通信販売を行う権利の確認を求める裁判において、国の上告が棄却された。本会はこれを受け、同日、以下の見解を発表した。

一般用医薬品のインターネット販売事業者が、第 1 類・第 2 類医薬品の郵便等販売を行う権利の確認等を求めた裁判について、東京高等裁判所がこれを認める判決に対して国が最高裁判所に上告していましたが、本日、最高裁判所においてこれを棄却する旨の判決が下されたとの発表がありました。

インターネットによる医薬品の販売は匿名性が高く、国民の安全および医薬品の適正な選択・使用を搖るがしかねないと考えられ、また、海外においてはインターネットによる偽造医薬品の販売が蔓延しており、世界的な問題となっています。

そのため、これまで日本薬剤師会としては、利便性よりも安全性を重視し、インターネットによる医薬品販売には反対してきたところであり、今回の最高裁判決は誠に遺憾と言わざるを得ません。

また、厚生労働省では上告が棄却されたことを受け、平成 25 年 2 月に「一般用医薬品のインターネット販売等の新たなルールに関する検討会」を設置し、従来の規制に代わる一般用医薬品のインターネット販売等について新たなルール等の検討を行っている。この検討会は、平成 25 年 3 月 31 日までに 4 回が開催され、本会からも担当役員を構成員として派遣している。

さらに、平成 25 年 3 月 8 日には規制改革会

議から一般用医薬品のインターネット等販売規制に関する見解が出され、一般用医薬品のインターネット等販売規制については「特に緊急性・重要性の高い最優先案件」と位置づけられた。この他、本インターネット等販売規制については、日本経済再生本部の下に設置される産業競争力会議等でも緩和が議論されている。

本会ではこうした動向を注視し、医薬品の適正使用の確保のため、引き続き必要な主張、対策を行っていく。

2) 各種法規・制度への対応

厚生労働省は、医薬品等の承認時及び販売時における安全対策の強化を図るとともに、医療上の必要性の高い医薬品等を速やかに使用できるようにするために、厚生科学審議会医薬品等制度改革検討部会において審議を行い、平成 24 年 1 月「薬事法等制度改革についてのとりまとめ」を公表した。本会からも担当役員が部会委員として参加した。

とりまとめ等を受けて、①医薬品、医療機器等に係る安全対策の強化、②医療機器の特性を踏まえた承認審査や市販後安全対策の在り方、③再生医療製品の特性を踏まえた承認審査や市販後安全対策の在り方、の 3 つの観点から法制化に向けた作業が行われているところであります、平成 25 年通常国会への提出が検討されている。

3) 関係団体との連携・協力

① (独) 医薬品医療機器総合機構への協力

(独) 医薬品医療機器総合機構との拠出金徵収業務委託契約に基づき、薬局医薬品製造販売業者からの副作用拠出金並びに安全対策等拠出金の徵収、及び日薬誌により制度の啓発に協力している。

平成 24 年度の製造販売業者 6,190 薬局のうち、平成 25 年 3 月末日現在、副作用拠出金並びに安全対策等拠出金とともに 5,924 薬局(納付率 95.7%) から拠出金が納付された。

なお、法律による納付が義務づけられているため、未納薬局には同機構より督促が行われ、併せて薬局への訪問徴収等が行われ、全対象薬局からの徴収が行われた旨報告されている。

②薬業団体との連携・協力

本会では、本会を含む薬業関係9団体で継続的に「薬業団体合同会議」を開催している。また、日本配置販売業協会主催の研修会に対し協力をしているほか、日本薬業連絡協議会にも本会役員が出席している。

また、日本保険薬局協会、日本チェーンドラッグストア協会及び日本OTC医薬品協会とも意見交換を行っている。

4) 税制改正、政府予算等への対応及び意見具申

税制改正及び政府予算に対し、以下の事項について厚生労働省をはじめ関係方面に要望を行った。

<税制改正要望>

所得税・法人税関係所得税・法人税関係

- ①東日本大震災に係る被災代替資産(器具・備品)の特別償却について:東日本大震災において滅失した器具・備品についても特別償却制度を導入すること
- ②在庫医薬品の資産価値減少への対応:薬価の引き下げに伴う在庫医薬品の資産価値減少に対応をした税制優遇措置を創設すること
- ③収益事業からの除外について:薬学教育に係る長期実務実習費を収益事業から除外すること
- ④特別償却制度の適用について:医療安全に資する医療機器等に係る税制優遇措置(特別償却制度)について薬局もその対象とすること
- ⑤取得最低金額の引き下げについて:「中小企業投資促進税制」等における取得最低金額を引き下げるこ
- ⑥源泉徴収の取扱い:保険調剤(社会保険診療報酬)に係る所得税の源泉徴収を撤廃すること

と

消費税関係

- ①保険調剤(社会保険診療報酬)等に係る消費税の非課税制度について

1-1. 保険調剤(社会保険診療報酬)等に係る消費税の非課税制度をゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改めること

1-2. 上記1-1の課税制度に改めるまでの措置として、医療安全に資する設備機器、増改築費用等について、税額控除を認める措置を創設すること

- ②実務実習費に関する取り扱い:薬学教育に係る長期実務実習費を非課税とすること

- ③一般用医薬品に関する取り扱い:一般用医薬品に係る消費税をゼロ税率ないし軽減税率に改めること

地方税関係

- ①事業税の取扱い

1-1. 保険調剤(社会保険診療報酬)に係る個人事業税の非課税措置(特別措置)を存続すること

1-2. 保険調剤(社会保険診療報酬)に係る法人事業税の非課税措置(特別措置)を創設すること

<平成25年度予算に関する要望>

- ①地域医療計画や健康日本21など、国、地域の医療・保健対策における薬局・薬剤師の役割を明確にし、国民の健康管理、健康増進、生活習慣病対策、セルフメディケーションの推進において積極的な活用を図るための予算措置を講ずること

- ②東日本大震災を教訓にして、今後、被災地での薬剤師による救護活動や医薬品の供給を効率的・効果的に行えるよう、災害時に薬事を担当する「災害薬事コーディネータ(仮称)」を養成するための予算措置を講ずること

- ③地域医療確保のための薬局の体制整備に対

- する予算措置を講ずること
- 在宅医療を推進するための一層の支援
 - 薬剤師をより積極的に活用する地域チーム医療体制の整備に対する予算措置
 - 休日・夜間対応に対する一層の支援
- ④薬剤師の生涯学習推進にかかる予算を拡充すること
- 全国共通の新しい生涯学習制度の構築
 - 基礎から専門的知識を有する薬剤師及び専門薬剤師の養成
- ⑤医薬品の安全確保や質の高い薬物療法への参画を通じて、安全で安心な医療を患者・国民に広く提供可能とするよう、医療機関におけるチーム医療の推進を図る一環として、病棟への常駐等薬剤師の配置数を拡充するための予算措置を講ずること
- ⑥薬剤師養成のための薬学教育の充実につき、所要の予算措置を講ずること
- 実習指導薬剤師の養成、フォローアップ研修等への支援
 - 実務家教員のキャリア維持・向上のための研修への支援
 - 薬学生に対する奨学金制度の拡充
- ⑦薬局における安全管理体制の整備に係る予算措置を講ずること
- ⑧地域における公衆衛生、感染症対策（新型インフルエンザ、ノロウイルス等）のための予算措置を講ずること

5) 国民医療推進協議会

本会ほか医療関係 40 団体で組織する国民医療推進協議会（会長：横倉義武・日本医師会会长）は 4 月 19 日、TPP 参加反対総決起大会を開催した。大会には薬剤師会関係者 80 名を含む約 800 名が参加し、TPP 交渉参加に断固反対する決議を採択した。

また、11 月 15 日～12 月下旬において「国民医療を守るために国民運動」を展開するとと

もに、12 月 21 月にはその一環として「国民医療を守るために総決起大会」を開催した。大会には薬剤師会関係者 80 名を含む約 1000 名が参加し、国民皆保険堅持等の決議を採択した。

6) 政策研究委員会の設置

本会では本年度、本会が直面する重要課題に対応するため、政策研究対策委員会を新たに設置し、平成 25 年 3 月 26 日に初会合を開催した。